

案

板橋区生活復興マニュアル

令和6年3月

板 橋 区

板橋区生活復興マニュアル

目次

第1章 総則.....	1
第1節 板橋区生活復興マニュアルの目的と範囲.....	2
1 板橋区生活復興マニュアルの目的と位置づけ.....	2
2 板橋区生活復興マニュアルの範囲と時間経過.....	4
第2節 板橋区の生活復興体制.....	5
1 震災復興本部の設置及び組織.....	5
第3節 生活復興対策と課題.....	7
1 被害想定における板橋区的生活復興.....	7
2 板橋区的生活復興対策と課題.....	10
第2章 生活復興事業の体系.....	11
1 生活復興事業の体系.....	12
2 板橋区生活復興等対策の各分野の主な組織体制.....	13
第3章 復興本部及び広報・相談体制.....	15
第1節 「復興本部」の組織体制.....	16
1－（1）震災復興本部の設置.....	18
2－（1）震災復興計画及び特定分野の復興計画の策定.....	19
3－（1）財政方針の策定と財源の確保.....	21
3－（2）人的資源の確保.....	22
第2節 「広報・相談」体制.....	23
1－（1）区民等への広報.....	24
2－（1）被災者のための相談所の設置.....	25
2－（2）女性被災者等に対する各種相談.....	26
第4章 生活分野の復興体制.....	27
第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制.....	28
1－（1）家屋・住家の被害状況調査(罹災証明のための被害認定調査).....	32
1－（2）罹災証明書発行の準備.....	36
1－（3）罹災証明書の発行.....	38
1－（4）生活再建支援相談.....	41
2－（1）住民の被害・被災後の生活状況の把握（被災者生活実態調査）... ..	43
2－（2）住民生活の再建状況等の把握.....	45
3－（1）生活に必要な資金の貸付.....	46
3－（2）災害弔慰金等の支給.....	47

3- (3)	義援金等の募集、配分	50
3- (4)	租税・保険料の減免	51
4- (1)	地域協働復興の推進	52
4- (2)	ボランティア等の市民活動の支援	53
4- (3)	外国人への支援	54
4- (4)	集会施設の再建	55
5- (1)	がれき等の処理	56
5- (2)	ごみ・し尿の処理	58
第2節「保健衛生・医療」の復興体制		59
1- (1)	医療機関の復旧状況に関する情報収集・提供	61
1- (2)	医療救護活動と仮設診療所の設置支援	62
2- (1)	メンタルヘルスケア	63
2- (2)	被災者の健康管理	64
3- (1)	防疫活動の実施	65
3- (2)	公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援	66
3- (3)	飲食店・クリーニング等営業関係の情報提供	67
3- (4)	食品・飲料水の安全確保	68
3- (5)	劇毒物対策	69
3- (6)	動物の保護管理	70
第3節「福祉」の復興体制		71
1- (1)	福祉施設の被害状況の把握	73
1- (2)	福祉施設の再開及び再建支援	74
2- (1)	地域福祉需要の把握	75
2- (2)	避難行動要支援者等の状況把握	77
3- (1)	要配慮者等の在宅サービス体制の整備	78
3- (2)	一時入所等の受入施設の確保	79
3- (3)	生活支援・生活保護対策	80
第4節「教育・児童福祉」の復興体制		81
1- (1)	学校教育・児童福祉施設の被害状況の把握	83
1- (2)	学校施設の再建	84
1- (3)	児童福祉施設の再建	85
1- (4)	文化・社会教育・体育施設の再建	86
2- (1)	保育の再開	87
2- (2)	学校教育の再開	88
3- (1)	被災園児・児童・生徒の被災状況の確認	90
3- (2)	被災園児・児童・生徒のメンタルヘルスケア	91
3- (3)	被災園児・児童・生徒の転入学・転園等の支援	92
3- (4)	被災児童・生徒の学用品・教科書等の提供	93
4- (1)	文化財の復旧支援	94
第5節「産業」の復興体制		95

1－(1)	区内産業の被害状況把握と産業復興計画の作成	96
2－(1)	共同の仮設賃貸工場・店舗の提供	98
2－(2)	資金需要の把握と金融支援	100
3－(1)	従業員雇用状況の把握及び支援	101
3－(2)	雇用・就業の確保	102
第5章	住宅の復興体制	103
第1節	「住宅」の復興体制	104
1－(1)	住宅の被害状況の把握	106
2－(1)	住宅の全体必要量の算出	107
2－(2)	応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定	108
2－(3)	住宅復興計画の策定	110
3－(1)	応急仮設住宅等の用地の確保	111
3－(2)	応急仮設住宅等の建設等	113
3－(3)	入居者の募集・選定・入居手続	114
3－(4)	応急仮設住宅及び一時提供住宅の入居者管理	115
4－(1)	被災住宅の応急修理	118
4－(2)	住宅取得の融資・利子補給支援	119
4－(3)	マンション等の再建に対する支援	120
4－(4)	住宅の自力再建への支援	121
5－(1)	区営住宅等の修理	122
資 料		123
【主な連絡先一覧】		124
【東京都板橋区震災復興本部条例】		125
【東京都板橋区震災復興本部条例施行規則】		125

第 1 章 総則

第1節 板橋区生活復興マニュアルの目的と範囲

1 板橋区生活復興マニュアルの目的と位置づけ

(1) 目的

区は「板橋区基本計画」や「板橋区地域防災計画」等に基づき、災害に対する予防から発災後の様々な状況に対し、適切に対応できるよう各種施策を行っているところです。しかし、災害により被害を受けた区民がその痛手から再起し、早期に生活を回復させることは容易ではありません。このことは平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震をはじめ様々な災害からの復興状況を見ても明らかです。

自然災害には、地震や台風など多様な事象がありますが、これは不可避で偶発的な自然現象ということだけではなく、区全体で対応していかなければならない社会現象でもあるといえます。そのため、これらの災害に対応できる体制を区の組織の中に常に準備するとともに、発災前の平常時から、生活復興の基本的な考え方、具体的な復興の進め方や復興体制等について、マニュアルの整備や図上訓練を行うなどの入念な準備をしておく必要があります。

東京都は、令和4年5月に東京の被害想定を約10年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を公表し、令和5年5月に「東京都防災計画」を修正しました。

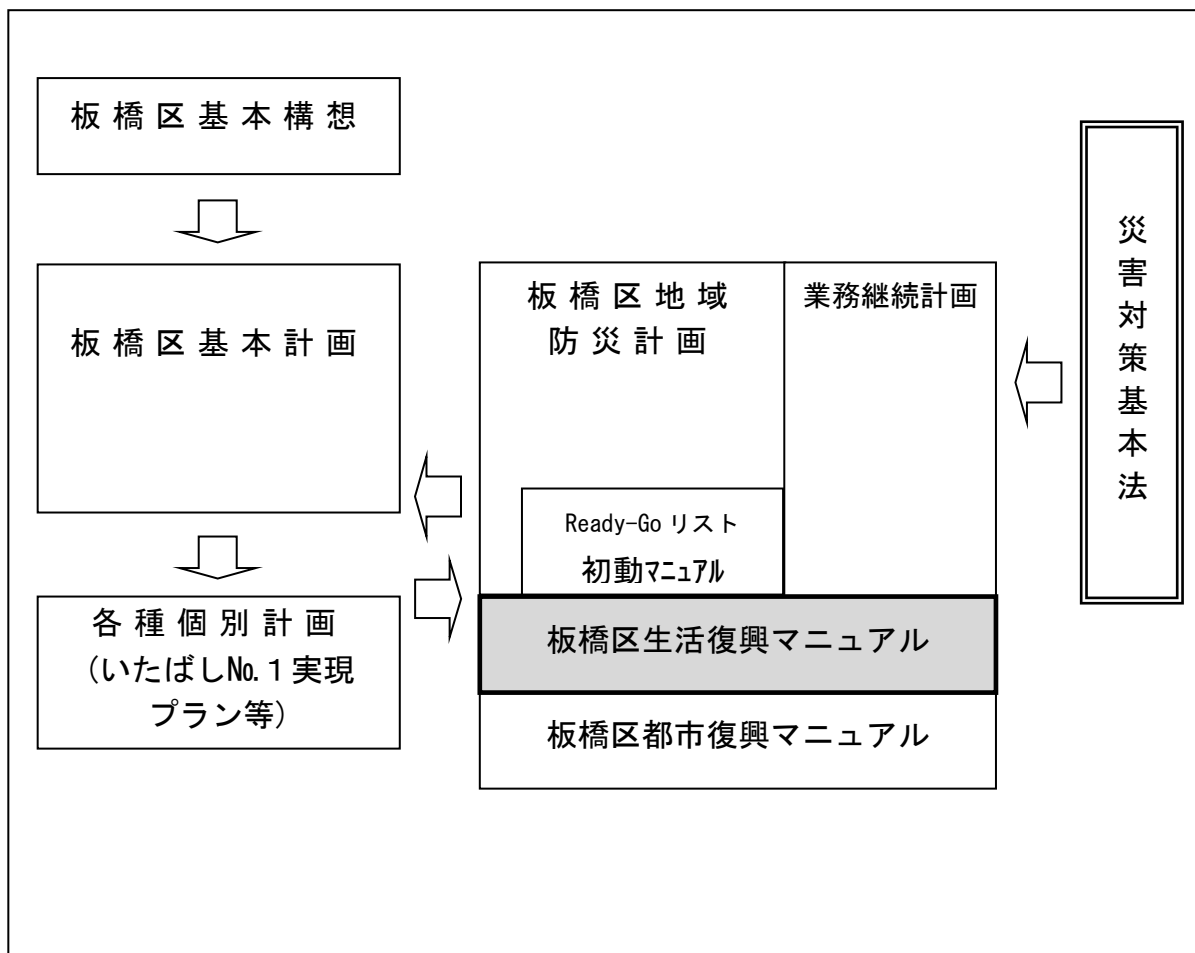
区では、新たな被害想定や修正された「東京都地域防災計画」の内容及び近年の災害事例等を踏まえ、令和6年3月に、「板橋区地域防災計画」及び「板橋区備蓄物資体制最適化計画」を改定します。

これらの経緯を踏まえ、具体的な生活復興事業を定めた「板橋区生活復興マニュアル」も合わせて改定し、生活復興に向けて速やかに動き出せる体制を全庁的に整備します。

(2) 位置づけ

「板橋区生活復興マニュアル」は、「板橋区基本計画」のほか、各種個別計画において示された方針・施策を踏まえ、生活復興の手順を定めたものです。また、災害予防対策から生活復興対策を一連の災害対策として施策を行ううえで、「板橋区地域防災計画」の生活復興の部分を担当しており、「板橋区地域防災計画」の一部をなしています。

なお、業務継続計画では、発災後から約30日までの区業務の復旧についての手順を定めているため、本マニュアルと一部重複している部分もありますが、復興の流れを体系化しているため、一連の流れとして位置づけます。



2 板橋区生活復興マニュアルの範囲と時間経過

「板橋区地域防災計画」（災害対策基本法第42条で規定、板橋区防災会議にて策定）においては、事前の災害予防対策及び発災直後からの災害応急対策を担うものとし、「板橋区生活復興マニュアル」においては、震災後一定期間からの生活復興対策を担うものです。

区で策定した業務継続計画は、発災から一定期間までの通常業務及び災害対策業務の復旧手順について定めています。そのため生活復興対策と重なる部分も多くなっていますが、業務継続計画は区業務を継続していくための手順であり、災害応急及び復興対策は、生活を取り戻し再生させていくための一連の流れとして位置づけるものとしします。

なお、本マニュアルでは、震災復興を基に作成していますが、震災のみならず災害からの復興でも活用することを想定しています（「震災」を「災害」等と読み替えます）。

◆災害予防対策、災害応急対策、生活復興対策の内容（概要）

災害予防対策 (発災前)	⇒ 災害応急対策 (発災直後～1週間程度)	⇒ 生活復興対策 (7日～10日以後復旧まで)
<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及 ○建築物等防災計画 ○地震火災等の防止計画 ○災害応急対策用物資の整備 ○災害救護及び復旧費等の基金の積立計画 ○避難計画 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 ○避難所の開設 ○飲料水・食料等の確保 ○救助・救急 ○がれき等の除去 ○道路等の応急復旧 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(Ready-Go リスト等で補完)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の発行 ○医療機関の再建支援 ○区内産業の再建支援 ○福祉・保健施設の再建支援 ○こころのケア ○学校・文化施設の再建支援 ○各種情報提供・相談 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(本マニュアルで補完)</p>
板橋区業務継続計画		
板橋区地域防災計画		

第2節 板橋区の生活復興体制

1 震災復興本部の設置及び組織

(1) 震災復興本部の設置

震災直後に設置される「災害対策本部」（「東京都板橋区災害対策本部条例」による。）が災害応急対策を行い、震災から約1週間を目安として、区長（本部長）の判断により、「震災復興本部」（「東京都板橋区震災復興本部設置条例」による。）を設置することとなります。

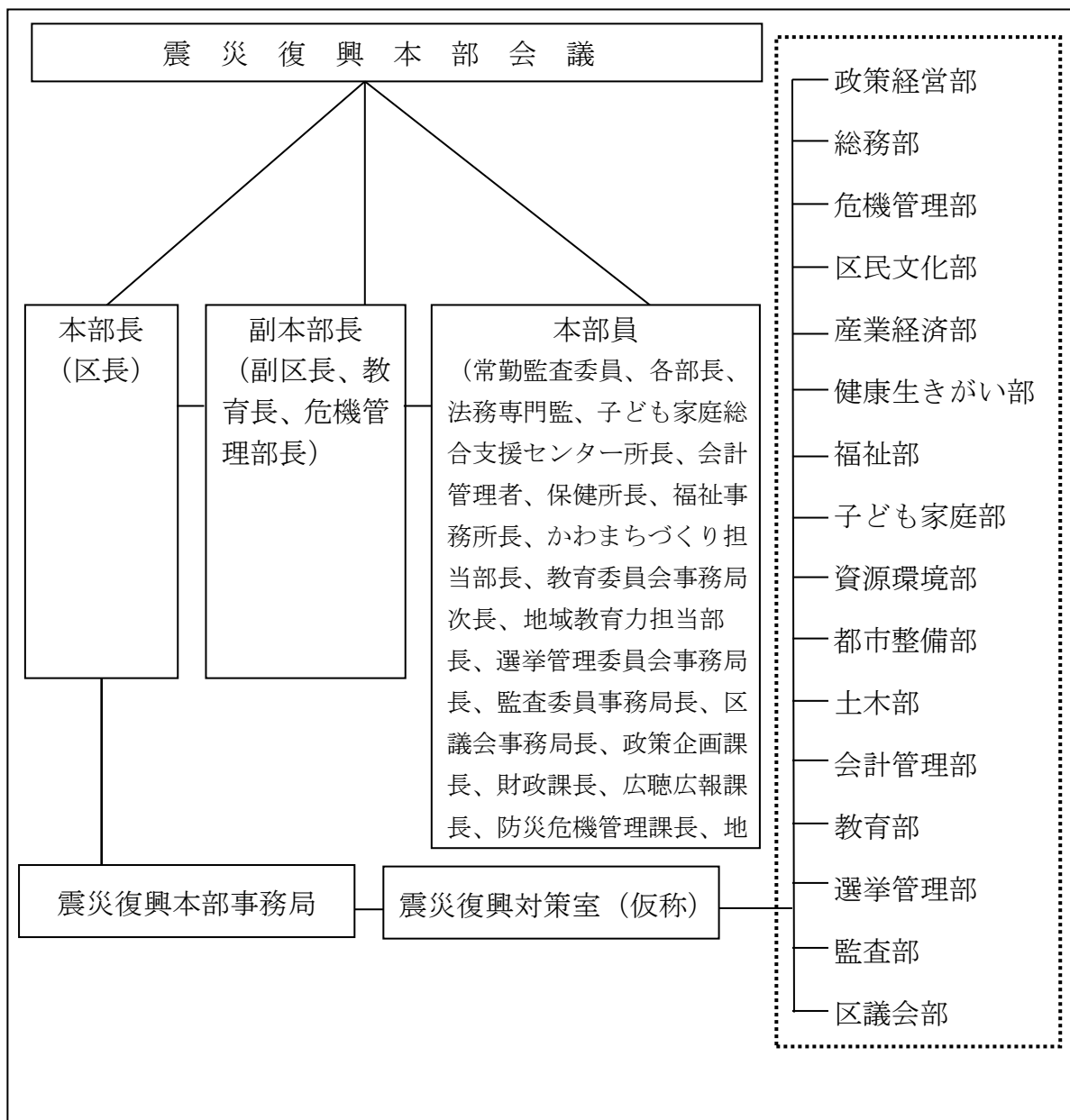
しかし、「災害対策本部」から「震災復興本部」への切り替えに際しては、引き継がれる事柄も多いので、「災害対策本部」を設置した時から、「震災復興本部」設置時を視野に入れて災害応急対策を進める必要があります。

(2) 震災復興本部の組織

震災復興本部は、区長を本部長とし、副本部長を副区長、教育長、危機管理部長とし、本部員を各部長等とします。基本的には「災害対策本部」の組織と同じとなりますが、応急対策に対応するために危機管理部が主に中心として運営する「災害対策本部」とは異なり、復旧復興業務は通常業務の延長線上であることから、「震災復興本部」は政策経営部と危機管理部が連携して運営を行います。

また、震災復興本部設置と同時に、「震災復興本部事務局」を設置し、これを運営するために組織横断的な復興対策室（仮称）を組織します。

◆ 「震災復興本部」の組織図



第3節 生活復興対策と課題

1 被害想定における板橋区の生活復興

令和4年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に示された板橋区の被害想定をもとに、第2章以降で各分野の生活復興体制及び施策を整理しています。

◆前提条件

多摩東部直下地震		
地震発生時	冬・夕方、晴れ、風速8m/秒	
地震の規模等	震源	直下
	規模	マグニチュード7.3（最大震度7）
人口等	昼間人口：508,099人 夜間人口：584,483人 面積：32.22km ² 建築物総棟数：96,285棟 (R4首都直下地震等による東京の被害想定)	

◆被害想定

建築物全壊棟数（ゆれ）	木造	1,924棟
	その他	37棟
建築物半壊棟数（ゆれ）	木造	7,271棟
	その他	215棟
建築物焼失棟数	1,189棟	
ライフラインの機能支障率	上水道	24.4%断水
	下水道	3.9%管きよ被害
	電力	6.5%停電
	電話	1.5%不通
死者数	109人	
負傷者数	重傷	284人
	軽傷	2,106人
帰宅困難者数	58,247人	
避難者数	99,749人 [内、避難所生活者数66,499人]	

◆震災後の想定（板橋区独自想定）

3日目時の参集職員数	[地域班等の特別活動員及び避難所班] 全体の4/5（約440名） [その他] 全体の4/5（約3,000名）	
3日目以降の開設避難所数	40箇所以上 [福祉避難所は除く]	
ライフライン復旧率	上水道	1週間後 約86%
		1ヶ月後 100%
	下水道	1週間後 約96%
		1ヶ月後 100%
	電力	3日後 約93%
		1週間後 100%
通信	2週間後 100%	
がれき発生量	83万t以上（92万 ^m ） [建物損壊による]	

被害想定から、仮設住宅等の必要棟数をはじめとした生活復興に対応する推定量をそれぞれの分野等で算定しています。

なお、今回公表された被害想定では、前回よりもライフラインの被害状況等では、改善された数値となっておりますが、多摩東部直下地震や都心南部直下地震が発生した場合は、区内にはある程度の被害が発生すると想定されています。

一方、東京都下の多くの自治体が被災するため、区民の生活復興はもとより、多くの都民の生活復興支援の一翼を担うことも必要となるため、いち早い生活復興体制を確立し、様々な対策を推進していくことが求められます。

2 板橋区の生活復興対策と課題

生活復興を進めていくうえでは、災害対策同様に、区民・事業者・区・関係機関がそれぞれの役割に応じて、「自助・共助・公助」の理念により対策を行うことが必要です。

生活復興マニュアルでは、主に区及び都の施策について明記していますが、それぞれの主体が協力して生活復興、さらに区全体の復興を推進していくことが求められます。

〔区民・事業者との協働〕

生活復興に関する諸施策を進める上で、関係する区民や事業者の協力・参加・合意の形成は不可欠です。しかし、実際の災害時には発災当初は混乱が見られ、徐々に対応が可能となる時点においては、それぞれが1日も早く生活復興を進めたいことから、区民や事業者との合意形成にかけられる時間は限られてしまいます。

このことから、「区民・事業者との協働による生活復興」を進めるためには、平常時から関係者間で認識の共有と合意形成を図ることによって、迅速な生活復興につながると考えられます。震災前から区民や事業者の参加を得て、生活復興対策の目的・手法、都・区・区民の役割や事業者の役割等を明確にし、合意形成をすることがこれからの課題となります。

〔マニュアルの習熟〕

本マニュアルは、随時、それぞれの所管課で図上訓練等により確認し、対策の内容や手順等の習熟を図るものとします。

〔マニュアルの見直し〕

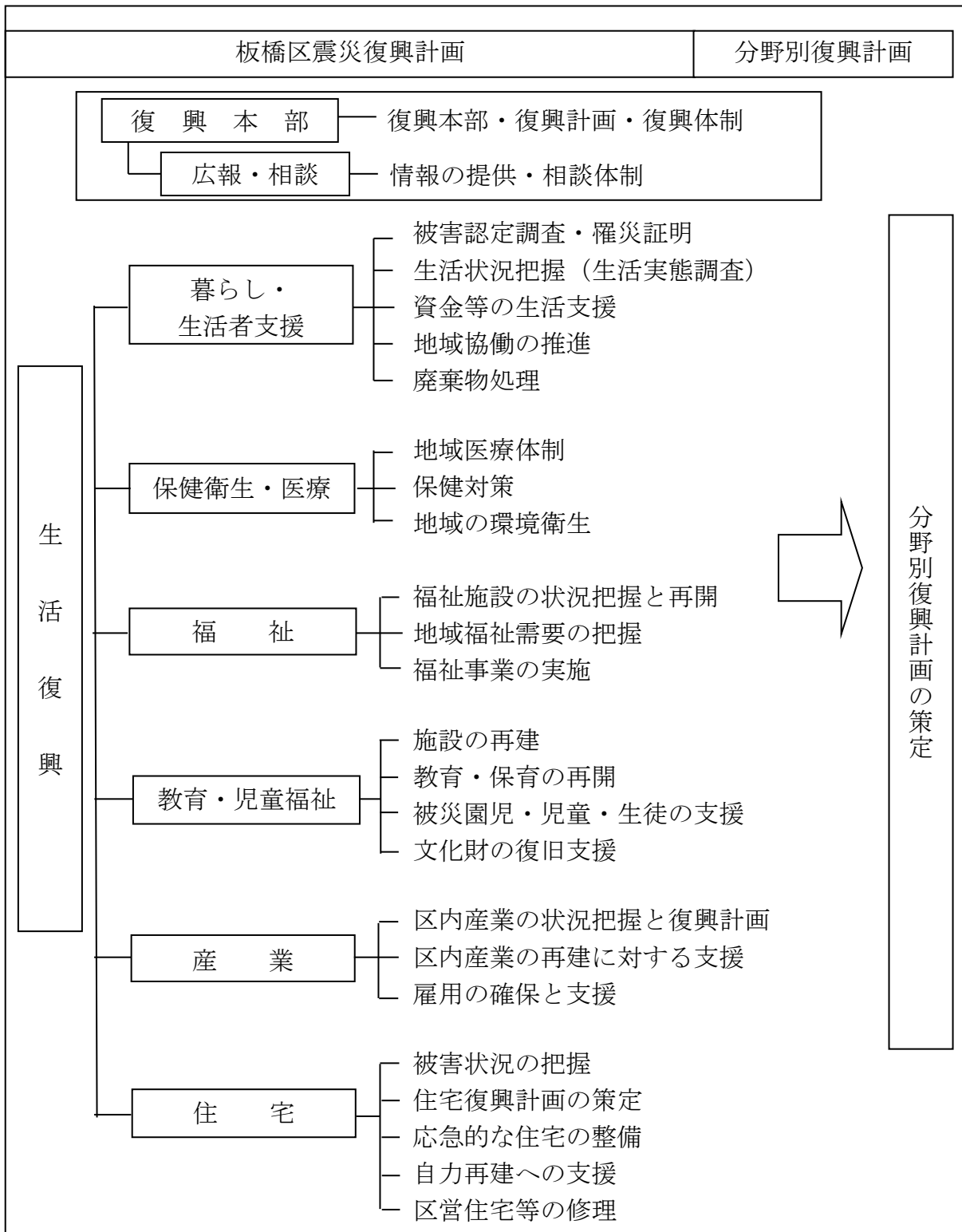
本マニュアルは、「東京都震災復興マニュアル」等を参考にして、区の役割を現時点において明記し作成したものですが、国・都の最新の動向や区民・事業者との合意形成の状況等を踏まえつつ随時、本マニュアルを見直していく必要があります。また、防災訓練や各種計画の策定などにより本マニュアルの精度を高めるとともに、区組織の適切な役割分担について、適宜見直します。

第2章 生活復興事業の体系

1 生活復興事業の体系

区民が「被災前と同様な生活をおくる」又は「新しい生活を構築する」ために、区が果たすべき基本的役割として、①被災者の自助、共助と支援 ②施策に優先順位を設けて計画的に実行 ③公平性の確保の3点を掲げます。

また、生活復興事業体系の概念図は下図のとおりです。



2 板橋区生活復興等対策の各分野の主な組織体制

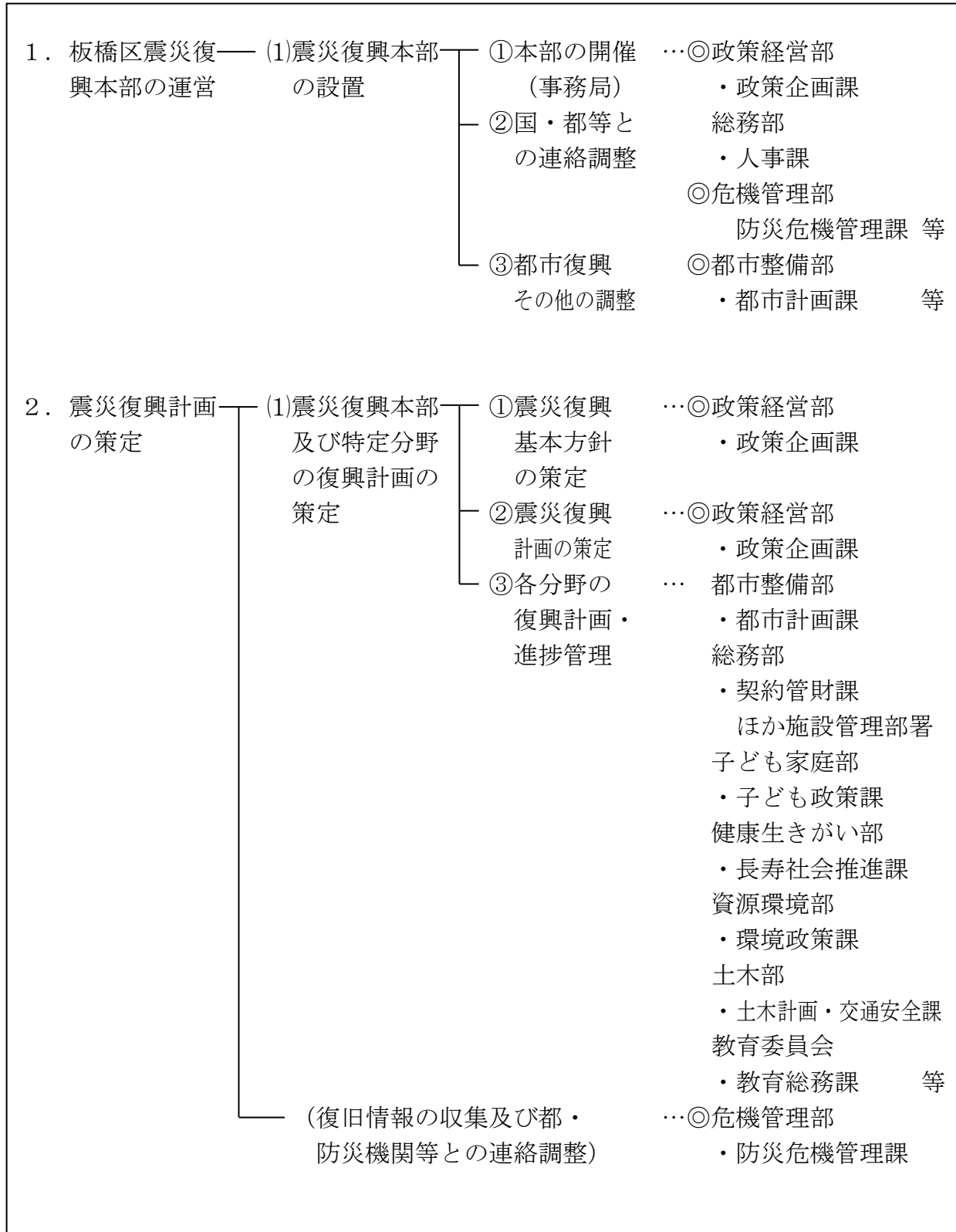
◎印は各分野の主な主管部署

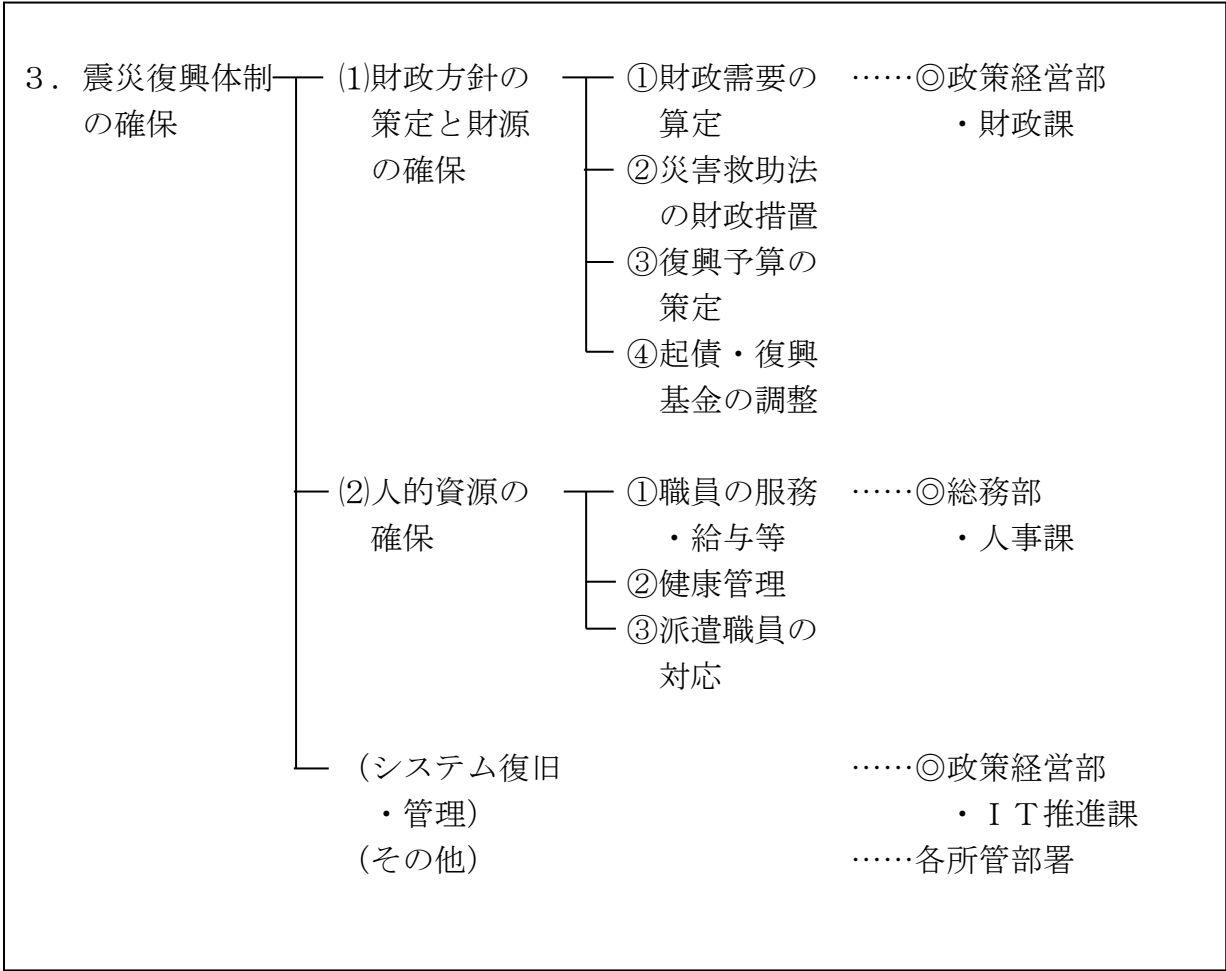
	〔分野〕	〔主な項目〕	担当部	〔主な担当課等〕 ※各事業参照
1	復興本部	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の運営に関すること 復興計画の策定 復興体制 	◎政策経営部 総務部 ◎危機管理部 都市整備部 (区議会部)	◎政策企画課、財政課 人事課 ◎防災危機管理課、地域防災支援課 都市計画課 (区議会事務局)
2	広報・相談	<ul style="list-style-type: none"> 情報の提供 相談体制 	◎政策経営部 総務部 区民文化部 福祉部	◎広聴広報課 区政情報課、男女社会参画課 地域振興課、文化・国際交流課 障がいサービス課、障がい政策課
3	暮らし・生活者支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査 罹災証明書発行 生活実態調査 生活再建支援制度 地域協働推進 	◎危機管理部 ◎区民文化部 総務部 福祉部 会計管理部 全部課	◎防災危機管理課 ◎地域振興課、戸籍住民課、文化・国際交流課 総務課、課税課、納税課 生活支援課 会計管理室 ※罹災証明関係は本部で指示調整
		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理 (がれき・し尿) 	◎資源環境部	◎資源循環推進課 各清掃事務所
4	保健衛生・医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制 保健対策・地域の環境衛生 	◎健康生きがい部	◎健康推進課、予防対策課、生活衛生課、各健康福祉センター
5	福祉	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の状況把握と再開 地域福祉需要の把握 福祉事業の実施 	◎福祉部 ◎健康生きがい部	◎生活支援課、各福祉課、障がいサービス課、障がい政策課 ◎健康推進課、予防対策課、生活衛生課、介護保険課、国保年金課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター
6	教育・児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> 施設の再建 教育・保育の再開 被災児童、生徒、園児の支援 文化財の復旧支援 	◎教育部 区民文化部 ◎子ども家庭部	◎教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、生涯学習課、地域教育力推進課、教育支援センター 文化・国際交流課、スポーツ振興課 ◎子ども政策課、保育運営課
7	産業	<ul style="list-style-type: none"> 区内産業の状況把握 産業の再建に対する支援 雇用の確保と支援 	◎産業経済部	◎産業振興課 赤塚支所
8	住宅	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 住宅復興計画の策定 応急的な住宅の整備 自力再建への支援 	◎都市整備部 政策経営部	◎住宅政策課、都市計画課、建築指導課、建築安全課 施設経営課

第3章 復興本部及び広報・相談体制

第1節「復興本部」の組織体制

◎印は取りまとめ





第1節 「復興本部」の組織体制 第1項 板橋区震災復興本部の設置

1-(1) 震災復興本部の設置

【趣旨及び内容】

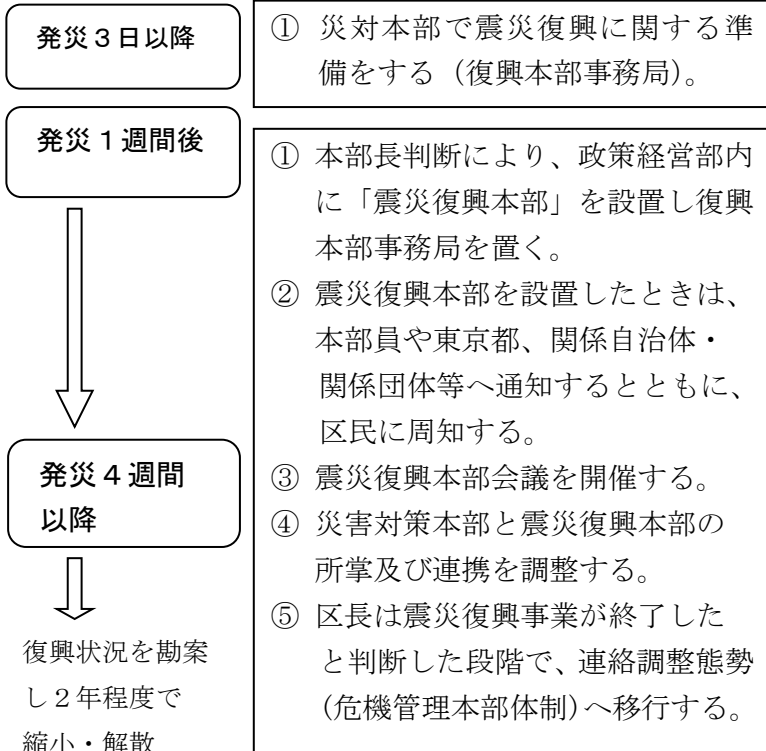
震災被害からの復興及び区民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

復興本部は「大規模災害からの復興に関する法律」等により規定され、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するために災害対策基本法第23条第1項に基づき設置する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

主管課 政策企画課、都市計画課（都市復興事務局）（連携：災対本部・復興本部）

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

○災害対策本部からの移行手続き

〈参考情報〉

○地域防災計画第6部 P626～631

○板橋区震災復興本部条例、施行規則

【震災復興本部事務局】

○本部長室

本部長：区長

副本部長：副区長、教育長、危機管理部長

本部員：常勤監査委員、各部長、法務専門監、子ども家庭総合支援センター所長、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、各関係課長等

○復興本部所掌事務

ア．震災復興に係る事務事業の企画立案及び実施（復興計画の策定）

イ．震災復興に関して担当する事務事業の執行状況の把握及び各報告

ウ．復興に関する重要事項の決定

第1節 「復興本部」の組織体制 第2項 震災復興計画の策定

2-(1) 震災復興計画及び特定分野の復興計画の策定

【趣旨及び内容】

「区震災復興基本方針」に基づき、復興本部は震災復興計画を策定し、各部署は特定分野復興計画を策定する。

震災復興計画は復興に係る最上位計画として区基本計画と並んで位置づけられるものであることから、策定過程において広く区民等の声を聴き、その意見を反映する。

また、特定分野の復興計画は、震災復興計画や都市復興計画等との整合性に配慮して各部署で策定し、復興本部に報告する。

主管課

政策企画課（連携：災対本部）、復興分野の担当各部署

対応時期

手順と方法

発災2週間後

- ① 震災復興本部会議時に、板橋区の震災復興基本方針を示し審議を経た上で、各分野の所管部署に復興計画案の提出を求める。

【東京都の動向】
① 震災後2週間以内に復興に係る基本方針案を作成し、震災復興会議での審議を経た上で、基本方針を内外に公表する。

発災2ヶ月後

- ① 発災後2ヶ月を目途に震災復興基本計画、都市復興基本計画（骨子案）を策定する。
- ② 各分野に復興計画（骨子案）を提出させる。
- ③ 提出された各分野の復興計画（骨子案）を基に、東京都等から情報収集し、財政措置等を含めた協議・調整を行う。
- ④ 東京都の基本方針や総合計画、区基本計画等との整合性を図る。
- ⑤ 各分野の復興計画を参考に「板橋区震災復興計画」を策定・公表する。その後、随時修正する。
- ⑥ 分野毎で作成した特定分野の復興計画を随時調整し、対応する。

発災6ヶ月後

↓ 随時修正

〈事前準備・確認事項等〉

- 各部署での各分野復興計画策定の内容及び手順・スケジュールの想定

〈復興計画の主な内容〉

- 理念、目標、方針、計画期間等
- 復興への取り組み
- 復興まちづくり
- 生活支援・地域再生・課題への対応
- 復興計画の推進体制

〈主な特定分野毎の復興計画〉

- まちづくり → 都市計画課・まちづくり調整課
- 住宅 → 住宅政策課 ○産業 → 産業振興課
- 保健衛生 → 健康推進課、生活衛生課 等
- 教育 → 教育総務課
- 廃棄物処理 → 資源循環推進課
- 各施設 → 各施設、施設所管課等

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P626～631、635
- 板橋区震災復興本部条例、施行規則

(参考) 東京都が示している震災復興計画策定のスケジュール

区市町村震災復興標準マニュアル資料編

震災復興計画策定スケジュール（区市町村一都）

	〔区市町村〕	〔東京都〕
事前		<ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議の設置及び運営（会議設置要綱作成、委員候補選出）
発災	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置
1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部設置 復興本部運営態勢の構築 都、隣接区市町村等に通知 住民の周知 計画策定体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部設置 復興本部運営態勢の構築
2週間程度		<ul style="list-style-type: none"> 復興基本方針本部長決定 震災復興検討会議の招集 本部長、会議への依頼（計画理念等の検討）
3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興基本方針の策定 震災復興本部会議等で審議 基本方針の決定 公表 	
1ヶ月後まで		<ul style="list-style-type: none"> 検討会議提言 復興計画理念等決定 計画策定方針を各局に通知 各局に局原案作成依頼
4ヶ月後まで		<ul style="list-style-type: none"> 各局から局原案提出 財政計画の調製（財務局と協議）
5ヶ月後		<ul style="list-style-type: none"> 復興計画原案作成 区市町村へ照会。意見集約 被災地域住民及び一般都民、昼間都民へ提示、意見集約
6ヶ月後まで		<ul style="list-style-type: none"> 特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況と合わせて随時） 区市町村の復興計画との調整 国との調整
6ヶ月後	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画の策定 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定 公表

第1節 「復興本部」の組織体制 第3項 震災復興体制の確保

3-(1) 財政方針の策定と財源の確保

【趣旨及び内容】

財政需要見込みは、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等を行うときの基礎資料になる。財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていく。ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとし、可能な限り当該年度予算で措置を行う。

また、既存の制度の枠内で措置可能なものとともに必要な特例措置について、速やかに必要事項を取りまとめ、都及び国に要望する。

主管課

財政課（連携：災対本部・復興本部）

対応時期

手順と方法

発災1週間後

- ① 緊急を要する応急・復旧事業や生活支援策に係る財政需要見込み額を算定する。
- ② 緊急度の高い事業は、必要額を確保し、予算執行方針を策定する。
- ③ 基金の活用を検討する。
- ④ 執行を当面凍結すべき事業をリストアップし、その凍結可能額を算定する。

【東京都の動向】

- ① 震災後1週間以内に区市町村からの報告を基に復興事業に係る財政需要見込み額を算定する。
- ② 上記①で算定した見込み額を基に被災区市町村と負担割合、運用利率等を調整する。
- ③ 国庫補助金等の特例措置を国に要望する。
- ④ 震災復興宝くじの発行について検討する。

発災1ヶ月後

- ① 復興事業に要する財政需要見込み額を算定し、震災復興本部に報告する。
- ② 応急・復旧及び復興事業に係る財政需要報告の中で特に取り組むべき対策についてリストアップし、都総務局に報告する。
(ア) 必要額を算定し、東京都と調整する。
(イ) 可能な限り当年度予算で措置する。
- ③ 都との調整を基に、予算見積り方針案を策定する。
- ④ 起債に関する手続きについて都と協議する。
- ⑤ 復興基金や特例措置等について国・都と調整する。

〈事前準備・確認事項等〉

○災害時における予算要求等の手続き

〈参考情報〉

○地域防災計画第6部 P636

第1節 「復興本部」の組織体制 第3項 震災復興体制の確保

3-(2) 人的資源の確保

【趣旨及び内容】

震災復興事業の実施には、通常業務に加え膨大な事務が長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。

このため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。それでもなお、必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村や都に対して職員の派遣を要請する。

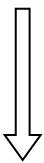
主管課

人事課 (調整：災対本部・復興本部)

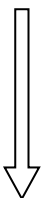
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災2ヶ月後



随時

- ① 各部毎の所要人員を把握する。
- ② 事務量が大幅に増加する部署等に、異動や兼務といった措置をとる。
- ③ 職員の再配置で対応できない場合は、都又は協定自治体に職員の派遣を要請する。また、必要に応じて派遣元自治体と派遣協定を締結する。
- ④ 受入職員の配置を決める。
- ⑤ 他自治体等からの派遣等によっても不足する場合は、会計年度任用職員等の雇用について検討する。

- ① 他の被災自治体等で職員が不足し、自治体や国・都等を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な場合には職員派遣をする。

【東京都の動向】

- ① 被災自治体からの要請を調整する。
- ② 九都県市や関西広域連合等との調整・要請を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

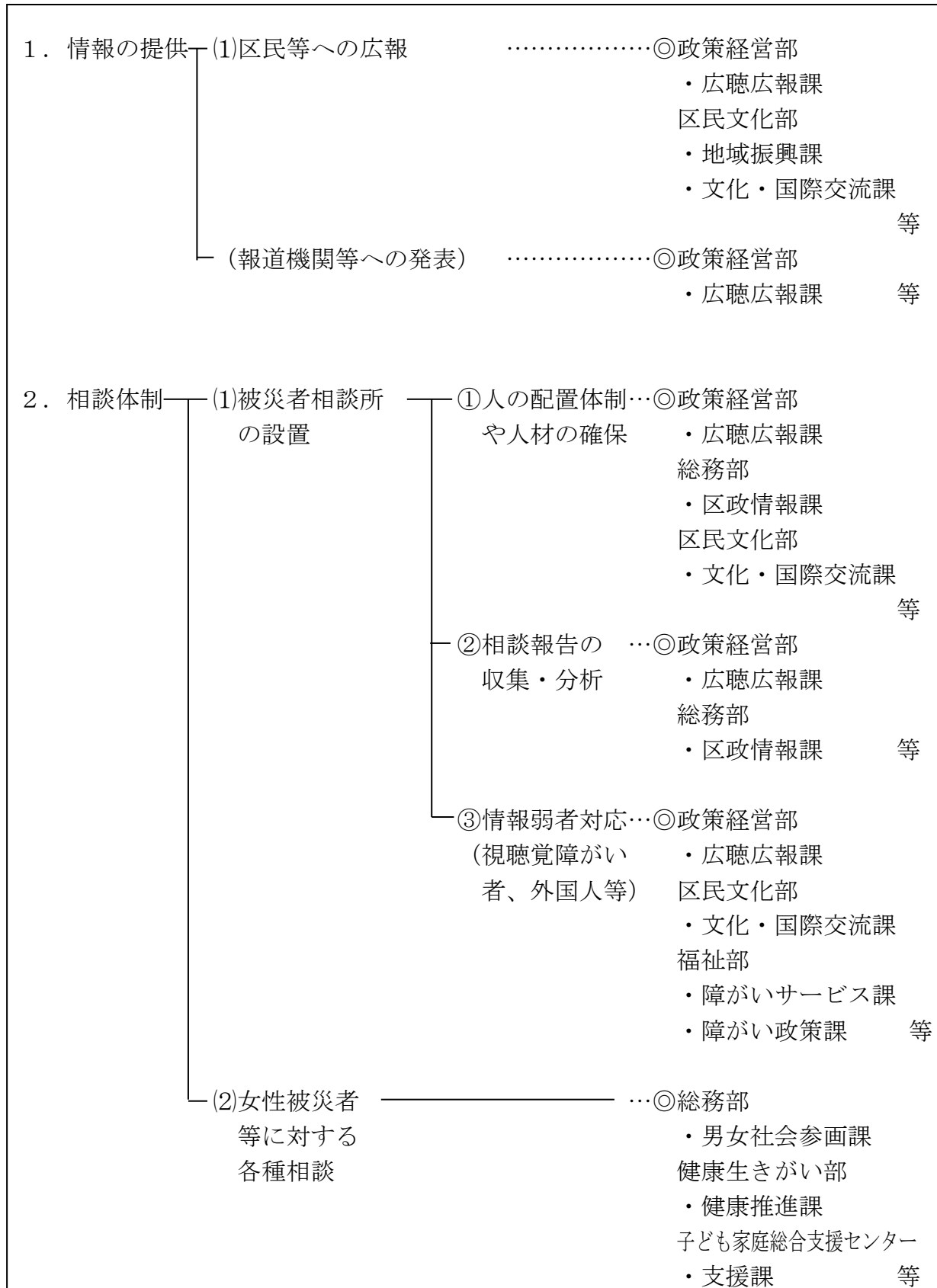
- 受入体制及び手順の確認・検討
- 不足する可能性のある分野、職種等の事前確認
- 協定自治体等との協定内容及び様式

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P637
- 自治体職員等受入マニュアル
- 協定自治体等との協定

第2節 「広報・相談」体制

◎印は取りまとめ



第2節 「広報・相談」体制 第1項 情報の提供

1-(1) 区民等への広報

【趣旨及び内容】

復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、多種多様で不確定な各種情報を整理し、迅速かつ的確に住民に提供するため、東京都及び関係機関とも緊密に連携を保ちながら、種々の広報活動を展開する。

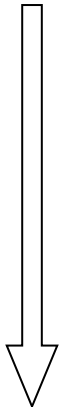
主管課

広聴広報課、文化・国際交流課、地域振興課 等

対応時期

手順と方法

復興本部
設置以降



適宜、復興状況
とあわせて通常
業務

- ① 各部署からの復興施策の内容及び実施状況・生活関連情報等を収集し、区民に提供する必要があると認められる情報を周知する。
 - (ア) 臨時広報紙を発行する。配布方法は既存の広報紙に準じるほか、避難所等必要と思われる箇所に配布する。
 - (イ) 地域及び避難所内の掲示板に掲示する。
 - (ウ) 視聴覚障がい者には、防災無線や広報車等の音声情報、庁舎内デジタルストレージ、拡大文字による情報及び点字による情報を提供する。
- ② 区HPやSNS、J:COM等で情報を提供する。
- ③ 区掲示板に必要情報を公告する。
- ④ 多言語化に配慮し、語学ボランティアを活用する。
- ⑤ 必要に応じて、報道機関に発表する。
- ⑥ 独自に広報が難しい場合は都や情報収集・提供等の協定を締結している事業者等と連携する。

【東京都の動向】

- ① 被害が甚大で、独自の広報活動が不可能となった区市町村から応援要請があった場合には当該区市町村に関する生活関連情報を都の広報紙等で提供するなど必要な応援を行う。
- ② 必要に応じて、都の復興関連情報の広報を区市町村に要請する。

〈事前準備・確認事項等〉

- インフラの回復にあわせて業務を再開する手順を確認する。
- 災害時の広報紙の印刷方法や区外避難者への広報紙の配布方法を事前に検討する。
- 文書による情報提供には、区の紋章を刷り込む等により、情報の信頼性を高める工夫をする。

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P293～295、第6部 P640

第2節 「広報・相談」体制 第2項 相談体制

2-(1) 被災者のための相談所の設置

【趣旨及び内容】

被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。行政が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。

このため、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、震災発生後、速やかに臨時窓口を開設するとともに、復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、被災者相談所を設置し、総合的な相談業務を開始する。

主管課 広聴広報課 (関係各課) 等

対応時期

手順と方法

発災直後



発災1週間後

発災2週間以降



随時、通常の区民相談室へ移行

- ① 業務継続により常設の区民相談室の開設状況を点検する。
- ② 各部署の窓口開設状況を区災対本部へ報告する。

- ① 常設の区民相談室とは別に、必要と認める場所に被災者のための相談所を設置する。
- ② 広報いたばし、区HP、避難所や地域の掲示板等で設置を知らせる。
- ③ 人的支援が必要な場合は各専門団体や都災対本部（区災対本部経由）へ派遣を要請する。

- ① 窓口は各課及び協定を締結している行政書士会などの関係機関の派遣や支援で運営する。
- ② 各課の専門相談等と連携する。
- ③ 相談回答の統一化を図るため、災対各班と調整する。

【主な相談窓口内容】

- ア. 法律相談
- イ. 土地・建物の相談
- ウ. 住宅相談
- エ. 労働相談
- オ. 年金・保険相談
- カ. 消費生活相談
- キ. 健康・こころ悩み相談
- ク. 福祉・高齢者相談
- ケ. 教育相談
- コ. 税務相談
- サ. 外国人相談
- シ. その他の相談

〈事前準備・確認事項等〉

- 相談員の配置態勢や各部の派遣職員、弁護士、税理士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、建築士、語学ボランティア等の確保方法等
- 相談窓口の開設場所、通信設備等
- 各種受付簿、様式等

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P476

第2節 「広報・相談」体制 第2項 相談体制

2-(2) 女性被災者等に対する各種相談

【趣旨及び内容】

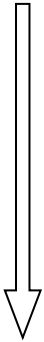
被災後、避難所や仮設住宅等による生活が長期化し、復興にいたるまでの生活環境の変化により生じる女性の悩みや性に起因する暴力、男女平等に関する課題などに対応するため、相談体制を整備する。

主管課 男女社会参画課、健康推進課、子ども家庭総合支援センター 等

対応時期

手順と方法

被災1週間後



- ①女性相談（健康相談、DV相談、子育て相談等）窓口を再開する。
- ②必要に応じて、関係団体と連携し、DV被害者等への支援を行う。
- ③保健活動班等と連携し、避難所や仮設住宅等で生活している女性に対する相談体制を整備する。

【東京都の動向】

- ①窓口や電話による相談を実施する。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

- 内閣府「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業報告書」

事例

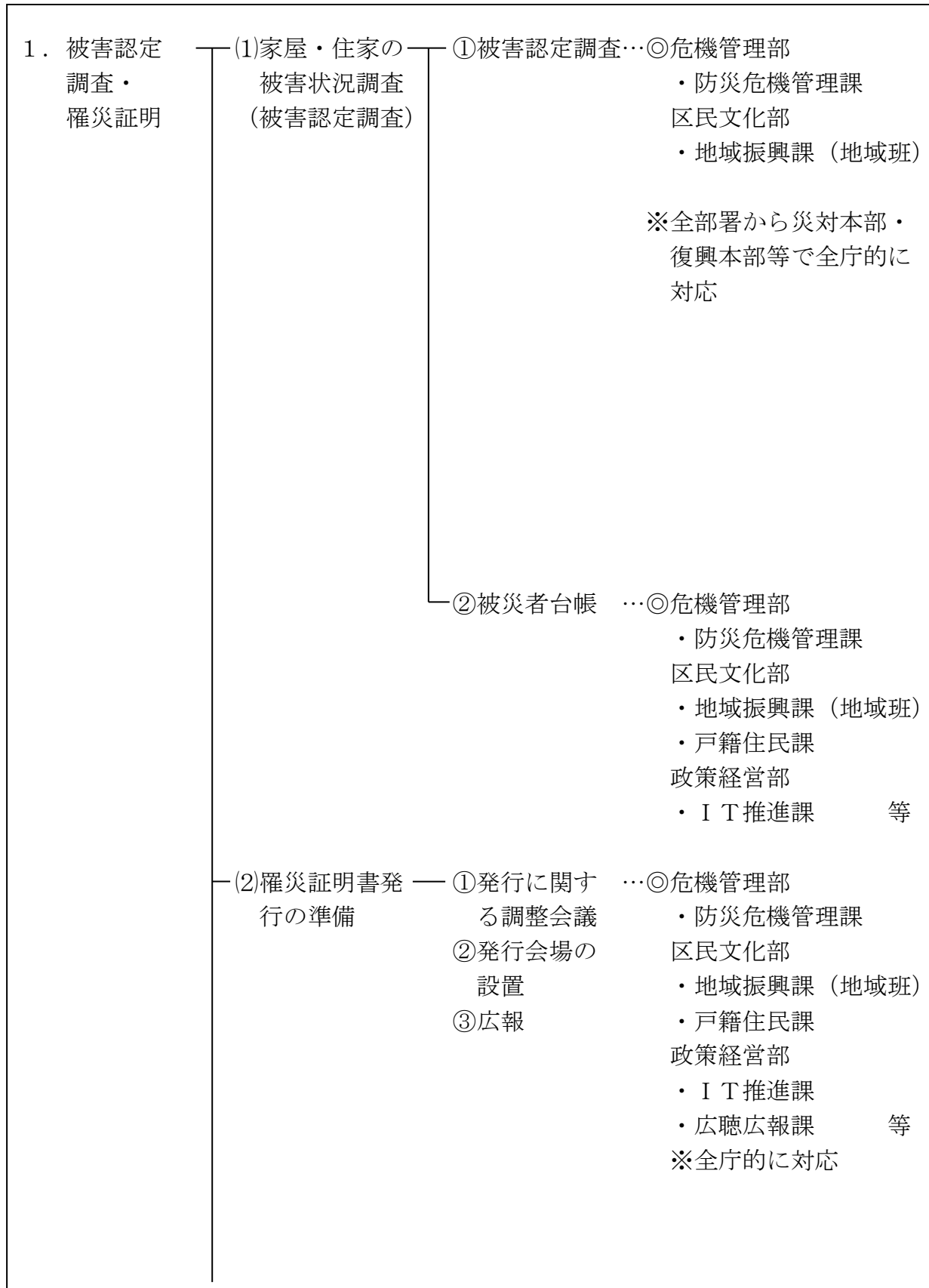
東日本大震災では、長引く仮設住宅での暮らしや生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力が生じることなどが懸念されることから、平成23年5月10日から岩手県において、また平成23年9月1日から宮城県において、さらに平成24年2月11日から福島県を加えた計3県で、地方公共団体及び民間団体等と共働で、全国の専門性の高い相談員の協力を得て、女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話及び面接等により相談を受け付けるとともに、相談員が仮設住宅等を訪問し、女性から直接相談を受け付けている。

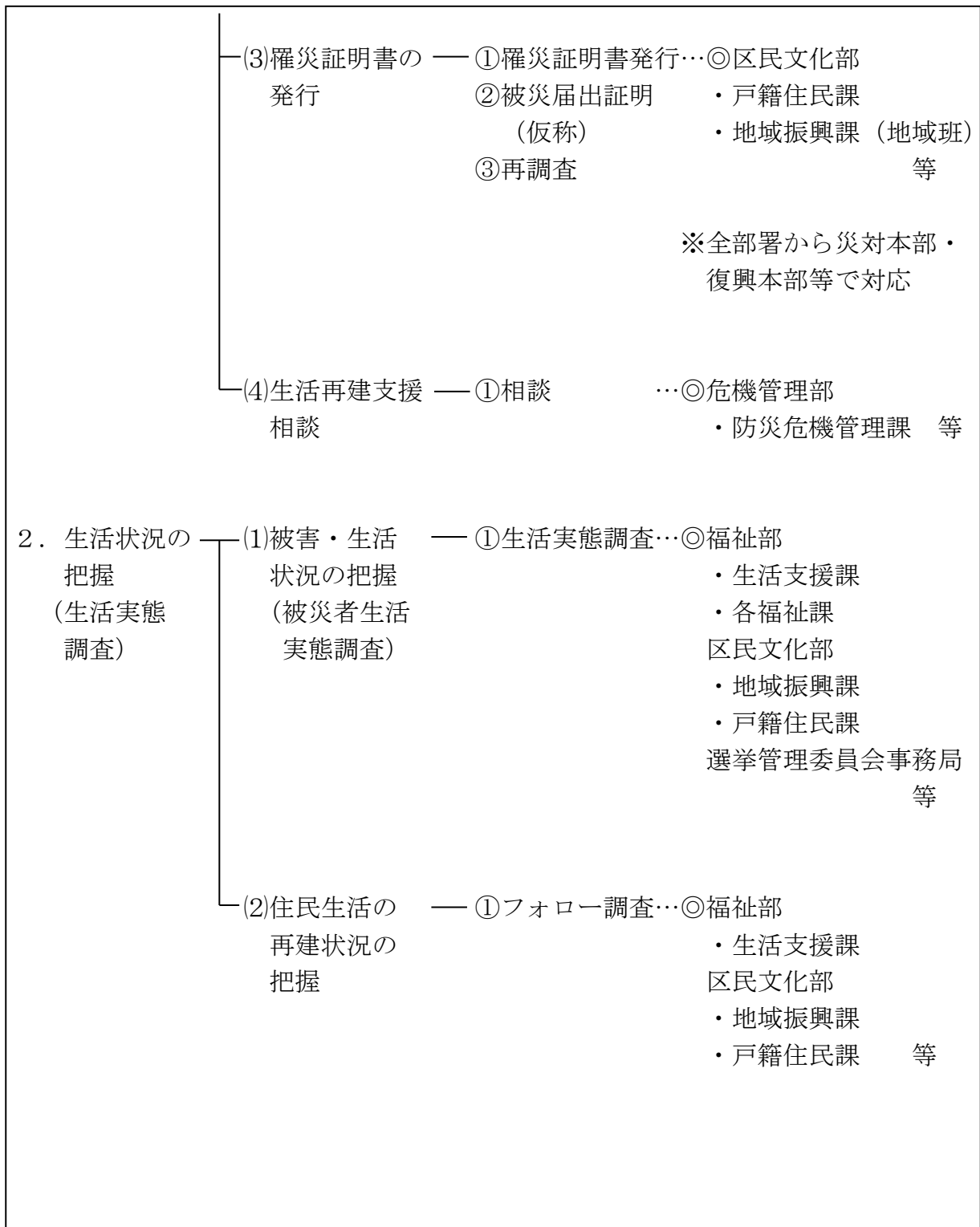
「内閣府 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業報告書」

第4章 生活分野の復興体制

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制

◎印は取りまとめ





3. 資金等の生活支援	(1)生活に必要な資金の貸付	①応急福祉資金 ②生活福祉資金 ③災害援護資金	…◎福祉部 ・生活支援課
	(2)災害弔慰金等の支給	①災害弔慰金 ②災害障害見舞金 ③被災者生活再建支援金	…◎総務部 ・総務課 会計管理室
	(3)義援金等の募集、配分	①義援金 ②義援品 ③寄付金	…◎総務部 ・総務課 会計管理室 区民文化部 ・戸籍住民課 …◎政策経営部 ・経営改革推進課
	(4)租税・保険料の減免		…◎税・保険料等担当部署
4. 地域協働の推進	(1)地域協働復興の推進	①地域協働復興	…◎都市整備部 ・建築指導課 区民文化部 ・地域振興課
	(2)ボランティア等の市民活動の支援	①ボランティア支援	…◎区民文化部 ・地域振興課 ボランティア受入等各課
	(3)外国人への支援	①外国人への支援	…◎区民文化部 ・文化・国際交流課
	(4)集会施設の再建	①被害確認 ②施設再建	…◎区民文化部 ・地域振興課

5. 廃棄物処理	(1)がれき等の 処理	— ①仮置場管理 ②道路啓開 ③災害廃棄物 処理計画策定 ④がれき処理	……◎資源環境部 ・資源循環推進課 ・各清掃事務所 土木部 ・各土木サービス センター 等
	(2)ごみ・し尿 の処理	— ①清掃関連施設 の被害確認 ②集積所管理 ③ごみ処理 ④し尿処理	…◎資源環境部 ・資源循環推進課 ・各清掃事務所

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第1項 被害認定調査・罹災証明

1－(1) 家屋・住家の被害状況調査(罹災証明のための被害認定調査)

【趣旨及び内容】

家屋・住家の被害状況の把握は、被災者の生活再建支援策等の立案及び実施にあたっての重要資料となるほか、罹災証明書発行のための被災者台帳整備に必要なデータとなるため、応急危険度判定・被害概況調査等の調査データも参考としながら迅速かつ的確に実施する。

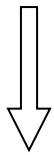
主管課

危機管理部、地域振興課（地域班）、戸籍住民課 等
※災対本部・復興本部で全庁的に対応

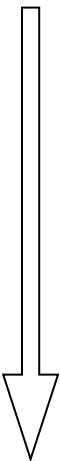
対応時期

手順と方法

被災3日後
(第一次調査)



被災2週間後
(第二次調査)



- ① 被害概況を調査し、都の災害情報システム（DIS）により都に報告する。また、被害が大きいと見込まれる地区について、現地踏査により補足調査を行い、被災の激しい地区（町丁目単位）について、都に報告する。
- ② 「被害程度の認定基準」等に基づき、住家及び非住家の被害状況調査（被害認定調査）を行い、都に報告する。なお、調査・判定の方法には、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府）を参考とし、可能な場合は、被災住民の立会いを要請する。
- ③ 調査後、調査済票を配付する（調査済票に整理番号を付し、罹災証明書発行の際に利用する）。
- ④ 個別の住家被害認定の調査・判定結果は、各種施策の適用状況が蓄積できるよう、被災者台帳（罹災台帳）を調整しデータ化する。
- ⑤ 調査結果を台帳や図として整理し、DIS等により都に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村からの調査応援要請を受けた場合の応援人員の配分を調整する。
- ② 区からの要請に基づき、必要な建物情報（所在、所有者、構造、床面積等）及び家屋現況図を提供する。

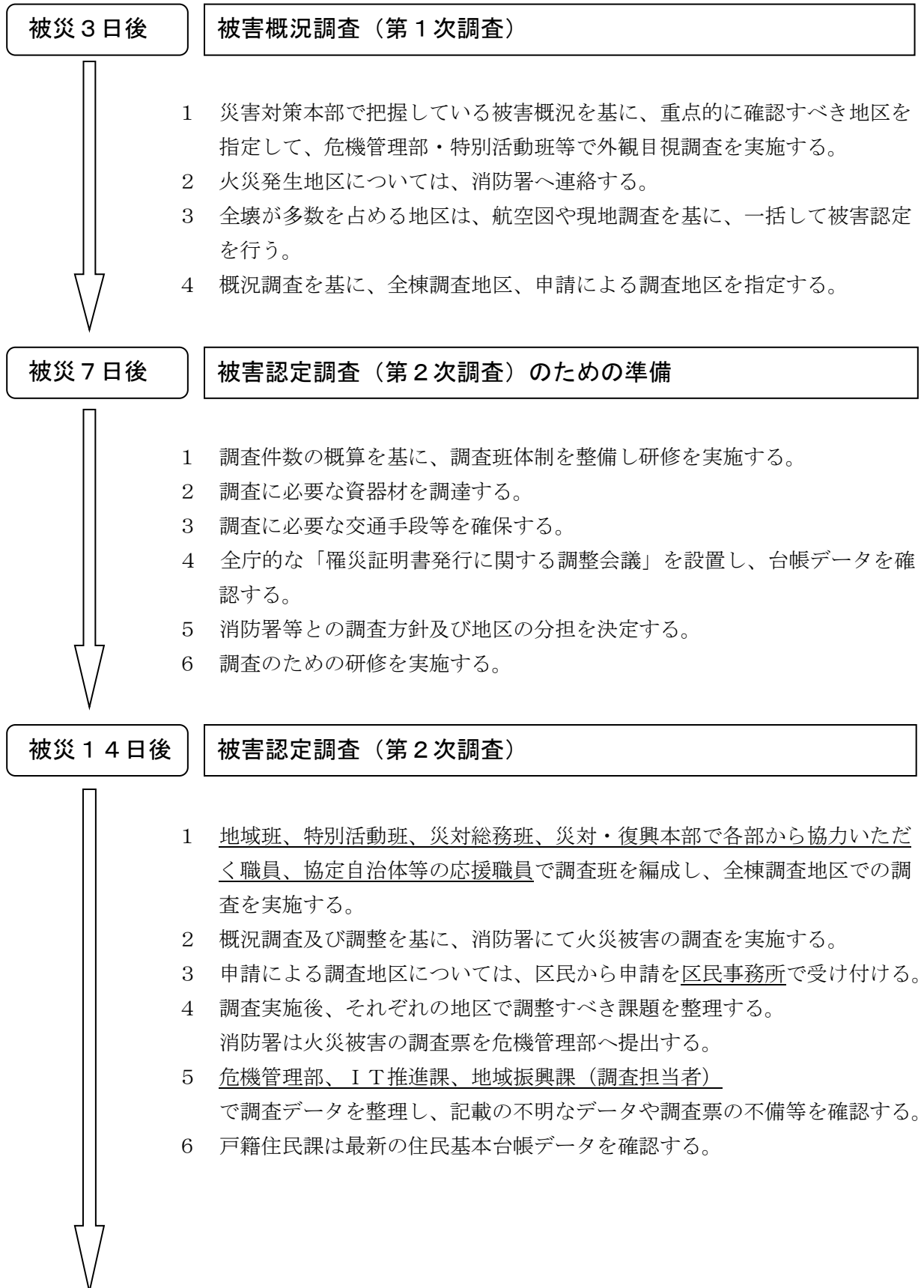
〈事前準備・確認事項等〉

- 家屋・住家の被害認定調査の実施体制の整備
- 調査のための資機材の確認及び確保方法
- 調査のための輸送及び環境整備
- 庁内及び広域の応援体制の確認

〈参考情報〉

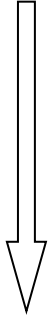
- 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）

板橋区の罹災証明書発行のための被害程度認定調査の手順例（案）



被災 21 日後

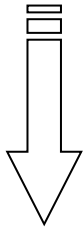
被害認定調査追加（第 2 次調査）及び罹災証明書発行準備



- 1 調査班を再編成し、申請による調査地区の調査を実施する。
- 2 危機管理部、IT 推進課、戸籍住民課で入力した調査データと各種データとの整合性を確認及び検証し、被災者台帳を完成させる。
- 3 危機管理部で罹災証明書発行のための要件・様式等を確認する。
- 4 区民事務所、本庁舎（戸籍住民課）に罹災証明書発行会場を設営する。

被災 28 日後

罹災証明書発行及び被害認定再調査（第 3 次調査）



- 1 区民事務所、本庁舎（戸籍住民課）で罹災証明書を発行する。
- 2 再調査を希望する場合は、被災住民の立会のもとで再調査を実施する。
- 3 発行件数に応じて、会場を整理し、本庁舎のみでの発行とする。

各種生活再建支援施策の活用へ

◎二次調査1日のタイムスケジュール例（1班1日15件想定）

8:30	〔ミーティング〕	確認事項の周知、調査地域の確認
9:30	〔調査〕 2h	調査地域への移動含む 1h当たり3件（1件15分）
12:00	休憩	
13:00	〔調査〕 3h	調査地域への移動含む 1h当たり3件（1件15分）
16:00	〔ミーティング〕	当日の課題把握、情報の共有化
16:45	入力・確認	調査票の記入（現地調査記入確認）、写真データ整理等

◎調査班の編成（例）

（1）調査対象

全壊 1,961 棟、火災焼失 1,161 棟、
半壊（ゆれ）7,271 棟、半壊（液状化）255 棟、半壊（急傾斜）10 棟

全壊⇒概況調査又は目視調査

火災⇒消防署

必要調査棟数（最大）全壊の一部＋半壊 7,536 棟÷0.3（該当3割基準）≒25,120 棟
（最小）半壊 7,536 棟（※調査したものがすべて該当又は目視等により調査しない棟数と半壊基準外の棟数が同数等）

（2）班編成（2週間で行う場合）

約 7,500 件の場合

1日1班15件調査×12日間（2週間）×42班＝7,560件

⇒1班2名の場合＝84名 3名の場合＝126名

約 25,000 件の場合

1日1班15件調査×12日間（2週間）×139班＝25,020件

⇒1班2名の場合＝278名 3名の場合＝417名

（3）人員確保方針

調査班が多数になる場合は、研修体制、情報共有体制、資器材確保の観点から、調整すべき事項が増加する。そのため、極力調査班を少なくするため、概況調査での把握や申請による調査地区の増を通じて悉皆全棟調査数を調整しつつ、1日あたり調査件数の増及び調査期間の増により対応する。また、極力区職員で対応するよう努め、必要に応じて、協定自治体等の応援を確保する。

◎調査に必要な資器材例

調査票、損壊程度例示、調査地域図（調査一覧）、不在案内（調査希望連絡票）、調査済票、筆記具、画板、電卓、デジタルカメラ、メジャー、下げ振り、携帯電話、スリッパ、懐中電灯、雨具、軍手、マスク、タオル、腕章（調査員証・職員証）、防災服等、 バインダー、水、カイロ（季節に応じて） 等

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第1項 被害認定調査・罹災証明

1-(2) 罹災証明書発行の準備

【趣旨及び内容】

罹災証明書発行を円滑に実施するため、関係部署・機関による「罹災証明書発行に関する調整会議」を設置し、住家の被害認定調査の実施状況や被災者台帳の作成状況等を確認する。

また、住家の被害認定調査の実施結果に加え、都税事務所との連携による固定資産税関係情報等に基づき、被災者台帳を完成させるとともに、罹災証明書を発行する体制を整備する。

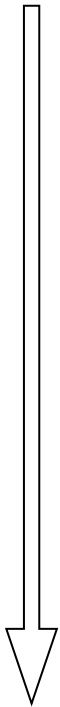
主管課

危機管理部、IT推進課、地域振興課（地域班）、戸籍住民課 等
※災対本部・復興本部で全庁的に対応

対応時期

手順と方法

被災1週間後



- ① 関係部署・機関による「罹災証明書発行に関する調整会議」を開催し、住家の被害認定調査等の実施状況や被災者台帳の作成状況等を確認する。
- ② 最新の住民基本台帳データを確認する。
- ③ 罹災証明書の発行に必要な固定資産税関連情報の提供について都税事務所に要請する。
- ④ 応急危険度判定や家屋・住家被害状況調査等や固定資産税関連情報等も参考とし、認定調査に基づき、被災者台帳を完成させる。
※②～④は調査による被災者台帳調製の再掲
- ⑤ 罹災証明書の発行に必要な要員を確保する。
- ⑥ 罹災証明書発行会場を確保し、発行に必要な資機材を準備し、隣接会場に相談窓口を設置する。
- ⑦ 罹災証明書発行と被災者への支援内容等について、広報紙やHP等で周知する。

【東京都の動向】

- ① 罹災証明書発行に関する調整会議に参加する。
- ② 区市町村の要請に基づき、固定資産税関連情報を提供する。
- ③ 火災での被害情報について提供する。
- ④ 区市町村に対して相談や助言等で支援する。

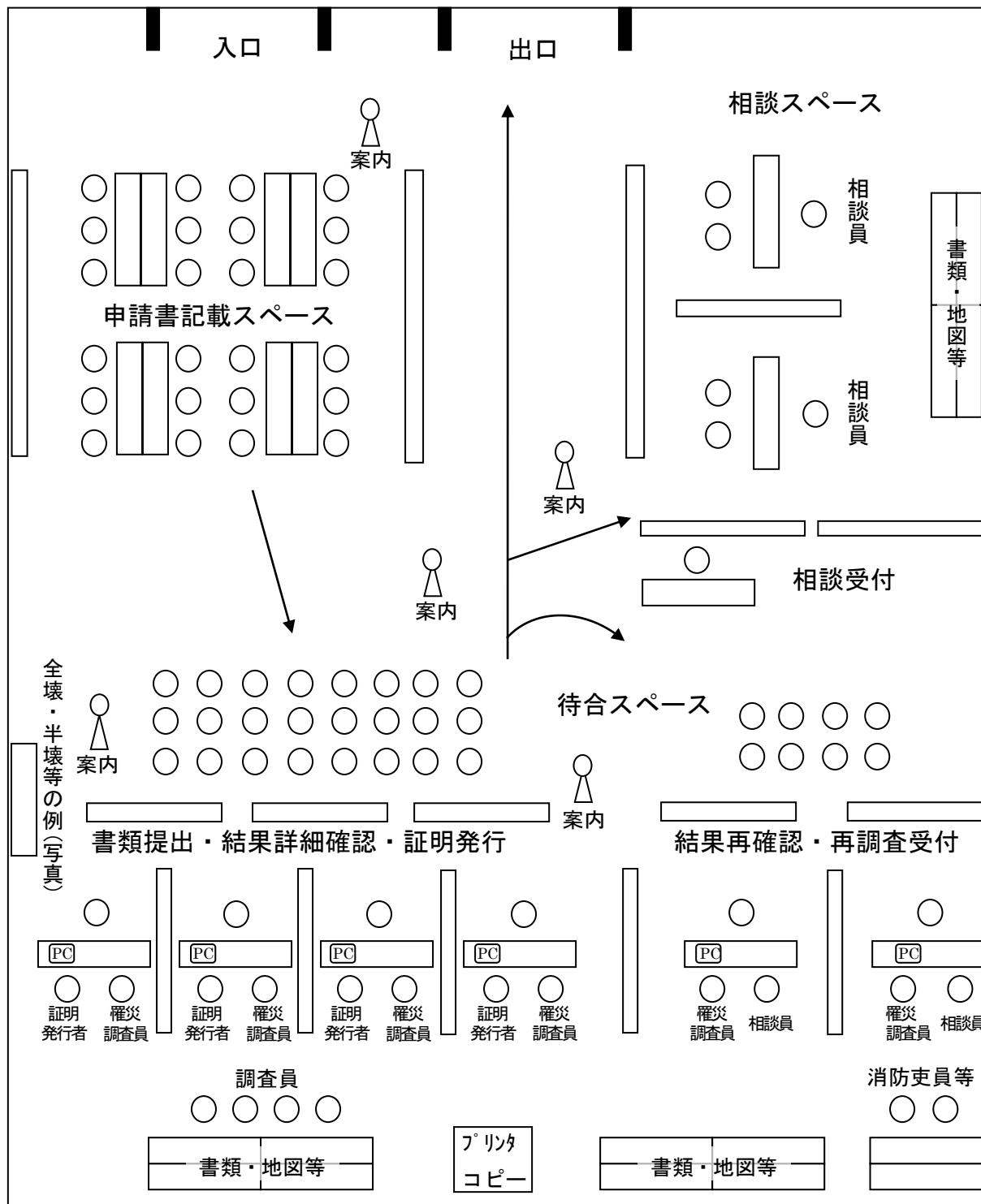
〈事前準備・確認事項等〉

- 発行会場の確認
- 発行に伴う人員及び資器材・書類等の確認
- 発行当初の混雑を避けるため、発行開始日を地域ごとに変える

〈参考情報〉

- 発行会場の壁に全壊・半壊等となった家屋の写真を例として掲示し、認定結果に納得してもらう工夫をとった自治体もあった。

罹災証明書発行会場・総合相談窓口設営例



罹災証明書発行会場設営のための必要資器材例

テーブル、椅子、ついで (パーティション、ポール等)、パソコン (証明書発行用)、プリンタ、コピー、FAX、電話、ケーブル、延長コード、証明書用紙 (偽造対策)、番号札、申請書綴ファイル、住宅地図、説明パネル、申請書、申請書記入例、被災者が受けられるサービスをまとめたパンフレット、再調査相談シート等

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第1項 被害認定調査・罹災証明

1－(3) 罹災証明書の発行

【趣旨及び内容】

被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

また、被害状況を確認し、動産について必要がある場合は、被災者の届出を基に、被災届出証明（仮称）を発行する。

なお、被災者から再調査の申請が出された時は、被災住民等の立会いにより、家屋・住家被害認定調査の再調査（第3次調査）を実施する。

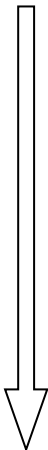
主管課

戸籍住民課（各区民事務所）、地域振興課（地域班）、産業振興課 等
※再調査は全庁的に対応

対応時期

手順と方法

被災2週間後



- ① 被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
- ② 動産（自動車・事業用の工作機械等の償却資産を想定）については原則発行を予定しないものの、国・都等の動向を確認し、必要に応じて被災届出証明（仮称）の発行を検討する。
- ③ 罹災内容について疑義がある場合に対応する相談窓口を設置する。
- ④ 再調査の申請が出された時は、罹災証明書を発行せず、被災住民等の立会いのもと、区職員・消防・応援自治体等職員により、住家の被害認定調査の再調査（第3次調査）を実施する。
- ⑤ 再調査の結果に基づき、罹災証明内容に変更が生じた場合は、改めて、罹災証明書を発行する。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

〈証明利用予定業務〉

- 災害弔慰金（総務課、会計管理室） ○災害障害見舞金（総務課、会計管理室）
- 被災者生活再建支援制度（総務課、会計管理室） ○義援金（総務課、会計管理室）
- 災害援護資金等の貸付制度（生活支援課） ○各種減免制度（課税課、納税課、国保年金課、介護保険課、後期高齢医療制度課、保育運営課、学務課等）
- 公費による被災家屋の解体・がれき処理（資源循環推進課）
- 産業融資制度（産業振興課）
- 住宅応急修理（住宅政策課） ○応急仮設住宅入居（住宅政策課） 等

〈民間機関〉

- 金融機関の融資制度 ○保険会社の保険金請求

罹災証明書交付申請書

板 橋 区 長 様		年 月 日	
必 要 な 証 明 書	罹災年月日	年 月 日	
	罹災の原因	建物の種類	
	住 所	世 帯 主 又は 事業所（主）名	

申 請 者 (窓口に来た人)	※氏名	
	※住所	
	※電話	
※必 要 枚 数	枚	
使 用 目 的		

《申請書の記入について》

- ◎ 必要な証明書の内容を確認のうえ、太枠の中を記入してください。
- ◎ ※印は必須事項となりますので、必ず記入してください。

受付		発行番号	
		発行枚数	

罹 災 証 明 書

整理番号

世帯主住所		板 橋 区				
世帯主氏名					世帯人数	
罹 災 状 況	災害の原因					
	罹災者住所					
	罹 災 者					
	罹災者区分					
	罹災場所					
	罹災物件種別					
世帯構成						
	氏 名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
罹 災 程 度	区 分					
	参 考					
	その他					

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

東京都板橋区長 ○○ ○○ 印

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第1項 被害認定調査・罹災証明

1－(4) 生活再建支援相談

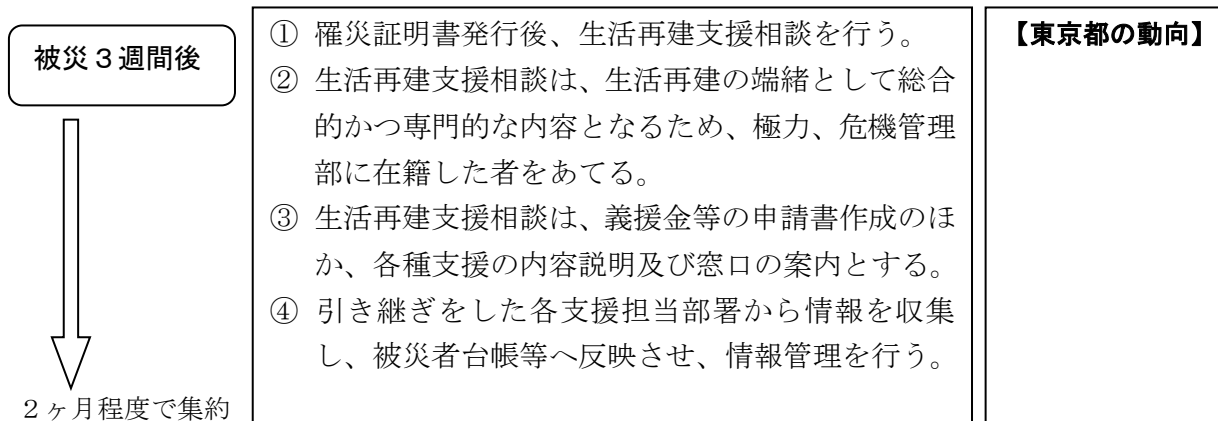
【趣旨及び内容】

罹災証明書を発行後、それぞれの支援につなげるために相談窓口を開設する。
 相談窓口は、法律や税金等の専門家との相談、各部署の業務に関する相談、罹災証明書の内容についての相談（再調査相談）のほか、各種支援策や窓口を紹介する生活再建支援相談を行う。

主管課 防災危機管理課（危機管理部在籍経験者） 等

対応時期

手順と方法

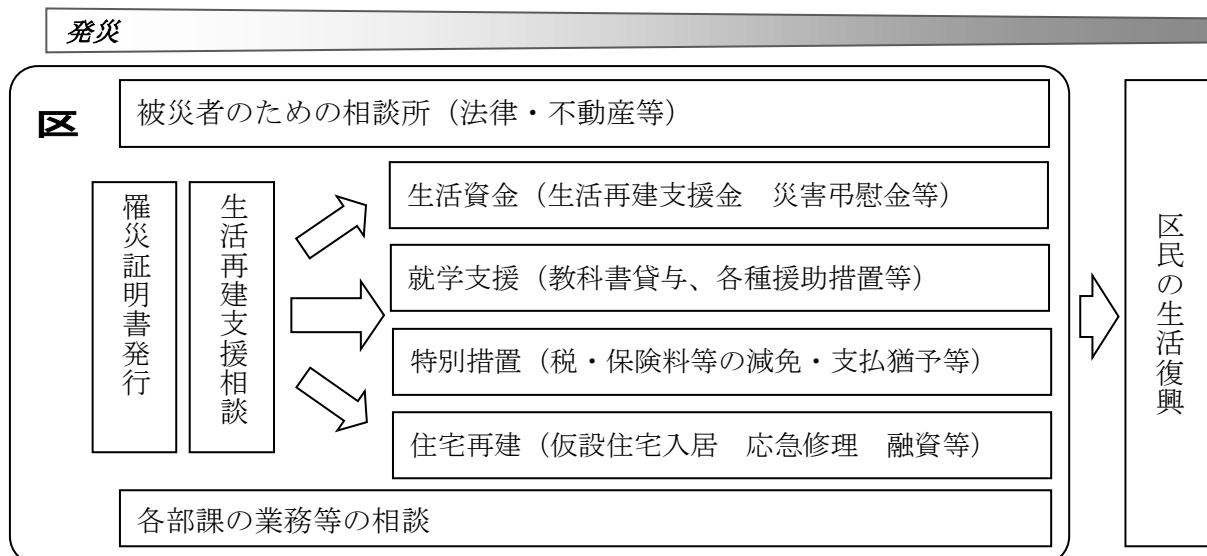


〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

○内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」（令和4年7月）

〔被災者のための相談から復興体制への流れ〕



生活再建支援相談受付票（案）

整理番号

相談者氏名				電話番号	
相談者住所					
罹災した人	氏名			生年月日	年 月 日
	住所			電話番号	
	罹災証明番号		判定	全壊・大規模半壊・中規模半壊 ・半壊・準半壊・一部損壊・無被害	
	居住形態	持ち家（本人・（ ）） 借家 店舗等兼住宅（ ）			
相談内容 ・初めて ・2回目 ・（ ）回					
<p>本日、相談したい内容に○をつけてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金について ・生活再建支援制度について ・災害弔慰金について ・災害援護資金について ・各種減免について ・住宅の再建について ・その他（具体的にご記入ください） 					

【区記入欄】

- 本人確認 □住基カード □免許証 □健康保険証
 □その他（ ）
- 家族確認（要配慮者等） □住基 □手帳 □その他（ ）
- 住宅情報 物件住所（ ）
 再建方法（ ）
- 銀行情報 銀行 支店（No. ）

第1節「暮らし・生活者支援」の復興体制 第2項 生活状況の把握（生活実態調査）

2－（1）住民の被害・被災後の生活状況の把握（被災者生活実態調査）

【趣旨及び内容】

住民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。

そのため、避難所滞在者、自宅避難者、域外への避難・流出者等の被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

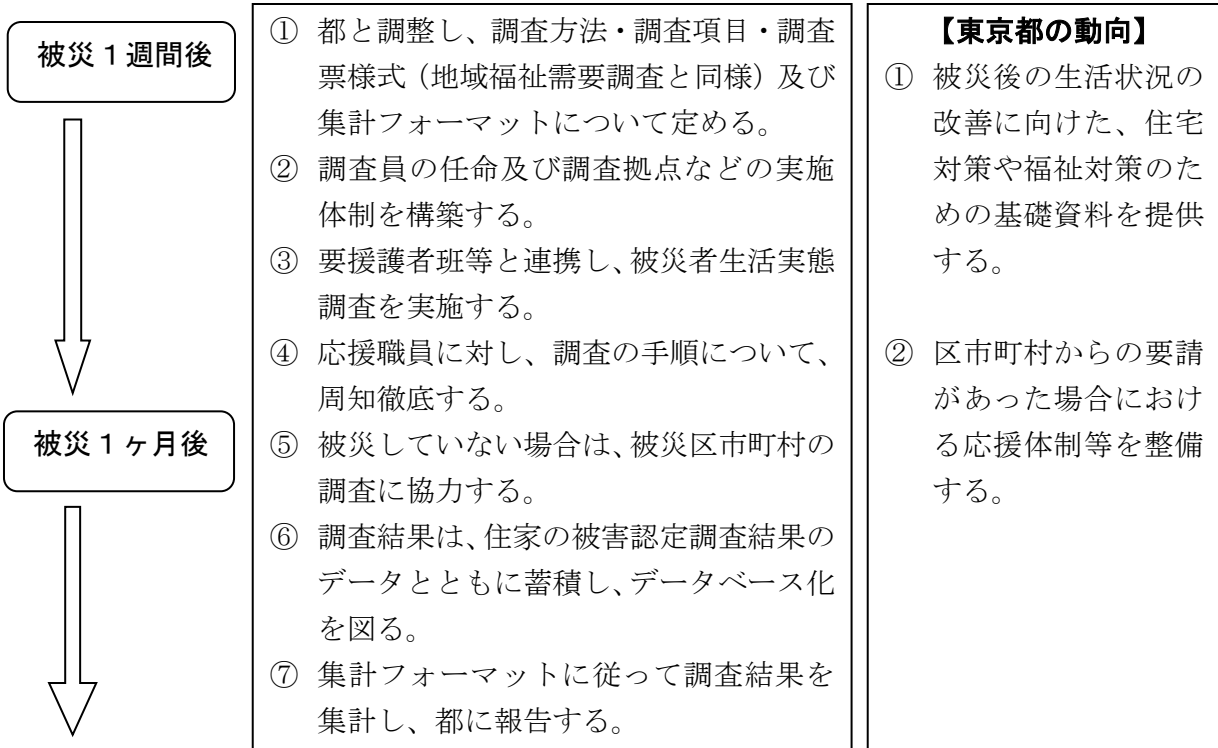
なお、調査対象項目以外で把握した内容についても、これを関係各所に連絡し、必要な措置をとるよう努める。

主管課

生活支援課、各福祉課、地域振興課、戸籍住民課（区民事務所）、選挙管理委員会事務局 等

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

- 調査の実施体制の確認
- 調査のための資機材の確認及び確保方法
- 調査のための輸送及び環境整備

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P632

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)の調査表(案) (1世帯につき1枚)

①調査月日	月 日 ()	②調査員	所属：	氏名：			
③調査場所	学校(学校名：)、自宅(住所：) その他(施設名又は住所：)						
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災前の住所・居住地	今後の居住地	電話番号
⑤身体 の状態	障がいの状態	誰が () 障害者手帳(有 無) 医療の必要性(有 無) 施設入所の必要性(有 無)					
	けが・病気の 状態	(1)誰が () 状態 () 医療の必要性(有 無)	(2)誰が () 状態 () 医療の必要性(有 無)				
⑥世帯 の住宅 状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	(持家、借地・持家、公営住宅、公団・公社・UR賃貸、民間賃貸、社宅・寮、その他)					
	被災前の住宅の状況Ⅱ	(一戸建て、マンション、アパート、長屋、その他)					
	被災前の住宅の状況Ⅲ	(住宅専用、商店併設、事務所併設、工場併設)					
	被災後の現状	(そのまま住むことができる、住むことはできるが修理が必要、住むことができない、わからない、その他：)					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、年収 約 () 円						
⑧生活保護の受給	(有 無) 有の場合 ⇒ 福祉課担当者名 ()						
⑨これからの生活で不安なこと等							
※現居住場所 ①自宅 ②親戚等 ③知人宅 ④避難所 ⑤その他：							

※地域福祉需要調査と兼ねる

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第2項 生活状況の把握（生活実態調査）

2－（2）住民生活の再建状況等の把握

【趣旨及び内容】

被災住民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。

また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、住民生活の再建状況等及び問題点についての情報集約を行う。

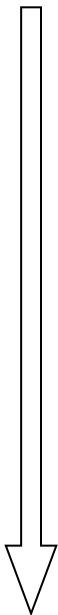
主管課

生活支援課、地域振興課、戸籍住民課 等

対応時期

手順と方法

被災1ヶ月後



- ① 各課は、住民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。復興本部は、各部課の報告に基づき、都復興本部に報告する。
- ② 復興本部は、各部課の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
- ③ 被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。
- ④ 住民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、住民生活の再建状況等及び問題点について整理した後、必要に応じて都復興本部に情報提供する。
- ⑤ 復興本部は、住民生活の再建状況等の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。
- ⑥ 復興本部は、問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 調査の実施体制の確認
- 調査のための資機材の確認及び確保方法
- 調査のための輸送及び環境整備

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P633

第1節「暮らし・生活者支援」の復興体制 第3項 資金等の生活支援

3－（1）生活に必要な資金の貸付

【趣旨及び内容】

災害救助法が適用された場合、家屋等に被害を受けた低所得者に対して貸付を行う。

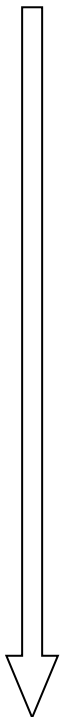
主管課

生活支援課

対応時

手順と方法

被災直後



〔応急福祉資金〕

- ① 応急に必要とする資金の調達が困難なものに対して、応急福祉資金の貸付けを行う。
- ② 必要に応じて職員応援体制の要請を行う。

〔生活福祉資金（災害援護資金）〕

- ① 都社会福祉協議会が主体の生活福祉資金（災害援護資金）について、区社会福祉協議会が窓口となって受付をする。
- ② 制度の周知を図る。

〔災害援護資金〕

- ① 災害救助法の適用を受ける規模の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯（所得制限あり）に対し、災害援護資金の貸付けを行う。
- ② 必要に応じて職員応援体制の要請を行う。
- ③ 申請書等手続き関係書類の準備をする。
- ④ 制度の周知を図る。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第3項 資金等の生活支援

3－(2) 災害弔慰金等の支給

【趣旨及び内容】

被災者や被災世帯に対して、経済的支援のための災害弔慰金等を支給する。

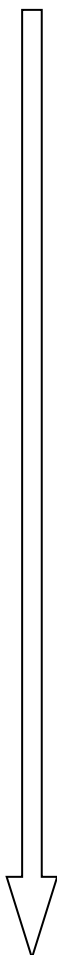
主管課

総務課、会計管理室

対応時期

手順と方法

被災直後



〔災害弔慰金〕

- ① 自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。
- ② 広報等により区民に周知する。
- ③ 重複支給・支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況について、他区市町村などに確認を行う。
- ④ 支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じる等口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払いを検討する。
- ⑤ 支給にあたっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。

〔災害障害見舞金〕

- ① 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- ② 必要に応じて職員応援体制の要請を行う。

〔被災者生活再建支援金〕

- ① 被災世帯から提出された申請書のとりまとめを行い、都に送付する。
- ② 必要に応じて職員応援体制の要請を行う。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

○地域防災計画第4部 P477～478

主な生活再建支援制度の種類と内容

○世帯主等が死亡し経済基盤を失った

- ・災害弔慰金（給付）

災害（自然災害で区において住居が5世帯以上滅失等）により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給します。

支給額 生計維持者が死亡した場合⇒500万円を超えない範囲内
その他の者が死亡した場合⇒250万円を超えない範囲内

○負傷や疾病による障がいが出た

- ・災害障害見舞金（給付）

災害（自然災害で区において住居が5世帯以上滅失等）による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給します。

支給額 生計維持者が重度の障害を受けた場合⇒250万円を超えない範囲内
その他の者が重度の障害を受けた場合⇒125万円を超えない範囲内

○当面の生活資金や生活再建の資金が必要

- ・被災者生活再建支援制度（給付）

災害（災害救助法が適用された場合）により住宅が全壊又は大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給します。

支給額 基礎支援金（被害程度） 全壊⇒100万円 大規模半壊⇒50万円
加算支援金（再建方法）
建設・購入⇒200万円 補修⇒100万円
賃借（公営住宅除く）⇒50万円

※単身世帯の場合は各該当金額の3/4

- ・災害援護資金（貸付）

災害（災害救助法が適用された場合）により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

貸付額（年3%、据置期間3年以内、償還期間10年以内） ※所得制限あり
世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合（負傷がない場合はアなし、イ～エで
-100万円）

ア 当該負傷のみ	⇒150万円
イ 家財の1/3以上の損害	⇒250万円
ウ 住居の半壊	⇒270万円
エ 住居の全壊	⇒350万円

・生活福祉資金制度（融資）

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けます。災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）があります。

福祉費	貸付額	150万円上限	
	貸付利率	連帯保証人有⇒無利子	連帯保証人無⇒年1.5%
	据置期間	6ヶ月以内	償還期間 7年以内
緊急小口資金	貸付額	10万円上限	
	貸付利率	無利子	
	据置期間	2ヶ月以内	償還期間 12ヶ月以内

※災害援護資金の対象となる世帯は適用外

・母子及び父子福祉資金貸付金（融資）

母子家庭や父子家庭等を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。災害により被災した母子家庭や父子家庭等に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。

※その他、金融機関等の融資や貸付あり

○各種減免

- ・特別区民税・都民税（課税課）
- ・所得税（税務署）
- ・固定資産税・都市計画税（都税事務所）
- ・自動車税（都税事務所）
- ・軽自動車税（課税課）
- ・国民健康保険料（国保年金課）
- ・国民年金保険料（国保年金課）
- ・後期高齢者医療保険料（後期高齢医療制度課）
- ・介護保険料（介護保険課）
- ・保育料（保育運営課）
- ・施設利用料・各種手数料 等

参考：内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」等

3-(3) 義援金等の募集、配分

【趣旨及び内容】

震災が発生した場合には、被災直後から都、区市町村や日本赤十字社及び東京都共同募金会に義援金品が寄せられることが予想される。寄せられた義援金品は、公平かつ公正に配分する必要があるため、都に設置される義援金品募集配分委員会において、被害状況及び寄せられた義援金品の金額等を考慮して配分計画を定め、都と連携して区の配分委員会で区内の配分計画を定め被災者に配分する。

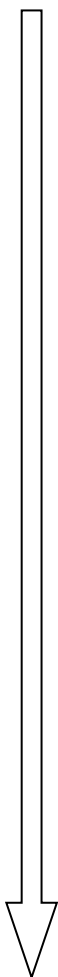
主管課

(義援金品) 総務課、会計管理室、戸籍住民課
(寄付金) 経営改革推進課

対応時期

手順と方法

被災直後



- ① 義援金募集のための口座を開設するとともに、広く周知する。なお、東京都と区への義援金を区別し、区への義援金は受領書を交付する。
- ② 義援品は、小豆沢体育館で受け付ける。なお、各避難所で受付した場合は、受付後に報告を受ける。その他施設では受け付けない。
- ③ 東京都への義援金は随時都へ報告するとともに送金する。
- ④ 復興のための寄付金についても別口座を開設する。寄付者に対して受領書を交付する。
- ⑤ 義援金の配分を公平に行うため、区義援金品配分委員会を設置する。
- ⑥ 都から義援金品の配分を受けた際は、設置した義援金品配分委員会において、対象者の範囲及び金額について定めた義援金配分計画を策定する。
- ⑦ 配分にあたっては、窓口を設置し、交付申請の受付を行う。
- ⑧ 義援品は種類によっては先に配分し後報告とする。
- ⑨ 申請書類について義援金品配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかを判断する。
- ⑩ 必要に応じて、再度罹災調査等を行う。
- ⑪ 定めた配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- ⑫ 支給は金融機関からの口座振替等で行う。

【東京都の動向】

- ① 都として義援金の募集・配分を行う義援金品募集配分委員会を設置する。
- ② 口座を開設し、義援金の受付を行う。受付した義援金は、受付状況等を委員会に報告し配分を決定、区市町村へ送金する。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

○地域防災計画第4部
P483～486

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第3項 資金等の生活支援

3－(4) 租税・保険料の減免

【趣旨及び内容】

区民の被害状況を把握し、被災により公租公課等の支払能力が著しく低下している区民に対して、各種の税金や保険料の減額、免除、徴収猶予、停止等を行う。

主管課

課税課、納税課、国保年金課、介護保険課、後期高齢医療制度課 等

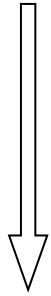
対応時期

手順と方法

被災1週間後



決定後



- ① 対応方針の検討を行う。
- ② 各種関係団体等と調整を行う。
- ③ 各種の生活実態調査等を活用し生活状況や被害状況を把握する。
- ④ 減免等の手続きについて広報等を通じて周知する。
- ⑤ 必要に応じて相談窓口を設置する。
- ⑥ 法令、基準等に基づき必要な処理を行う。

【東京都の動向】

- ①各区の状況を把握する。

〈事前準備・確認事項等〉

○法令及び各種書類、マニュアルの確認

〈参考情報〉

○内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」（令和4年4月）

4－(1) 地域協働復興の推進

【趣旨及び内容】

被災地で復興を進めるプロセスでは、まちづくり、住宅、福祉・保健、雇用・産業など、多くの分野で様々な課題が生じる。

被災後速やかに地域復興を進めるには、個人の力だけでは限界があり、地域住民が話し合い、力を合わせて主体的に復興を進める共助のしくみが機能することが大きな鍵となる。

そのため、平常時から総合防災訓練や各住民防災組織の訓練などを通じて、地域協働復興の意義や地域の課題について住民の理解を深めるなど、積極的に取り組んで行く必要がある。

また震災後も、地域復興協議会による協働復興区での活動やその他の復興市民組織の活動が円滑に行われるよう、できるだけ早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制の充実など必要な支援ときめ細かい対応を、区市町村と東京都が連携して行うことが重要となる。

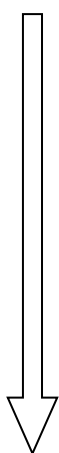
主管課

地域振興課、都市計画課、関係部課

対応時期

手順と方法

被災直後



- ① 地域の被害状況、復興市民組織の活動状況等を調査するとともに、必要な支援について聴取する。
- ② 調査内容に基づき、復興市民組織に対する支援内容を検討し、決定する。
- ③ 決定した内容に基づき、情報提供や支援を行う。
- ④ 都に「復興まちづくり支援班」の派遣を要請する。

【東京都の動向】

- ① 弁護士、司法書士等の専門家で構成する「復興まちづくり支援班」を派遣する。

〈事前準備・確認事項等〉

○震災復興に係る地域社会の役割を定めた基本理念や基本的事項の検討

〈参考情報〉

○地域防災計画第6部 P643

4-(2) ボランティア等の市民活動の支援

【趣旨及び内容】

震災が発生した場合、ボランティアやNPO等が効果的な活動を展開しうるよう、行政には、それらの自主性・自立性を尊重しつつ、これらの市民活動との間に無駄な重複が生じないように相互の連絡に努めるとともに、これらの活動に従事する人々が円滑に活動を展開することができるよう環境整備等の面で配慮をしていくことが求められる。このため、区は、まず災害対策本部にボランティアの対応窓口等を設けるとともに、活動拠点を開設して、応急対応のための連携体制を整備する。

また、数年間の生活復興期においては、被災者の自立に向けて、長期的な活動を行うボランティアやNPO等に対して側面的な支援をする。

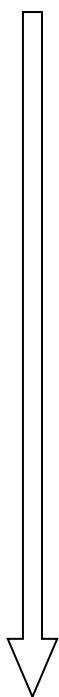
主管課

地域振興課、ボランティア関係各課

対応時期

手順と方法

被災直後



- ① 市民活動に関する問い合わせに応じるとともに、ボランティア等の参集拠点となる活動拠点の開設を決定し、職員の派遣を行う。
- ② 被災地での市民活動等に関する情報を収集し、行政及びボランティアや市民活動団体等への情報提供を行う。
- ③ ボランティアセンターなどと連携して活動中のボランティアやNPO等とのネットワークを充実する。
- ④ 応急対応期には、ネットワークを通じて被災地での市民活動等に関する情報の提供を行う。
- ⑤ 生活復興期には、引き続きネットワークを通じて支援を必要とする地域や新たなボランティアニーズ等、被災者の生活復興を支援するうえで有益な情報を提供する。
- ⑥ 住民に対して地域における市民活動等への参加を呼びかけるとともに、各種活動への参加や支援についての情報提供を行う。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- ボランティア対応窓口など受入体制の整備
- ボランティア活動拠点リストの作成

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P275～278 P368

4－(3) 外国人への支援

【趣旨及び内容】

国際都市東京においては、外国人の被災者が多数発生することが予想される。外国人は、言語や生活習慣・文化の違いがあるだけでなく、震災に関する体験や知識をもたないことが多いため、迅速に適切な行動が取れるよう、外国人に対し情報提供等の支援を実施する。

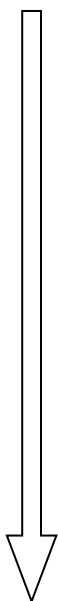
主管課

文化・国際交流課

対応時期

手順と方法

被災直後



- ① 被災外国人の状況を収集し、必要とされる援助などについて、都に情報提供する。
- ② 外国人への情報提供を行う。
- ③ 外国人災害時情報センターとの情報交換を行う。
- ④ 都の防災ボランティア制度に基づく語学ボランティアの派遣について、言語や人数等を明らかにした上で、都に要請する。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 語学ボランティアの派遣に係る連絡体制の整備
- 防災ガイド・ハザードマップの外国版の作成

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P270～271

4－(4) 集会施設の再建

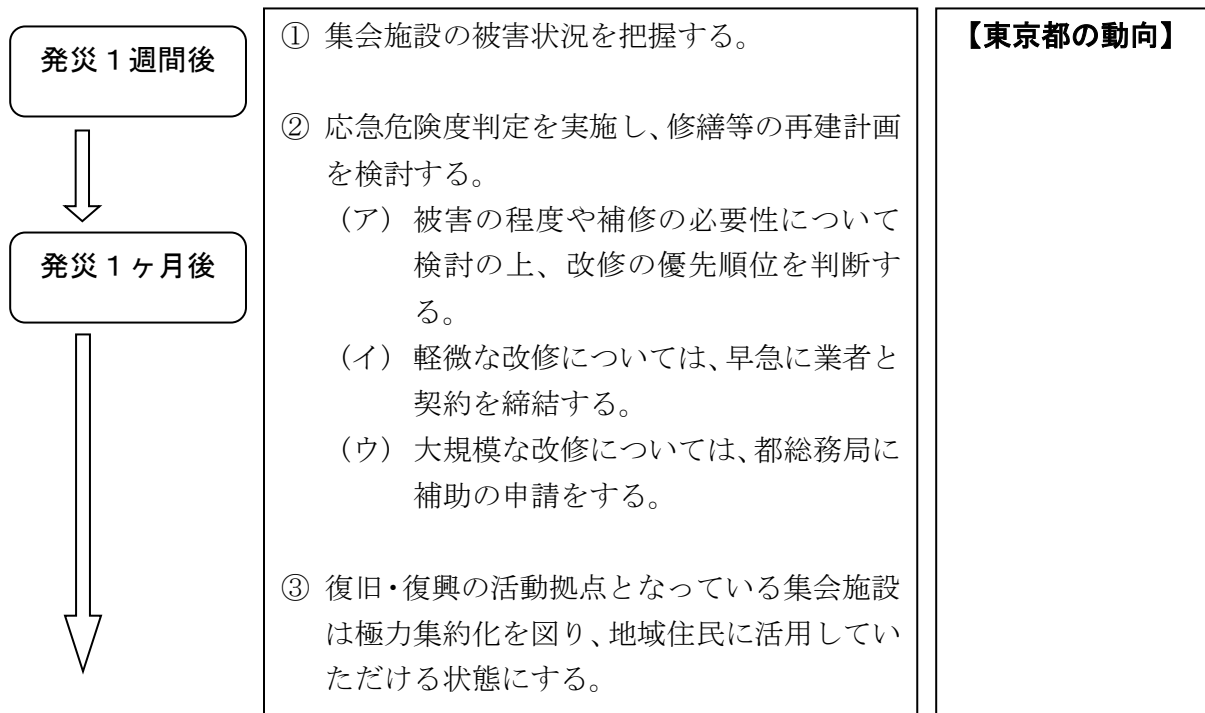
【趣旨及び内容】

地域の集会施設は、地域の復旧・復興期における被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に区立施設の再建を行う必要がある。

主管課 地域振興課、施設経営課 等

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

◎施設再開の安全基準等の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P297～302
- 各施設の消防計画、防災計画等

5－（1）がれき等の処理

【趣旨及び内容】

震災による建物の倒壊・焼失及び解体により発生するがれきや家具・什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に進めるため、適切な状況把握に基づき、「災害廃棄物処理計画」を策定する。

その後、速やかに、がれきの処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続等を区市町村外への避難・流出住民を含む関係者に周知し、広域的な連携の下で、適切な処理を推進する。

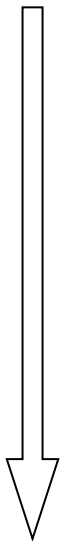
主管課

資源循環推進課、各清掃事務所、各土木サービスセンター 等

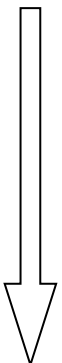
対応時期

手順と方法

被災直後



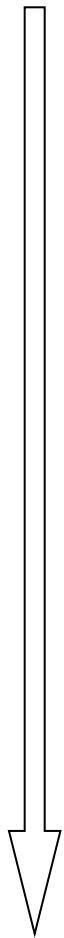
被災2週間後



- ① 区災害対策本部に「災害廃棄物処理対策班」（資源循環推進課）を設置する。
- ② 「応急危険度判定」や災対本部が入手する情報を参考に、がれき発生量、がれき処理の範囲や処理に要する経費等を算定する。
- ③ 第一仮置場を確保する。
 - (ア) [緊急道路障害物除去]による[がれき]用
 - (イ) 搬入券を発行する。
 - (ウ) 「緊急道路障害物除去」終了後も建物解体等により発生した[がれき]の仮置場として使用する。
- ④ 車両等の被害状況を確認し、必要に応じてトラック協会等から収集車両を確保する。
- ⑤ 二十三区清掃一部事務組合と調整し、収集手順・仮置場の場所・スケジュール・再利用方法等を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定する。また、環境省に災害等廃棄物処理事業費国庫補助について取りまとめる。
- ⑥ 第二仮置場を確保する。
 - (ア) 「緊急道路障害物除去」終了後、他の応急対策で使用していたオープンスペースを建物解体等により発生した[がれき]の仮置場として使用する。
 - (イ) 第一・第二仮置場とも、業者と管理委託の契約を締結する。

【東京都の動向】

- ① 被災区市町村からの被害概要報告を参考に、がれき発生量を予測する。
- ② 被災区市町村及び各機関との連携を図り、がれき等の処理を円滑に実施することを目的に「東京都がれき処理推進協議会（仮称）」を設置する。
- ③ 公費負担による、がれき処理の対象範囲等、区市町村のがれき処理全体の基本方針（手順・スケジュール・再利用方法等）を決定し、区市町村に通知する。



- ⑦ 金属屑を売却するため、業者と契約を締結する。
- ⑧ 災害廃棄物処理計画に定められた、がれき処理（解体・撤去）の手続きに従い受付を開始する。
 - （ア）法令等により対応する必要があるがれき等について、解体・撤去の手続・処理を行う
 - （イ）情報は広報、マスコミ等を通じて提供する。
 - （ウ）申込は区役所で受け付ける。（悪質業者の排除を目的として、解体撤去の標準単価公表しておく。）
- ⑨ 解体・撤去の優先順位を決定し、解体・撤去業者と委託契約を締結する。
 - （ア）有害物質（PCB、アスベスト等）の取り扱いに注意する。
 - （イ）所有者・居住者の立ち会いを求める。
 - （ウ）完了確認印を立会者からもらう。
- ⑩ 廃棄物処理を進めるとともに、補助関係の手続きを行う。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 第一・第二仮置場の候補地を選定しておく（災害廃棄物処理計画案の作成、第一＝一定の幅員がある道路設置面のある一定規模の区有地・公園等のオープンスペース等、第二＝土木資材置き場、赤塚公園（崖線部分）、公共施設跡地等）。
- がれき処理の受付には、建物所有者及び床面積、家屋現況図等が必要となると思われるので都主税局と協議をする。
- 東京都の被害想定では、区内の災害廃棄物は82万t、102万m³と推計（高さ10m、通路等を考慮すると14万m²の置き場が必要）。

第1節 「暮らし・生活者支援」の復興体制 第5項 廃棄物処理

5-(2) ごみ・し尿の処理

【趣旨及び内容】

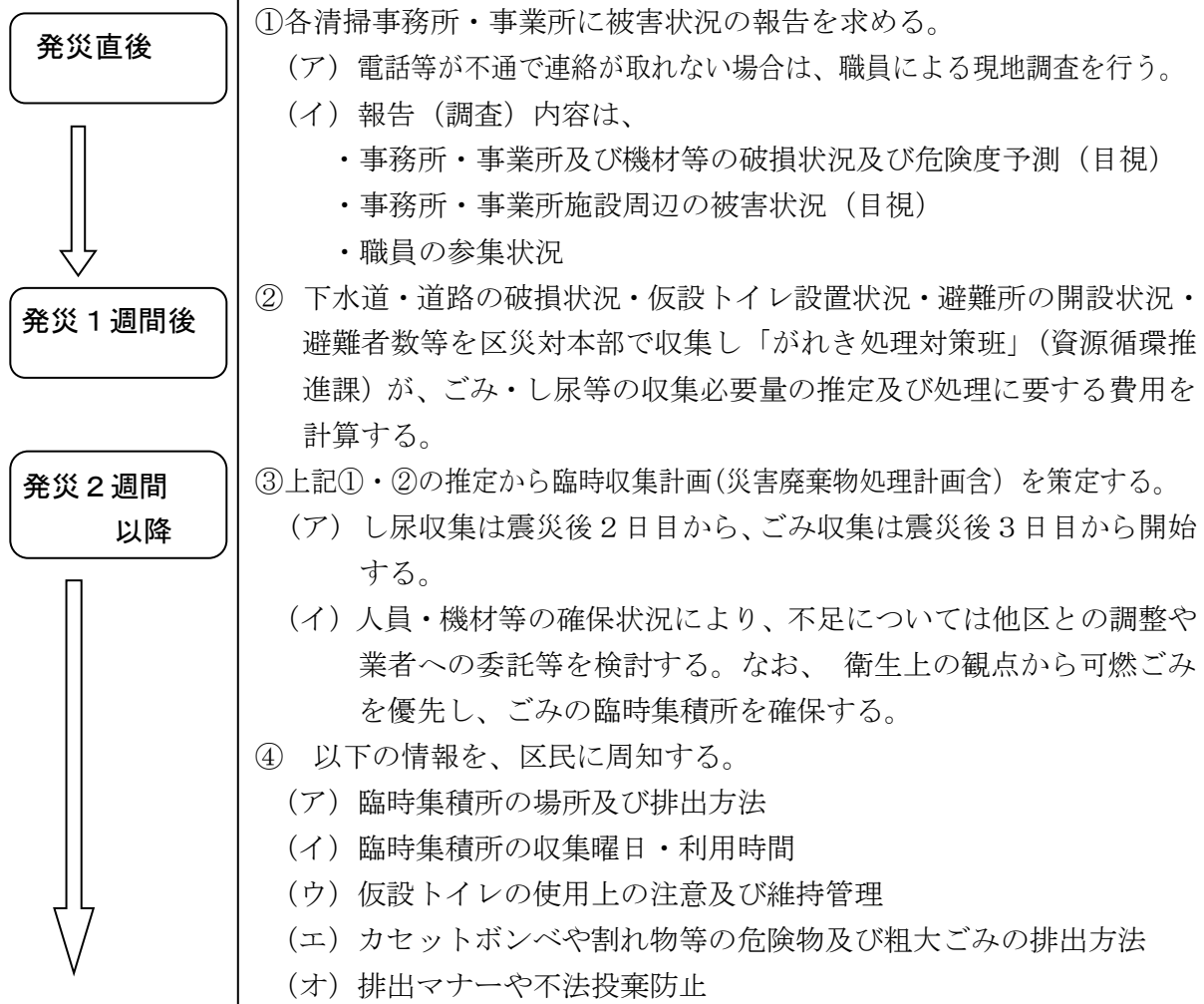
震災により被災建物や避難所から発生するごみやし尿を適正に処理し、被災地の衛生環境を確保し、応急対策や復旧・復興を円滑に進めるため、的確な状況把握を行う。また、都等との広域的な連携の下で、適切な処理を推進する。

主管課

資源循環推進課、各清掃事務所

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

- 都下水道局と災害時の収集・運搬について検討
- ごみの臨時集積所の候補地を検討
- [条件] ア. 最低限2t級車両の進入が可能であること
- イ. 地盤のよいところ(液状化現象への対策)
- ウ. 通常時の搬入ルートに近いこと
- エ. 協定等による重機・車両の確保
- オ. 発火、臭気、埃等の衛生対策を考慮すること

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部
P436~440

第2節「保健衛生・医療」の復興体制

◎印は取りまとめ

1. 地域医療体制	(1)医療機関の復旧 状況に関する情報収集	①情報収集・提供 ②巡回訪問相談	…◎健康生きがい部 ・健康推進課 ・各健康福祉センター
	(2)医療救護活動と 仮設診療の設置支援	①仮設診療所の支援 ②医療活動支援	…◎健康生きがい部 ・健康推進課 ・各健康福祉センター 等
2. 保健対策	(1)メンタルヘルス ケア (精神疾患患者 対策を含む)	①巡回精神相談 ②精神保健相談	…◎健康生きがい部 ・健康推進課 ・予防対策課 ・各健康福祉センター 等
	(2)被災者の健康 管理	①保健活動 班の編成 ②栄養相談 ③相談窓口	…◎健康生きがい部 ・健康推進課 ・生活衛生課 ・予防対策課 ・各健康福祉センター 等

3. 地域の 環境衛生	(1)防疫活動の実施	①衛生管理 ②消毒防疫	…◎健康生きがい部 ・生活衛生課 ・予防対策課	等
	(2)公衆浴場の営業 状況に関する 情報提供と再開 支援	①公衆浴場 情報提供 ②再開支援	…◎健康生きがい部 ・長寿社会推進課 ・生活衛生課 産業経済部 ・産業振興課	等
	(3)飲食店・クリー ニング等営業 関係の情報提供	①情報提供	…◎健康生きがい部 ・生活衛生課 産業経済部 ・産業振興課	等
	(4)食品・飲料水 の安全確保	①巡回指導 ②情報提供	…◎健康生きがい部 ・生活衛生課	等
	(5)劇毒物対策	①情報収集	…◎健康生きがい部 ・生活衛生課	等
	(6)動物の保護 管理	①指導等	…◎健康生きがい部 ・生活衛生課	等

第2節 「保健衛生・医療」の復興体制 第1項 地域医療体制

1－(1) 医療機関の復旧状況に関する情報収集・提供

【趣旨及び内容】

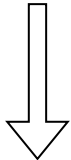
医療機関の再開状況を把握し、住民に対して情報提供を行う。

主管課 健康推進課 各健康福祉センター 等

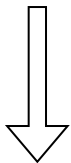
対応時期

手順と方法

発災直後



発災1ヶ月後



- ① 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協力連携し、下欄の医療機関等の被害状況や再開状況を把握し都保健医療局に報告する。
報告内容は、
（ア）施設の破損状況及び危険度予測（目視）
（イ）施設周辺の被害状況（目視）
（ウ）利用者等の状況（けが人等） など
- ② 区民に対し医療機関の再開状況を周知する。
- ③ 健康福祉センター等で相談に対応する。
- ④ 避難所の開設状況や医療機関の復旧状況にあわせて医療救護所を継続して設置し、巡回訪問等を実施する。

【東京都の動向】

- ① 下欄3・4の被災状況を区市町村に報告するよう求める。

◎発災直後の情報収集方法

No.	区 分	収 集 方 法
1	災害拠点病院、災害拠点連携病院等	地域災害医療コーディネーター又は区災害医療コーディネーター・区が、医師会と連携し防災無線等により収集する。
2	救急告示医療機関	都消防庁が、災害救急情報システムなどにより収集する。
3	上記以外の病院	都保健医療局が、区市町村及び医師会等の協力を得て収集する。
4	診療所及び歯科診療所	区災害医療コーディネーター・区が、地区医師会、地区歯科医師会等の協力を得て収集する。
5	薬局	区災害医療コーディネーター・区が、災害薬事コーディネーターや地区薬剤師会の協力を得て収集する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 医療機関との連絡体制の確立
- 報告内容の確認
- 医薬品等資器材の状況

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P315～316

第2節 「保健衛生・医療」の復興体制 第1項 地域医療体制

1－(2) 医療救護活動と仮設診療所の設置支援

【趣旨及び内容】

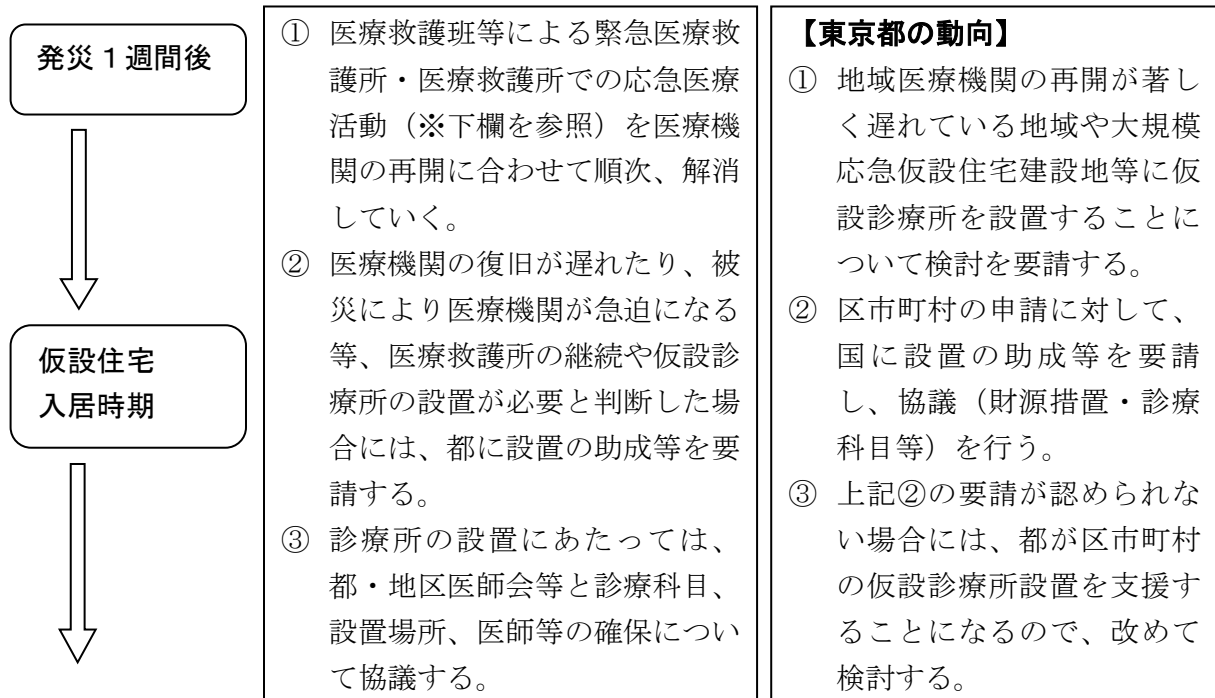
震災直後の応急対応期においては、医療救護班による応急医療活動を実施するが、地域の医療機関が医療活動を再開するのに合わせて緊急医療救護所等における応急医療活動は、順次解消していく。

一方、医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、必要に応じて医療救護所の継続設置又は仮設診療所を設置する。

主管課 健康推進課 (連携：医師会) 等

対応時期

手順と方法



◎応急医療活動の班編成 (例)

(1) 医療救護班	医師1名、看護師1名、その他1名の計3名で1組
(2) 歯科医療救護班	歯科医師1名、歯科衛生士1名、その他1名の計3名で1組
(3) 薬剤師班	薬剤師班3名で1班

〈事前準備・確認事項等〉

○区及び都の災害医療コーディネーターとの調整

〈参考情報〉

○地域防災計画第4部 P315～322

第2節 「保健衛生・医療」の復興体制 第2項 保健対策

2-(1) メンタルヘルスケア

【趣旨及び内容】

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

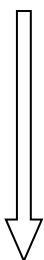
主管課

健康推進課、予防対策課、各健康福祉センター 等

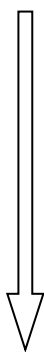
対応時期

手順と方法

発災1週間後



仮設住宅
入居時期



- ① 巡回精神相談チームを編成して、避難所等の巡回精神相談を実施する。また都の相談チームを支援する。
 (ア) 巡回精神相談チームは、1チーム [精神科医師1名・保健師又は精神保健福祉士1名、事務等1名]で編成する。
 (イ) 措置者の緊急受け入れは都立病院で行う。
- ② 精神科医療機関の状況等の情報を周知する。
- ③ 各健康福祉センターを拠点に精神保健相談の体制を整備し、被災者自身のメンタルヘルスに関する健康相談の実施や知識の普及を行う。
 ※児童生徒のメンタルヘルスケアは教育で記載
- ④ 必要に応じて都へ人的支援を要請する。
- ⑤ 区職員や派遣職員等のメンタルヘルスケアは人事課が中心となって対応する。

【東京都の動向】

- ① 巡回精神相談チームを編成し、被災住民に対する情報提供及び相談体制を確立するよう区市町村に要請する。
- ② 都精神保健福祉センターでの電話相談や指導等を実施する。

【参考】

東日本大震災の場合、宮城県では、精神保健福祉センターが3月23日から「こころの健康相談電話」を開設、6月末までは毎日6時～深夜2時、7月～9月11日は毎日9時～17時、その後平日に電話相談を行った。

〈補足〉

- ◎精神相談室及び巡回精神相談チームの人材確保の方法
- ◎巡回精神相談チームは1日1回避難所を訪問できる数を編成
- ◎阪神・淡路大震災では、臨時電話相談室を開設した。

ア 開設場所	神戸市内1箇所
イ 開設期間	震災後3週間～4ヶ月（112日間）
ウ 相談員	専門のコウンセラー
エ 相談者数	550人（約5人/日）

〈確認事項〉

- 関係機関等との連絡体制
- 相談体制や方法の検討
- 職員の健康相談体制

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P326、
第6部 P653

2-(2) 被災者の健康管理

【趣旨及び内容】

復旧・復興期においても被災住民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、都と連携し、健康相談を引き続き実施する。特に高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に対して配慮する必要がある。また、女性の健康や悩み等についての相談体制を構築する。

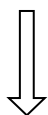
主管課

健康推進課、生活衛生課、予防対策課、各健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、障がいサービス課、障がい政策課 等

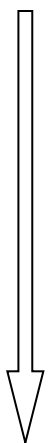
対応時期

手順と方法

発災直後



発災4日目以降



- ① 応急医療活動や応急仮設住宅の全戸訪問調査及び保健活動班等の巡回健康相談に必要な保健師の派遣要請を都保健医療局に要請する。
- ② 避難所における衛生管理を徹底させる。(次頁参照)
- ③ 医療救護班や精神相談チーム等と連携する。
- ④ 保健師・栄養士等からなる保健活動班を編成し、避難所等の巡回健康相談を実施する。また、下記の栄養相談を兼ねることとする。
(ア) 乳幼児、高齢者に対して、栄養的配慮がなされた食品配布を行うよう指導する。
(イ) 慢性疾患患者等で配布食品をそのままでは食べられない人に対して食べ方の工夫等の助言を行う。
- ⑤ 健康福祉センター等の相談窓口の再開や被災者のための相談所を開設する。

【東京都の動向】

- ① 災害援護協定等により、区市町村の要請に基づき、他道府県等から保健師の派遣を受け、必要な人材を確保する。

【参考】

東日本大震災の場合、発災当初は寒さによる健康衛生やインフルエンザ等の対応、5月以降の仮設住宅や避難所への巡回相談等では熱中症や食中毒等の健康管理といった季節による対応が必要となった。

〈事前準備・確認事項等〉

- 保健活動班は定期的に避難所等を訪問できる数を編成する。
- 関係機関との連絡体制
- 相談窓口の開設

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P324～327、
第6部 P652～653

3－(1) 防疫活動の実施

【趣旨及び内容】

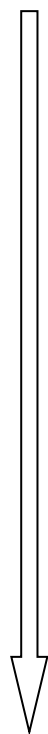
震災直後から復旧・復興期にかけては、避難所や地域での衛生環境が低下し、感染症の発生及びまん延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、都と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

主管課 生活衛生課、予防対策課 等

対応時期

手順と方法

発災直後



発災1週間後

- ① 各避難所で衛生管理者を決め、避難所の衛生的な環境の維持管理を行う。環境衛生指導班や食品衛生指導班は、巡回の際に衛生管理者に対し、次のア～エの項目について専門的な視点から指導・助言を行う。
 - (ア) 避難所の衛生的な空気環境の確保
空気汚染や臭気、火気使用時の燃焼ガスによる事故等の防止のため換気や分煙の指導をする。避難所内の空気環境を測定し、空気の清潔度を確認する。
 - (イ) トイレの衛生指導
給水管等への汚染予防のため、設置場の選定や臭気対策、ネズミ族こん虫の防除の助言・指導をする。
 - (ウ) 廃棄物（ごみ等）保管場所の衛生指導
分別を徹底させるとともに、ごみの臨時収集所の情報を災害対策本部等から入手する。
 - (エ) 仮設入浴施設の衛生指導
なお、上記の衛生管理及び監視指導に必要な器具・薬剤等は、薬剤師会より提供を受ける。消毒剤等の使用マニュアルの作成や避難所の給水系統図の確認などを行い、円滑な監視指導に備える。
- ② 被災家屋や地域等の消毒、ねずみ族こん虫駆除の相談を行う。
- ③ 状況に応じて防疫班を編成し、健康調査及び相談、指導を行う。
- ④ 防疫活動の実施にあたり、都福祉保健局又は区医師会等と連携する。

【東京都の動向】

- ① 区の防疫に要請があった場合は活動支援や指導を行う。
- ② 他県市に防疫班を要請する。
- ③ 水の安全を確保するための監視班を編成する。
- ④ 感染症患者発生時には収容先の確保と搬送を支援する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 避難所運営における衛生管理及び健康管理の担当者の確保

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P328～331、第6部 P653

3-(2) 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援

【趣旨及び内容】

震災直後から復旧期にかけては、被災者等の入浴が困難とある事態が予想される。このため、公衆浴場の営業状況を把握し、住民に対し情報提供を行う。

また、早期営業再開可能な公衆浴場に対し、相談等による再開支援を行う。

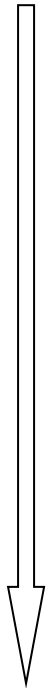
主管課

長寿社会推進課、生活衛生課、産業振興課

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 浴場については、普通公衆浴場〔銭湯〕及びその他の公衆浴場〔ふれあい館〕を利用対象施設として、浴場組合及び各施設管理者等に被害状況報告を求め。
 - 報告内容
 - (ア) 施設の破損状況及び危険度予測（目視）
 - (イ) 施設周辺の被害状況（目視）
 - (ウ) 営業者、利用者の状況（けが人等）など
- ② 早期に再開が可能な浴場施設に対して支援をする。
 - (ア) 他の施設からの燃料（原油・雑燃料）の供給
 - (イ) 必要に応じて都に支援を要請
- ③ 必要に応じて都に仮設入浴設備の提供等を要請する。

【東京都の動向】

- ① 都公衆浴場業生活衛生同業組合と協力して各区市町村の被害及び営業状況を把握し、情報提供する。
- ② 区市町村の要請に対して、給水・融資・営業許可に関する相談等により営業再開の支援を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

- 浴場施設からは大量の排水が発生するので、下水道の復旧が前提となる。
- 浴場施設の衛生管理対策として、ろ過機・塩素注入装置が稼働することが前提となる。
- 燃料・原水等の確保手段（深井戸の活用も検討）

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P364、第6部 P653
- 災害時初動マニュアル「災害時における施設の点検・被害調査マニュアル」

第2節 「保健衛生・医療」の復興体制 第3項 地域の環境衛生

3-(3) 飲食店・クリーニング等営業関係の情報提供

【趣旨及び内容】

震災直後から復旧期にかけては、被災者等の衛生確保等の観点から、生活衛生関係（クリーニング、理美容室、飲食店等）の営業を行う事業者の情報を必要とすることが予想される。

このため、早期に営業を行う生活衛生営業事業者の情報提供を行う。

また、早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、衛生指導等相談を通じて再開支援を行う。

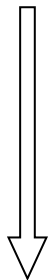
主管課

生活衛生課、産業振興課

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 環境衛生協会や板橋区食品衛生協会と連携して、クリーニングや理美容室及び飲食店等の事業者の営業再開状況を把握し、区民に対し情報提供する。
- ② 営業許可や融資に関する相談や届出等により、早期に再開ができるよう指導・支援を行う。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の要請に対して、給水・融資・営業許可に関する相談等により営業再開の支援を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

- 各組合との連絡体制の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P653

3－(4) 食品・飲料水の安全確保

【趣旨及び内容】

水道設備の復旧の遅れ等により、復旧期においても、生活用水として井戸水等を使用しなければならないことが予想される。このため、応急期に引き続き飲み水の安全確保を行う。また、設備が不十分な状態で調理、食品の配布・保管等により健康被害が発生しないよう、応急期同様、食品衛生に関する監視・指導を行う。

なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。

主管課 生活衛生課 等

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 食品衛生指導班を編成し、避難所等の巡回指導・啓発を行う。
 - (ア) 食品衛生指導班は食品衛生監視員等で編成
 - (イ) 食品集積所の衛生確保及び食中毒の防止のため、品質管理・日付管理・低リスク食品の選択に努めるよう指導する。
 - (ウ) 食中毒の予防についての普及啓発について助言する。
- ② 水の安全を確保するため防疫班を編成し、避難所等の巡回指導を行う。
 - (ア) 防疫班は、環境衛生監視員と事務で編成する。
 - (イ) 濁り、色、臭い、味に異常があった場合は、生活用水として使用させない。
 - (ウ) 薬液消毒等により生活用水として使用できる方法を指導する。
 - (エ) 消毒実施後に残留塩素濃度を測定器及び簡易水質検査キットを用いて確認する。また簡易水質検査キットを各避難所に配布し使い方を指導する。
- ③ 食品の取扱いや手指、食器具類などの消毒について、ポスターやリーフレットを作成し、食品衛生に関する普及啓発や情報提供を行う。

【東京都の動向】

- ① 区の要請に基づき、食品の衛生指導を支援する。
- ② 区の要請に基づき、消毒薬の配布を支援する。
- ③ 区の要請に基づき、水道水の残留塩素の確認や水質確認キットを配布する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 食品衛生指導班及び環境衛生指導班は定期的に避難所を訪問できる数を編成
- 検査資器材や消毒薬等の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P360、P389～390

3-(5) 劇毒物対策

【趣旨及び内容】

震災による建物の倒壊等による毒物・劇物の事故を防止するため、情報収集を行うとともに、事故が起きた場合の対応を行う。

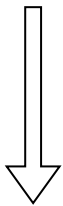
主管課

生活衛生課

対応時期

手順と方法

発災直後



① 震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故発生情報を収集する。

② 「毒物・劇物による事故届受付票」により事故の概況、措置等の情報を都福祉保健局に報告する。

【東京都の動向】

① 消防機関に、毒物・劇物に関する情報提供及びその取扱い等の助言を行う。

② 被災した毒物・劇物取扱い事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガス発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。

〈事前準備・確認事項等〉

○劇毒物の保管・所有状況の確認

〈参考情報〉

○地域防災計画第4部P304

3－(6) 動物の保護管理

【趣旨及び内容】

震災の発生により、避難所への避難に際し、飼養動物を同行することや、飼養されている動物が逸走・放し飼い状態となるなどの事態が予測される。このため、都や関係機関との連携のもと、避難所における動物の適正飼養や逸走・負傷動物の適切な救護を行う必要がある。

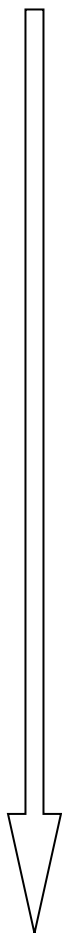
主管課

生活衛生課、地域防災支援課

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 避難所での収容動物の飼育場所の設定を要請・指導する。
- ② 避難所や負傷動物救護所等における動物の収容、負傷動物の治療及び管理状況を把握し、必要に応じて都へ支援を要請する。
- ③ 収容動物の管理や動物による危害発生意予防について下記の事項を避難住民へ指導及び周知する。
 - (ア) 指定された飼育場所での飼育
 - (イ) 給餌や排泄、後片付けなどの適正な飼育管理
 - (ウ) 飼育場所・施設の清掃や消毒による疾病の予防や衛生害虫の発生防止
 - (エ) 飼育者の相互協力による飼育場所・施設等の適正な管理運営
- ④ 負傷動物への対応が必要な場合はこども動物園等に設置する負傷動物救護所等の収容場所を検討し、獣医師会に支援を要請する。
- ⑤ 所有者不明動物の保護、捜索に関する情報の提供を行う。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の要請に対し必要な協力を行う。
- ② 都獣医師会等が設置する「動物救援本部」との連絡調整を行い、対応する。

【参考】

東日本大震災では、3月14日に(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(社)日本十医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、3月18日に宮城県と宮城県獣医師会、3月22日に岩手県と岩手県獣医師会及び動物愛護団体、4月15日に福島県、いわき市、郡山市、福島県獣医師会及び動物愛護団体でそれぞれ動物救援本部を設置した。

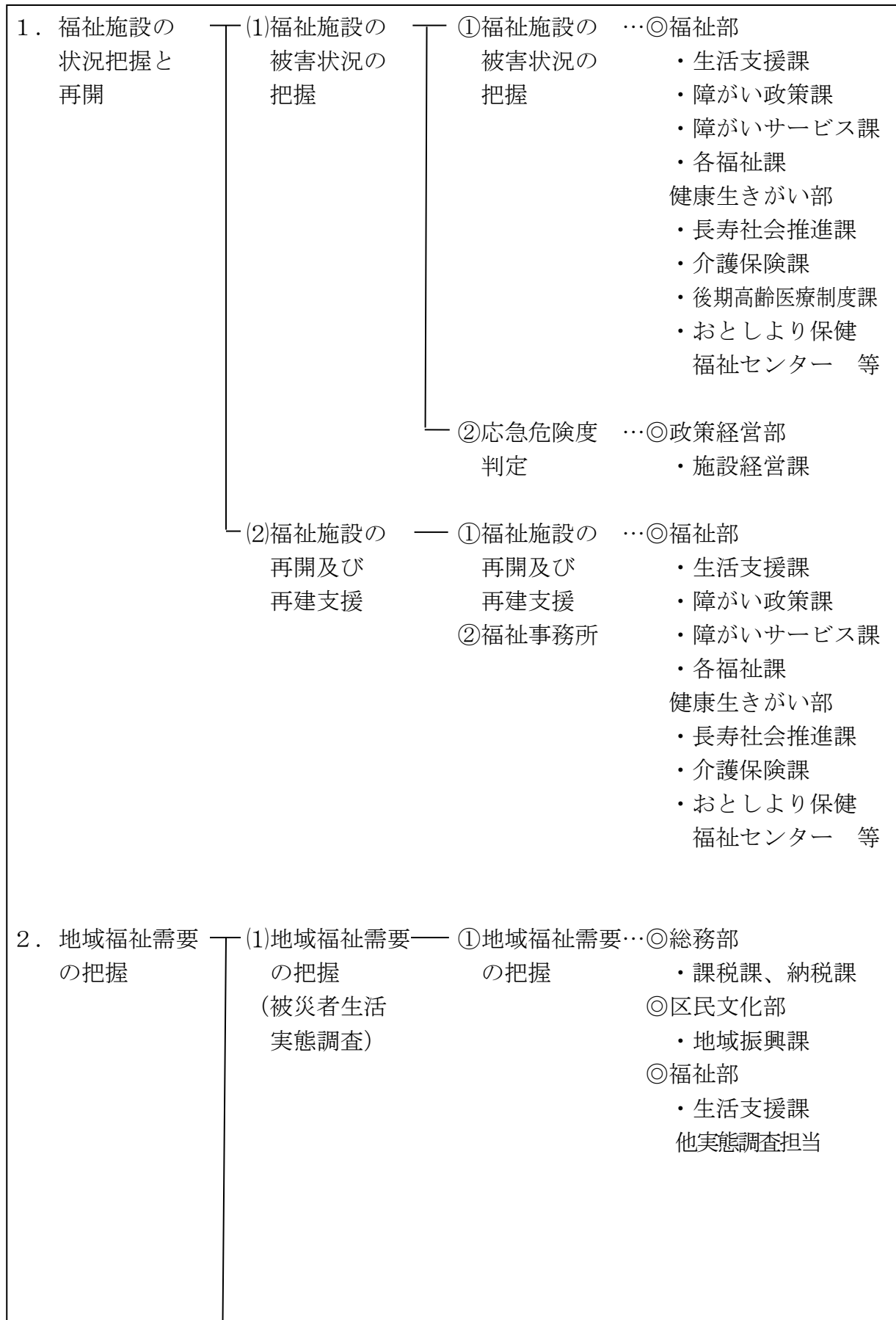
〈事前準備・確認事項等〉

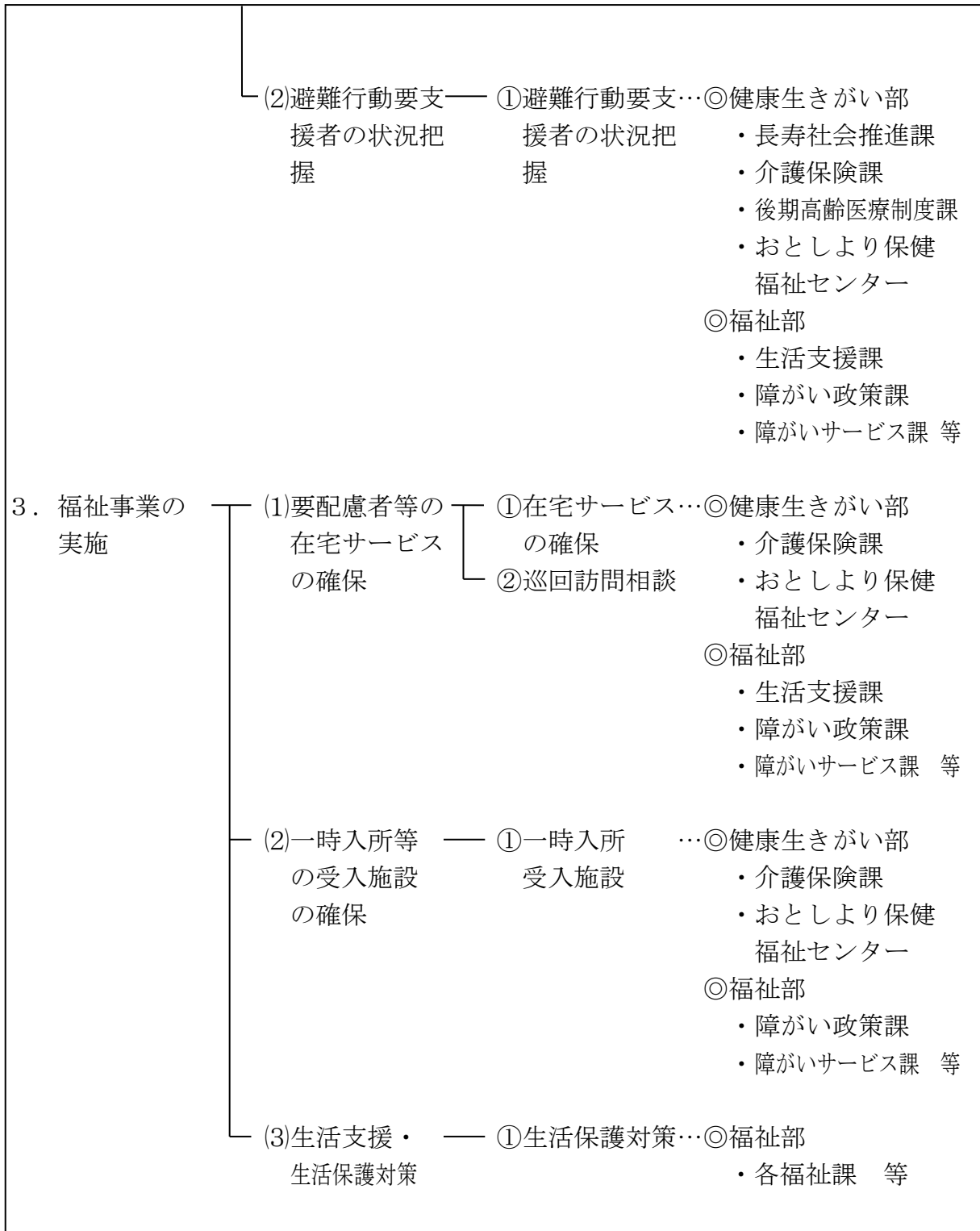
- 獣医師会、動物愛護団体等との連携体制
- 動物病院、区に届け出のある動物管理施設等の被災確認
- 仮設住宅等でのペット飼育の方針

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P312、P324～325、P365～366

第3節「福祉」の復興体制



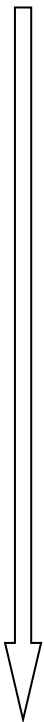


第3節 「福祉」の復興体制 第1項 福祉施設の状況把握と再開	
1－(1) 福祉施設の被害状況の把握	
【趣旨及び内容】 福祉施設の被災及び再開状況を把握し、区有施設については使用の可否について応急危険度判定等で確認する。 民間の福祉施設についても被災状況を把握する。	
主管課	生活支援課、各福祉課、長寿社会推進課、後期高齢医療制度課、介護保険課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課、施設経営課 等

対応時期

手順と方法

発災直後
～1週間



- ① 各福祉施設（各福祉課、福祉園、おとしより保健福祉センター等）に被害状況の報告を求める。
 - (ア) 電話等が不通となり連絡が取れない場合は、職員による現地調査を行う。
 - (イ) 報告（調査）内容は、
 - ・施設の破損状況及び危険度予測（目視）
 - ・施設周辺の被害状況（目視）
 - ・職員の参集状況
 - ・利用者及び保護者等の状況
 - ・施設への地域住民の避難状況（避難人数、生活物資の確保状況、けが人等）など
 - (ウ) 被害が甚大で危険な場合は、施設長の判断で施設の閉鎖等を決定する。
- ② まとまり次第、災対本部や関係機関に報告する。
- ③ 必要に応じて、施設の応急危険度判定を実施する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の報告を基に内容を集約・分析し、地域福祉体制整備の検討資料とする。

〈事前準備・確認事項等〉

○関係機関等との報告（調査）対象、内容及び集約方法の調整

〈参考情報〉

○地域防災計画
第4部 P297～302、P457

○各施設の消防計画、防災計画等

第3節 「福祉」の復興体制 第1項 福祉施設の状況把握と再開

1－(2) 福祉施設の再開及び再建支援

【趣旨及び内容】

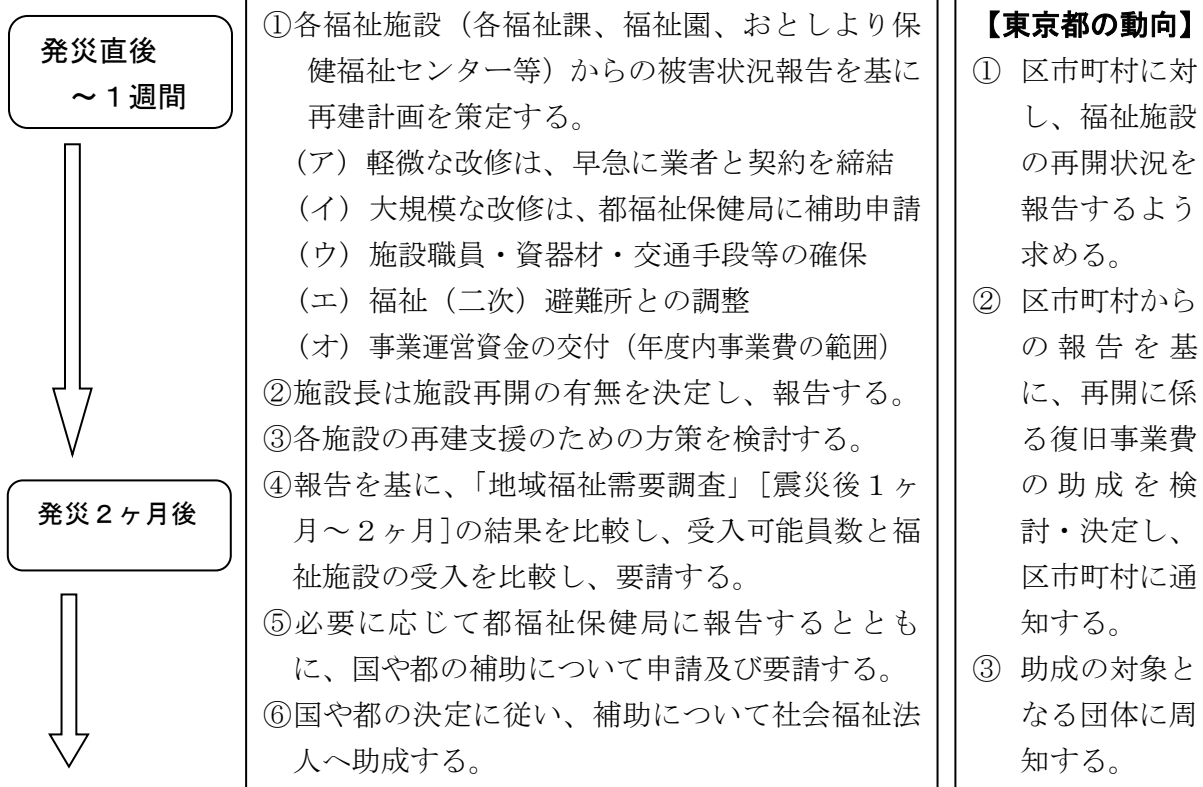
各施設の被害状況の把握後、区立施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。その他施設に関しては、施設の安全性を確認しつつ、早期の再開を要請する。福祉避難所となっている場合は、今後の方針について区と調整する。また再建のための支援を国、都と協力して行う。

法人立施設に関しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のための支援を国、都と協力して行う。(※児童福祉施設は教育・児童福祉の復興で記載)

主管課	生活支援課、各福祉課、長寿社会推進課、介護保険課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課 等
-----	--

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

- 事前に施設再開の安全基準等の確認
- 代替施設となる施設を把握
- 指定管理者等の運営法人や社会福祉法人等との協力体制の確認
- 転所・退所等における手続等の確認

○東日本大震災の場合、宮城県では35市町村のうち24市町村で福祉避難所を設置し、3月末で134か所、7月1日で40か所、9月1日で12か所、11月10日で閉鎖となった。

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部P423、第3部P766
- 各施設の消防計画、防災計画等

第3節 「福祉」の復興体制 第2項 地域福祉需要の把握

2-(1) 地域福祉需要の把握

【趣旨及び内容】

要配慮者やその介助者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。
被災者生活実態調査を行う際に、要配慮者を的確に把握し、基本的な福祉ニーズの調査（「被災者生活実態調査」「地域福祉需要調査」等）を行うとともに必要に応じて補足調査を実施する。

主管課

地域振興課、課税課、納税課、生活支援課、各福祉課、長寿社会推進課、介護保険課、国保年金課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、子ども政策課、保育運営課 等

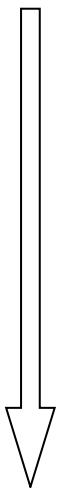
対応時期

手順と方法

発災1ヶ月後



発災2ヶ月後



- ① 「被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）」[震災後1週間～1ヶ月]の結果を都福祉保健局に報告し生住医介の給付方法を協議する。
※生住医介＝生活・住宅・医療・介護
- ② 必要に応じて要援護者に対し「地域福祉需要調査」を実施する。
 - (ア) 調査対象としては、避難所（福祉（二次）避難所を含む）・各福祉施設・在宅の要援護者・区内関係団体等
 - (イ) 調査方法は、聞き取り調査
 - (ウ) 調査は、区職員が行う。（原則）
 - (エ) 主な調査内容
 - ・障がいの状況（等級等）
 - ・日常生活動作能力の状況
 - ・介護者や保護者の有無、状況
 - ・医療の必要性
 - ・保健福祉サービスや施設入所の必要性
- ③ 調査結果を都福祉保健局に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村からの報告を基に、全体的な状況を把握して、施設入所・ショートステイ施設の確保・在宅福祉サービスのための人材確保等についての連絡・調整を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

◎事前に調査内容及び集計方法を取り決めておく必要がある。

〈阪神・淡路大震災の事例〉

- ・ 医療的ケアが必要な場合は入院又は健康管理等を講ずる。
- ・ 福祉避難所が必要な場合は市内外の福祉施設を含め短期入所施設等の確保に努める。
- ・ 各種事務手続きを簡素化し、必要なサービスが直ちに提供できるよう努める。

〈参考情報〉

○地域防災計画
第6部 P652

被災者生活実態調査(兼福祉需要基礎調査)の調査表(案) (1世帯につき1枚)

①調査月日	月 日 ()	②調査員	所属： 氏名：				
③調査場所	学校(学校名：)、自宅(住所：) その他(施設名又は住所：)						
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災前の住所・居住地	今後の居住地	電話番号
⑤身体 の状態	障がいの状態	誰が () 障害者手帳(有 無) 医療の必要性(有 無) 施設入所の必要性(有 無)					
	けが・病気の 状態	(1)誰が () 状態 () 医療の必要性(有 無)		(2)誰が () 状態 () 医療の必要性(有/無)			
⑥世帯 の住宅 状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	(持家、借地・持家、公営住宅、公団・公社賃貸、 民間賃貸、社宅・寮、その他：)					
	被災前の住宅の状況Ⅱ	(一戸建て、マンション、アパート、長屋、その他：)					
	被災前の住宅の状況Ⅲ	(住宅専用、商店併設、事務所併設、工場併設)					
	被災後の現状	(そのまま住むことができる、住むことはできるが修理が必要、 住むことができない、わからない、その他：)					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 () 円						
⑧生活保護の受給	(有 無) 有の場合⇒福祉課担当者名 ()						
⑨これからの生活で不安なこと等							
※現居住場所 ①自宅 ②親戚等 ③知人宅 ④避難所 ⑤その他 ()							

※くらしの被災者生活実態調査と兼ねる

第3節 「福祉」の復興体制 第2項 地域福祉需要の把握

2-(2) 避難行動要支援者等の状況把握

【趣旨及び内容】

被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障がい者等が体調を崩すことが考えられる。特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、自宅や避難先等で孤立することも懸念される。

そこで、民生・児童委員や平素から対応している方・事業者等と連携し、実態を把握し、福祉サービスへつなげるようにする。

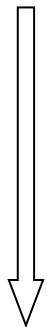
主管課

長寿社会推進課、介護保険課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、生活支援課、障がい政策課、障がいサービス課 等

対応時期

手順と方法

発災後から随時



- ① 区は、民生・児童委員や関係団体等と連携し、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の生活状況を把握する。
- ② 支援が必要な方に対し、福祉避難所や各福祉サービスによる支援を行う。
- ③ 緊急を要する場合は、各消防署や医療救護班、要援護者班、医療機関と連携し対応する。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 避難行動要支援者名簿
- 支援体制の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画第3部 P202～205

第3節 「福祉」の復興体制 第3項 福祉事業の実施

3-(1) 要配慮者等の在宅サービス体制の整備

【趣旨及び内容】

被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障がい者等が体調を崩すことが考えられる。

また、ひとり暮らしの高齢者等の孤独死等の発生も懸念される。このような事態の発生を防ぐために、訪問支援体制の整備、在宅サービスの充実を図る。

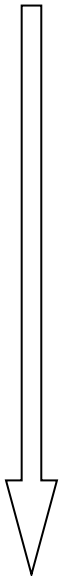
主管課

生活支援課、介護保険課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課 等

対応時期

手順と方法

発災後
～2ヶ月後



- ① 「地域福祉需要調査」[震災後1ヶ月～2ヶ月]や応急仮設住宅の訪問調査[応急住宅入居後]により、特別な注意が必要と認められた要配慮者に対しては、定期的に巡回訪問や相談を行う。
- ② 民生・児童委員やボランティア等に協力を依頼し、要配慮者に対して「声かけ運動」等を推進する。
- ③ 巡回訪問は対象者毎のリストを作成し、専門分野を判断して、保健師等の訪問担当者を決める。
- ④ 避難所や仮設住宅等における要配慮者についても同様に対応する。

【東京都の動向】

- ① 被災の少ない区市町村等へ応援を要請する。
- ② 応急仮設住宅を中心にひとり暮らしの高齢者や障がい者のための緊急通報システムを整備する。

〈事前準備・確認事項等〉

◎避難行動要支援者名簿

〈参考情報〉

○地域防災計画

第3部 P202～205、第6部 P652

第3節 「福祉」の復興体制 第3項 福祉事業の実施

3-(2) 一時入所等の受入施設の確保

【趣旨及び内容】

高齢者・障がい者等の受入施設が不足する場合、都に対し一時入所等の可能な施設の情報提供等を要請する。

主管課

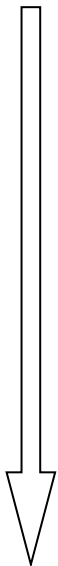
介護保険課、おとしより保健福祉センター、障がい政策課、障がいサービス課 等

対応時期

手順と方法

発災後
～1週間

1週間
以降



- ① 各福祉施設からの被害状況報告[震災直後～1週間]を基に、使用可能な福祉施設を把握する。
- ② 使用可能と判断した福祉施設から、受入可能人数の報告を求める。
- ③ 各福祉施設からの報告と「地域福祉需要調査」の結果を比較し、受入可能人数が不足している場合には、各福祉施設に定員以上の受入れを要請する。
(ア) 近隣施設に対して対象者の受入れに関する協力を依頼する。
(イ) 福祉施設までの搬送経路、人員を確保する。
- ④ 施設被害が大きく転所が必要な要配慮者等については、転所を支援する。
- ⑤ 定期的に各福祉施設から報告を求める。

【東京都の動向】

- ① 他道府県に対して、対象者の受入れに関する協力を依頼する。

〈事前準備・確認事項等〉

- ◎事前に近隣施設を把握しておく。
- ◎福祉施設の転所・退所にあたっては、必要性・本人の希望等を勘案し、適切に対処する。
- ◎定員以上の入所者及び退所者を受け入れている施設に対しては、新たな人員や設備を確保する必要が生じるため、必要に応じて都及び近隣施設に支援を要請する。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第6部 P652

第3節 「福祉」の復興体制 第3項 福祉事業の実施

3－(3) 生活支援・生活保護対策

【趣旨及び内容】

被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でなかった者の中には、制度に関する知識に乏しく、保護申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。このため、担当員の巡回訪問を実施し、こうした要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する知識の普及を図ることとする。

また、生活保護受給者の被災状況及び避難先等の把握が求められる。

なお、復旧・復興期におけるこれらの訪問活動は、応急仮設住宅に入居する災害時要援護者（避難行動要支援者）について重点的に行うこととする。（医療・保健衛生2－(2)参照）

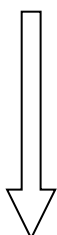
主管課

各福祉課

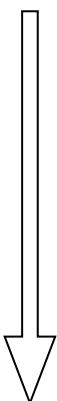
対応時期

手順と方法

被災3日後



被災1ヶ月後



- ① 各避難所に配備された避難所班員は、避難所にいる生活保護受給者の把握をし各福祉課で集約する。
- ② 生活保護受給者の被災状況や避難先の情報を収集し適切な処理を行う。
- ③ 地域福祉需要調査や保健師による応急仮設住宅全戸訪問の結果、新たに保護が必要と思われる者が把握された場合、又は地域住民等から情報提供を受けた場合、福祉課職員による訪問を実施する。
- ④ 保護が必要と判断される場合には手続きをとる。
- ⑤ 都福祉局の求めに応じ、要保護者の数及び状況を報告する。
- ⑥ ケースワーカー巡回班を組織する。
- ⑦ 応急仮設住宅等での一人暮らしの被保護者に対してケースワーカーによる巡回訪問を実施し相談に応じる。
- ⑧ 震災後の生活の変化により生活保護の対象になる可能性の高い応急仮設住宅入居者や一人暮らし高齢者等を中心に、生活保護制度や福祉施策のパンフレットを配布する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村からの報告に基づき、保護の適用を指導する。
- ② 関係団体等と調整し、民生・児童委員、保健師、ケースワーカー等の連携が図られるよう支援する。

〈事前準備・確認事項等〉

被災による家具什器費、学用品費等の支給は可能だが、対応が公平なものとなるよう各福祉課で十分に検討する。

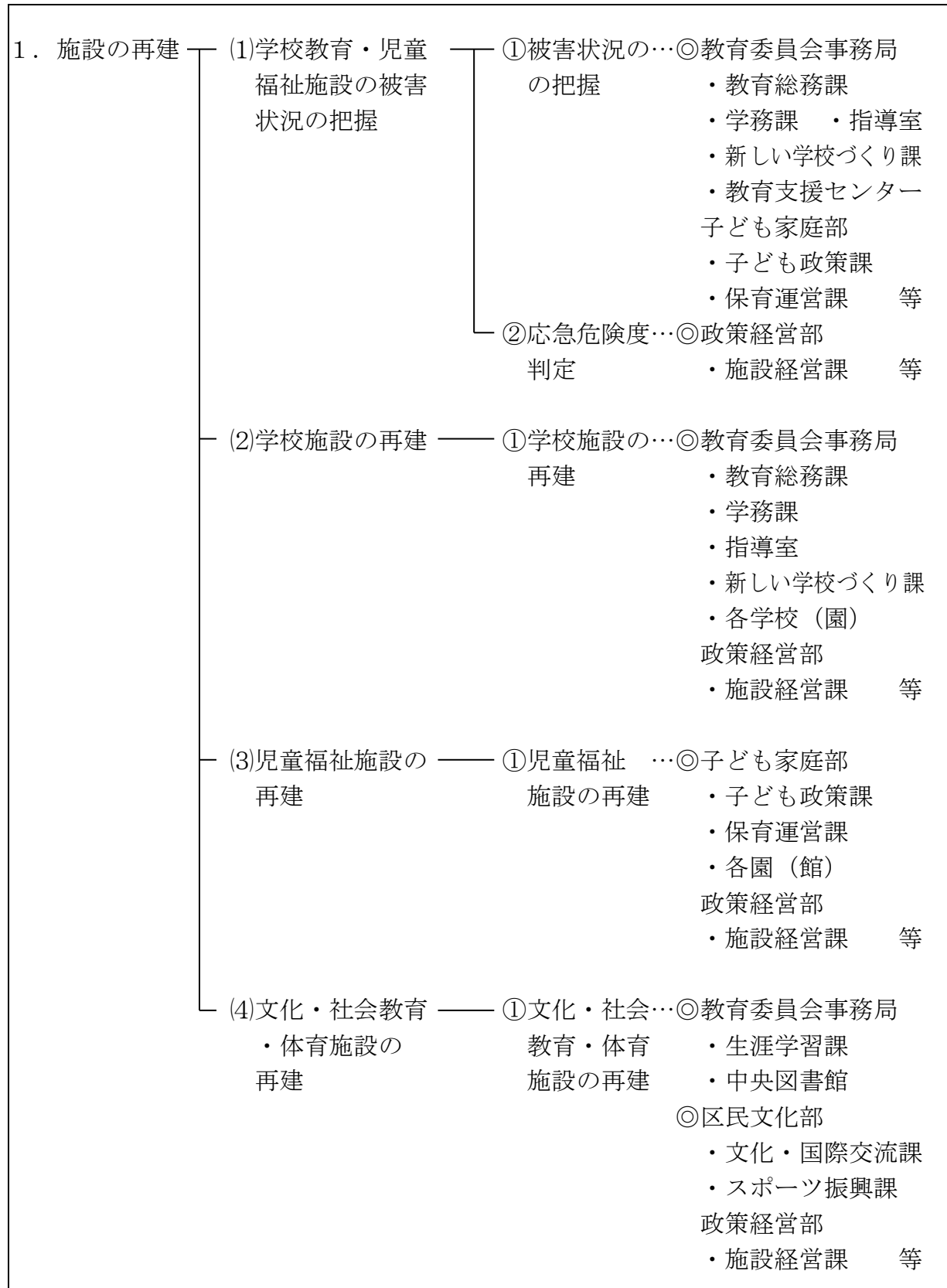
生活保護受給者が見舞金を受領した際の所得算定の対応方針を確認する。国・都の通達を参考に公平で適切な対応を心掛け、対象者にも丁寧な説明を行う。

〈参考情報〉

- 東日本大震災では、見舞金の収入認定や保護の廃止をめぐる訴訟が起きている。

第4節「教育・児童福祉」の復興体制

◎印は取りまとめ



2. 教育・保育の再開	(1)保育の再開	①保育の再開	…◎子ども家庭部 ・保育運営課 ・保育サービス課 ・各園（館）等
	(2)学校教育の再開	①授業の再開	…◎教育委員会事務局 ・教育総務課 ・学務課 ・指導室 ・教育支援センター ・各学校（園）等
3. 被災園児・児童・生徒の支援	(1)被災園児・児童・生徒の被災状況の確認	①被災情報の確認 ②減免の検討	…◎教育委員会事務局 ・教育総務課 ・学務課 ・指導室 ・教育支援センター ◎子ども家庭部 ・子ども政策課 ・保育運営課 各学校（園）等
	(2)メンタルヘルスケア	①メンタルヘルスケア	…◎教育委員会事務局 ・指導室 ・学務課 ・教育支援センター ◎子ども家庭部 ・子ども政策課 ・保育運営課 子ども家庭総合支援センター ・支援課 ・援助課 各学校（園）等
	(3)転入学・転園等の支援	①転入学・転園等の支援	…◎教育委員会事務局 ・学務課 ・指導室 ◎子ども家庭部 ・保育運営課
	(4)教科書・学用品等の提供	①教科書・学用品等の提供	…◎教育委員会事務局 ・教育総務課 ・学務課 ・指導室 等
4. 文化財の復旧支援	(1)文化財の復旧支援	①文化財の復旧支援	…◎教育委員会事務局 ・生涯学習課 等

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第1項 施設の再建

1－(1) 学校教育・児童福祉施設の被害状況の把握

【趣旨及び内容】

学校施設は避難所となるほか、学校や児童福祉施設は災害復旧・復興にとって重要な施設となる。そこで、校舎・園舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、授業・保育等の早期再開に備える。また、再建のため、被害状況により、施設の改修再建計画等を作成する。

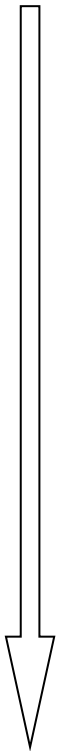
主管課

子ども政策課、保育運営課、教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、教育支援センター、各施設、施設経営課 等

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 学校施設（幼稚園、小・中学校等）、児童福祉施設（児童館、保育園等）に児童・生徒、園児の安否確認及び被害状況報告を求める。
 - (ア) 電話等が不通となり連絡がとれない場合は職員（情報連絡員・地域班、施設所管担当等）による現地調査を行う。
 - (イ) 報告（調査）内容
 - ・児童、生徒、園児、利用者等の安否確認及び被災状況
 - ・施設の破損状況及び危険度予測（目視）
 - ・施設周辺の被害状況（目視）
 - ・職員の参集状況（システム確認）
 - ・施設への地域住民の避難状況（避難人数、生活物資の確保状況、けが人等）
 - ・収容可能人員（避難所の場合） など
 - (ウ) 被害が甚大で危険な場合は、施設長の判断で施設の閉鎖等を決定する。
- ② 避難所となる学校から、施設経営課が応急危険度判定を実施し、使用の可否を確認する。
- ③ まとまり次第、災対本部や関係機関に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の報告を受け関係各局に情報提供する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 事前に報告（調査）内容及び集約方法を関係各所と取り決める
- 小中学校が被害を受けた場合は、避難所としての補修等の対応策を講じる

◎東日本大震災では公立学校施設 6,400 棟以上、保育所等 1,600 棟以上で何らかの被害があった。被災3県で公立学校の建物等に物的被害が 77%、校庭等の校地の被害も 37%の学校等で発生した。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P297～302
- 学校危機管理マニュアル、
学校防災計画、各園等の
消防計画、防災マニュアル等
- 災害時における施設の
点検・被害調査マニュアル

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第1項 施設の再建

1－(2) 学校施設の再建

【趣旨及び内容】

校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建復興計画を作成する。

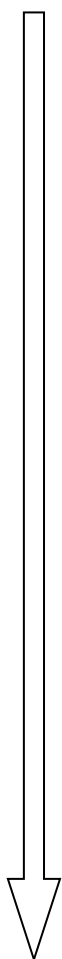
主管課

教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、各施設、施設経営課 等

対応時期

手順と方法

発災1週間後



- ① 学校施設（小・中学校（あいキッズ施設含む）、幼稚園）からの被害状況報告をする。
 - （ア）被害の程度や補修の必要性について検討の上、改修の優先順位を判断する。
 - （イ）軽微な改修については、早急に業者と契約を締結する。
 - （ウ）大規模な改修については、都教育庁に補助の申請をする。
 - （エ）施設職員の確保。
- ② 応急危険度判定を行い、施設使用可否を判断し、状況により施設の再建計画を策定する。
- ③ 学校長は、学校教育が正常に実施されるまでの間、諸般の状況を勘案し、事前に作成した応急教育計画を見直す。
- ④ 学校施設の再開を最優先とする。
 - （ア）再開は保護者の連絡網や緊急連絡メールシステム、ホームページ、広報、町会の掲示板等を通じて提供する。
- ⑤ 使用可能な教室が不足している場合は、仮設校舎の建設や他校の利用等を検討する。
- ⑥ 検討結果を都教育庁に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の申請に対しては、国に学校施設の再建に係る復旧事業費の補助率加算について要請する。
- ② 区市町村から仮設校舎建設の要請があり次第、補助の対象になるよう国に要請する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 施設再開の安全基準等の確認
- 関係機関との連携

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P297～302
- 学校危機管理マニュアル、学校防災計画

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第1項 施設の再建

1－(3) 児童福祉施設の再建

【趣旨及び内容】

子ども家庭総合支援センターや保育園などの児童福祉施設の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、施設周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建復興計画を作成する。

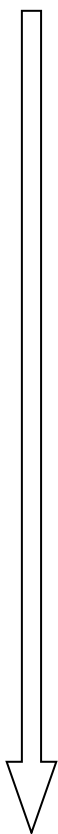
主管課

子ども政策課、保育運営課、子育て支援課、子ども家庭総合支援センター支援課、各施設、施設経営課 等

対応時期

手順と方法

発災1週間後



- ① 児童福祉施設(子ども家庭総合支援センター、児童館、保育園等)からの被害状況を報告する。
 - (ア) 被害の程度や補修の必要性について検討の上、改修の優先順位を判断する。
 - (イ) 軽微な改修については、早急に業者と契約を締結する。
 - (ウ) 大規模な改修の必要性を確認する。
 - (エ) 施設職員の確保。
- ② 応急危険度判定を行い、施設使用可否を判断し、状況により施設の再建計画を策定する。
- ③ 大規模な改修については、都総務局と復興本部で調整し補助申請を検討する。
- ④ 施設の再開を最優先とする。
再開は保護者の連絡網やメールシステム、広報等を通じて提供する。
- ⑤ 事前に作成した避難計画や応急保育計画を状況にあわせて見直す。
- ⑥ 使用可能な部屋が不足している場合は、仮設施設の建設や利用可能な施設の活用等を検討する。
- ⑦ 検討結果を都福祉保健局に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の申請に対しては、国に児童福祉施設の再建に係る復旧事業費の補助率加算について要請する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 施設再開の安全基準等の確認
- 関係機関との連携

東日本大震災では、岩手県大槌保育園は仮園舎を建設し6月1日に仮園舎での保育を再開した。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P297～302
- 各園の防災計画・マニュアル等

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第1項 施設の再建

1-(4) 文化・社会教育・体育施設の再建

【趣旨及び内容】

文化・社会教育・スポーツの各分野は、復旧・復興期における被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に区立施設の再建を行うとともに、私立施設の再建支援を行う必要がある。

また、資料館や美術館等において一定の条件で収蔵されている展示品、住民の身近な場所に設置された野外彫刻などについても、被災により保管機能が失われることがないように仮保管や修復を検討する必要がある。

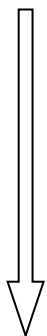
主管課

文化・国際交流課、スポーツ振興課、生涯学習課、中央図書館、施設経営課 等

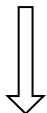
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災1ヶ月後



- ① 社会教育施設（体育館、図書館、社会教育会館等）の施設管理者や指定管理者からの被害状況報告を受ける。
- ② 応急危険度判定を実施し、修繕等の再建計画を検討する。
 - （ア）被害の程度や補修の必要性について検討の上、改修の優先順位を判断する。
 - （イ）軽微な改修については、早急に業者と契約を締結する。
 - （ウ）大規模な改修については、都総務局に補助の申請をする。
- ③ 復旧・復興状況により活動拠点となっていた場合は、集約を進める。
- ④ 収蔵品等が被害を受けた場合は、被害程度に応じて、修復方法を検討し、修復計画を策定する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の申請に対しては、国に社会教育施設の再建に係る復旧事業費の補助率加算について要請する。

〈事前準備・確認事項等〉

◎施設再開の安全基準等の確認

◎阪神・淡路大震災では、学校施設の再建を想定した災害復旧補助が図書館等についても適用された。さらに、図書館で震災時に貸し出して返却不能となった図書も補助の対象となった。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P297～302
- 各施設の消防計画、防災計画等
- 指定管理者のBCP

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第2項 教育・保育の再開

2-(1) 保育の再開

【趣旨及び内容】

被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、各々の災害状況をみて、各保育園等の応急保育計画に基づき、仮設保育所の建設や代替施設の利用の可能性、園舎の補修・改修・再建計画等を判断し、保育の再開を行う。

また、私立施設の被災状況を確認し、可能な限り業務を継続できるよう支援を行う。

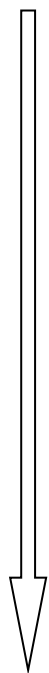
主管課

保育運営課、保育サービス課、子ども家庭総合支援センター支援課

対応時期

手順と方法

発災1週間後



- ① 応急保育計画に基づき、園長又は施設管理者は、施設の実情に応じて保育再開を決定する。再開にあたっては、次の点に注意する。
 - (ア) 保育施設の応急復旧状況
 - (イ) 被災施設の立入り禁止等の安全対策
 - (ウ) 通園路等の安全確保対策
 - (エ) 上下水道・電気の復旧状況
 - (オ) 使用可能な部屋数
 - (カ) 登園可能な園児数
 - (キ) 避難住民の意識
 - (ク) 保育再開の通知及び周知の方法
- ② 保護者に対して、メール、電話、掲示等で再開の周知を行う。
- ③ 状況に応じて、次の対応をとる。
 - (ア) 避難所等での保育（緊急・一時）の実施を検討する。
 - (イ) ファミリー・サポート・センター事業等により、保育態勢を補う。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 保護者への緊急連絡用ICTシステムの確認
- 避難所や近隣園での保育実施の可能性及び課題を把握

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P353～354、P488
- 各園の防災計画・マニュアル 等

東日本大震災の場合、岩手県内陸部では3月14日(月)から再開したが、沿岸部では半数以下で、連休明けの22日(火)以降が多かった。また、再開場所は避難所の一部や他保育所、公共施設等の自施設以外が多かった。

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第2項 教育・保育の再開

2-(2) 学校教育の再開

【趣旨及び内容】

被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、各々の災害状況を見て、各学校における応急教育計画に基づき、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。

また、避難所の給食と調整し、学校教育の再開にあわせ早期に学校給食の再開を検討する。

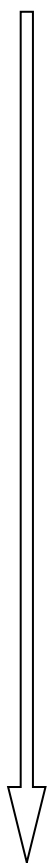
主管課

教育総務課、学務課、指導室、教育支援センター、各学校（園）、土木計画・交通安全課 等

対応時期

手順と方法

発災1週間後



- ① 応急教育計画に基づき、教育委員会事務局と各学校（園）とが協議の上、再開の時期を決める。学校長等は、学校（園）の実情に応じて再開を決定する。
 ※教育委員会事務局と各学校（園）との協議の際、次の点に注意すること。
 - ・学校及び幼稚園施設の応急復旧状況
 - ・被災校舎の立入り禁止等の安全対策
 - ・通学路等の安全確保対策
 - ・上下水道及び電気の復旧状況
 - ・使用可能な教室数
 - ・登校・登園可能な児童・生徒数
 - ・避難住民の意識
 - ・授業再開の通知及び周知の方法
 - ・教室備品等の確保
 - ・学校給食の資材の確保
- ② 教室不足の状況下においては、二部授業の実施・他校での授業や使用可能な公共施設の利用等を検討する。
- ③ 保護者に対して、メール、電話、掲示等で再開の周知を行う。
- ④ 検討結果を定期的に都教育庁に報告する。
- ⑤ あいキッズ再開について検討する。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 緊急連絡メールシステムの確認
- 代替施設等の把握

阪神・淡路大震災では神戸市教育委員会が1月21日まで休校とし、23日（月）から各学校長と教育委員会の協議で再開とした。全校が再開できたのは2月24日（金）であった。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P488～490
- 学校危機管理マニュアル、学校防災計画

◎参考

東日本大震災時において、学校再開にあたり、文部科学省より関係各県等に対し、平成23年4月5日に以下のとおり発出されている。

東日本大震災により被災した学校の再開について

東日本大震災に被災された学校の再開については、関係機関の多大なる御尽力をいただいているところです。

については、学校を再開するにあたり、下記の点に御留意くださるようお願いいたします。

また、関係する県の教育委員会学校健康教育主管課、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む）及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件について周知くださるよう併せてお願いします。

記

- 1 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。

文部科学省においては、適切な学校環境及び学校給食の衛生管理確保のため、日本学校薬剤師会及び社団法人日本薬剤師会に対し、学校薬剤師の派遣など格別の配慮をいただくよう依頼していることを申し添えます。

- 2 児童生徒等及び職員に対する定期又は臨時の健康診断及び心のケアを含む健康相談が適切に実施されるよう配慮すること。なお、児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

文部科学省においては、定期又は臨時の健康診断や健康相談の円滑な実施のため、社団法人日本医師会及び社団法人日本学校歯科医会に対し、学校医及び学校歯科医の派遣など格別の配慮をいただくよう依頼していることを申し添えます。

- 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する学校の設置者の災害共済給付に係る共済掛金の支払については、法令上5月31日が期限とされているが、東日本大震災に起因するやむを得ない事情がある場合に、延期できるよう検討しているので留意するとともに、児童生徒等からの掛金徴収等についても柔軟に対応すること。

また、共済掛金について、被災地域の児童生徒等に対する独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項（経済的に困難な保護者への特例）の適用に当たっては、可能な限り弾力的に取り扱われるよう配慮すること。

- 4 学校施設や通学路の被災、停電の影響等により、学校施設内の安全の確保やエレベータ停止への対応、登下校時における信号機の停止やがれき・地割れ等による通学路の変更、視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応が必要となることが想定されるので、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第3項 被災園児・児童・生徒の支援

3－(1) 被災園児・児童・生徒の被災状況の確認

【趣旨及び内容】

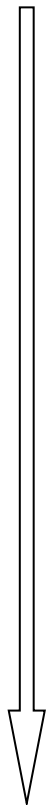
園児・児童・生徒及び保護者の被災状況及び避難状況について、被災者生活実態調査や他の調査を通じて、把握し、必要な支援策を実施する。

主管課	保育運営課、教育総務課、学務課、指導室、教育支援センター、各学校（園）等
-----	--------------------------------------

対応時期

手順と方法

発災1週間後



- ① 学校長、園長、施設長は、児童・生徒、園児等の安否確認及び避難先等の調査をして報告する。
 - (ア) 発災当初は安否確認を行い、その後、随時被災状況や転居等を確認する。
 - (イ) 校長、幼稚園長は区教育委員会事務局へ報告し、保育園長、施設長は保育運営課や子ども家庭総合支援センター支援課又は運営事業者等を経由して担当課へ報告する。
 - (ウ) 必要に応じて学校長、園長、施設長は、避難先を訪問調査する。
 - (エ) 被災状況により、保育料の減免等について検討する。
- ② 教育委員会事務局は学校別の被害状況報告に基づく収容可能人員を判断し、学校長と協議の上、通学区域の調整を行う。
- ③ 上記①・②の結果を都福祉保健局、都教育庁に報告する。

【東京都の動向】

〈事前準備・確認事項等〉

- 避難先予定の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画震災編第4部 P488～490
- 学校危機管理マニュアル、学校防災計画

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第3項 被災園児・児童・生徒の支援

3-(2) 被災園児・児童・生徒のメンタルヘルスケア

【趣旨及び内容】

災害等により恐怖や衝撃を受けた場合、ストレス症状が子どもたちの心身の健康に大きな影響を与え、障がいをもたらす場合もある。そこで、児童福祉施設、学校等におけるメンタルヘルスケアが必要な子どもたちに対して、関係部署と綿密な連携を取りながら適切な対応と支援を行う。

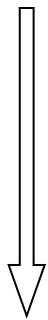
主管課

子ども政策課、保育運営課、子ども家庭総合支援センター支援課、援助課、指導室、学務課、教育支援センター 等

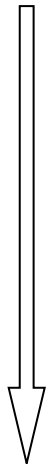
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災1ヶ月後



- ① 都の要請に対し、対応可能な施設に遊び場を確保するとともに、教育相談所、フレンドセンター、子ども家庭総合支援センターに相談窓口を設置し、被災児童等のこころのケアに努める。また、健康福祉センター等の相談窓口との連携を図る。
 - (ア) 人員の確保
 - (イ) 情報は広報、マスコミ等を通じて提供する
- ② 学校・幼稚園や保育園等の再開次第で、スクールカウンセラー等により、児童生徒のメンタルヘルスケアにあたる。
- ③ 相談を受け、必要な対応策を検討する。
 - (ア) 健康生きがい部・子ども家庭部・教育委員会事務局との連絡を緊密にする。
 - (イ) 必要に応じて都に人的支援を要請する。
- ④ 検討結果を定期的に都保健医療局・都教育庁に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村に対し、児童館等の設備及びスタッフを活用した遊び場を確保するよう要請する。
- ② 区市町村・教育委員会事務局等からの報告を基に、要ケア児童に関する情報提供を受け取るとともに、関係機関と連携しながら必要な援助・指導を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

○学校医、園医や医療機関等との連携の確認

〈参考情報〉

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第3項 被災園児・児童・生徒の支援

3－(3) 被災園児・児童・生徒の転入学・転園等の支援

【趣旨及び内容】

児童・生徒、園児の被災状況を把握し、一時的に転校・転園する必要がある児童・生徒、園児に対して、都や区市町村等と連携し、転入学、転園等の支援を行う。

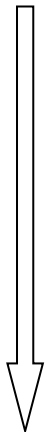
主管課

保育運営課、学務課、指導室 等

対応時期

手順と方法

発災2週間後



- ① 都の要請に基づき、区子ども家庭部や教育委員会事務局指導室等は他区市町村に連絡・調整し、区外に避難している児童・生徒、園児の転入学等の弾力的な取扱いを要請する。
- ② 都の要請等に基づき、区内に避難している児童・生徒の転入学や園児の転園等の手続きについて柔軟に対応する。
- ③ 上記①の結果を都保健医療局や教育庁に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村に対し、被災による転入学等の手続きについて、可能な限り弾力的に取扱うよう要請する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 災害救助法の確認
- 転入学等の手順

阪神・淡路大震災の場合、転入学をした児童・生徒等は、最大時には26,000人を超えた。

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部
P352～354、P488～490、
第6部 P641

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第3項 被災園児・児童・生徒の支援

3-(4) 被災児童・生徒の学用品・教科書等の提供

【趣旨及び内容】

児童生徒の被災状況を把握し、一時的に転校する必要がある児童生徒に対して、学用品や教科書等を被災児童生徒に支給するなどの支援を行う。

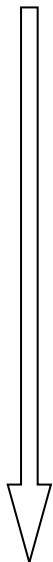
主管課

教育総務課、学務課、指導室 等

対応時期

手順と方法

発災2週間後



- ① 災害救助法の適用がある場合には、学校長は、災害のための教科書や学用品等を喪失した被災児童・生徒数を把握し、報告する。
 - ② 上記①の結果を都教育庁に報告する。
 - ③ 都より配分が行われた教科書や学用品等を支給する。
- ※災害援助法の適用がない場合は、区の施策として支援を検討する。
- ※都の施策として実施している施策の周知を行う。

【東京都の動向】

- ① 区市町村からの報告を基に、必要な教科書数を一括して調達し、区に配分する。

※災害救助法の適用がない場合は要保護世帯等の認定を受けた児童生徒に対して、文具費の補助、教科書の確保を図る

〈事前準備・確認事項等〉

- 支給手続きの確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画第4部 P490、第6部 P641
- 学校危機管理マニュアル、学校防災計画

第4節 「教育・児童福祉」の復興体制 第4項 文化財の復旧支援

4－(1) 文化財の復旧支援

【趣旨及び内容】

震災時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害が生じるおそれがある。被災後、放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。

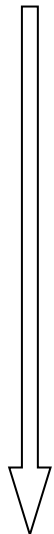
主管課

生涯学習課

対応時期

手順と方法

発災1ヶ月後



- ① 文化財担当職員が中心となり、文化財保護審議会委員の指導・助言等を得ながら、文化財の被害状況を調査・把握する。
※必要に応じて都へ人的支援を要請する。
- ② 民間所有の場合は、被害状況と文化財等の修復等について、所有者と協議する。
- ③ 調査結果を都教育庁に報告する。
- ④ 文化財の修復について国等の指示に従い、復旧計画を策定する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村に対し、文化財の被害状況を調査・把握を要請する。
- ② 文化庁文化財担当者及び他県等の専門職員に調査協力を依頼する。
- ③ 区市町村からの報告を基に、被害状況に応じて国による国庫補助を要請する。
- ④ 文化財に対する復興基金による助成を検討し、結果を区市町村と文化財所有者に通知する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 文化財及び所有先の一覧
- 調査方法の体制確認

【参考】

- 東日本大震災では、700件以上の文化財が被災した。そこで文化庁では「文化財レスキュー事業」を立ち上げ、文化財の一時的な避難や応急措置を行った。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第3部 P133～134
第4部 P301、P423
第6部 P642
- 板橋区文化財保護条例等

第5節「産業」の復興体制

◎印は取りまとめ

1. 区内産業の把握	— (1)区内産業の被害状況把握と復興計画 産業復興計画の作成	<p>……◎産業経済部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課 ・赤塚支所 (都市農業係) 健康生きがい部 ・生活衛生課 <p style="text-align: right;">等</p>
2. 区内産業の再建 に対する支援	<p>(1)一時的な事業スペースの提供 共同の仮設賃貸工場・ 店舗の提供</p>	<p>……◎産業経済部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課 総務部 ・契約管財課 土木部 ・管理課 ・各土木サービス センター <p style="text-align: right;">等</p>
	— (2)資金需要の把握と金融支援	<p>……◎産業経済部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課 <p style="text-align: right;">等</p>
3. 雇用の確保と 支援	— (1)従業員雇用状況の把握及び 支援	<p>……◎産業経済部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課 <p style="text-align: right;">等</p>
	— (2)雇用・就業の確保	<p>……◎産業経済部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興課 <p style="text-align: right;">等</p>

第5節 「産業」の復興体制 第1項 区内産業の状況把握と復興計画

1-(1) 区内産業の被害状況把握と産業復興計画の作成

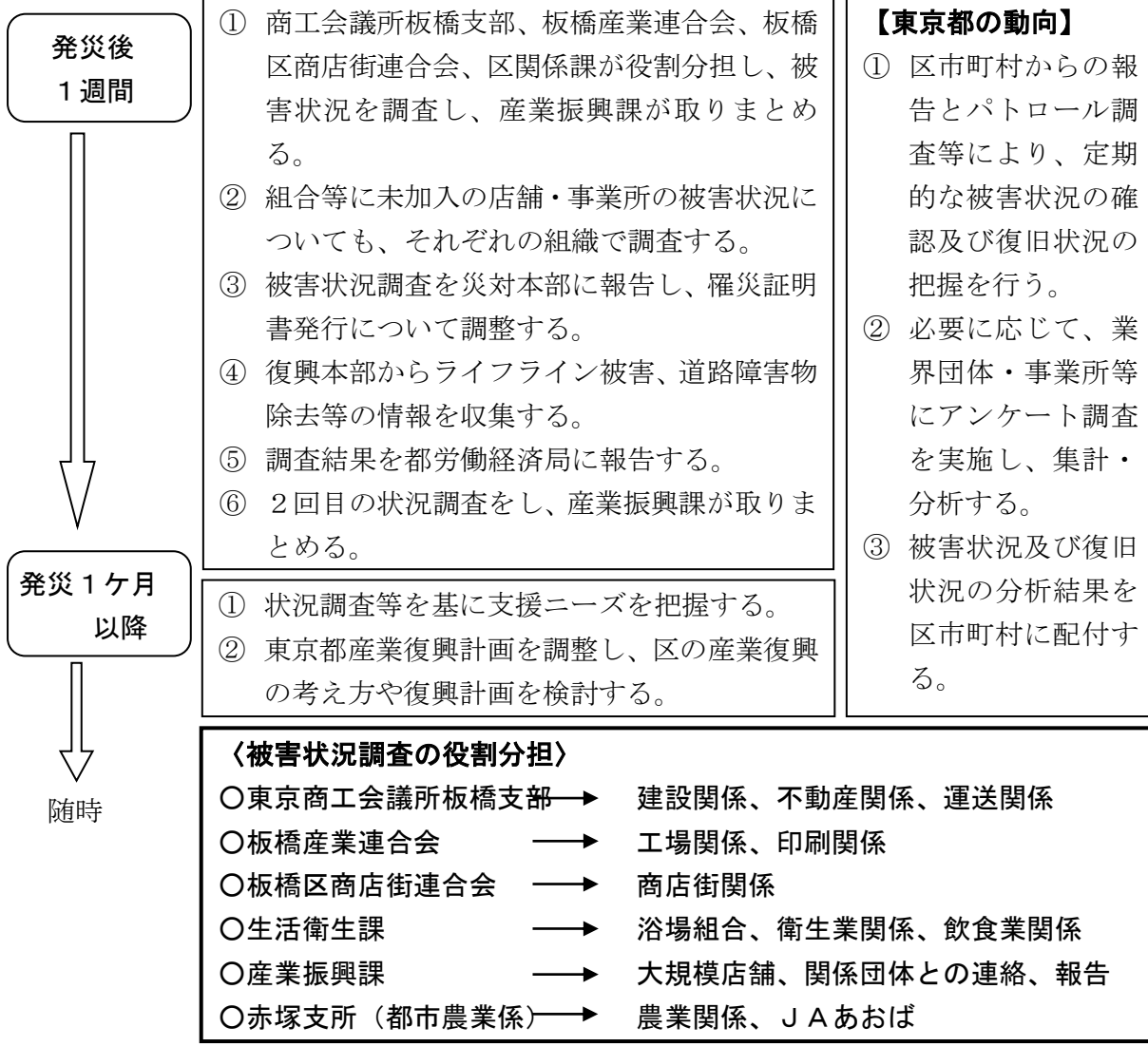
【趣旨及び内容】

区では、区内企業の被害状況やニーズを把握し、被害状況及び取組状況を東京都が設置する産業復興対策委員会等へ報告する。災害時協定先の被害状況を確認し、必要な要請を行う。また、東京都が産業復興計画を策定する際に必要な意見を整理する。必要に応じて、東京都の調査に人員を派遣又は要請する。

主管課 産業振興課、赤塚支所、生活衛生課 等

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

- 調査方法、調査書類（票）
- 産業経済団体の連絡リスト
- 未加入事業所への対応
- 罹災証明のための被害状況調査との連携

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P656

第5節 「産業」の復興体制 第2項 区内産業の再建に対する支援

2-(1) 共同の仮設賃貸工場・店舗の提供

【趣旨及び内容】

被災後、事業主の自立再建を支援するために東京都が共同仮設工場・店舗を設置するにあたり、用地が区所有地の場合には、東京都の要請により現地調査及び報告を行う。区が自主的に設置する場合には、土地利用や入居等の条件を整理し東京都と連携しながら、対応を検討する。また、周辺自治体と連携し広域的に被災及び復旧・復興の情報を収集する。

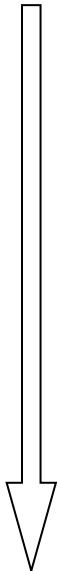
主管課

産業振興課、(契約管財課、土木部管理課、各土木サービスセンター) 等

対応時期

手順と方法

発災1ヶ月後



適宜、復興状況とあわせて通常業務

- ① 2回目の区内産業の状況調査[発災後1ヶ月～6週間]により、貸し工場・店舗等の必要数を把握し、東京都労働経済局に報告する。
- ② 事業者より要請を受け次第、現地調査を実施し、都労働経済局に報告する。現地調査は区職員が行う。
- ③ 共同の仮設賃貸工場・店舗が設置され次第、事業所等に周知し、募集・管理を行う。
 - (ア) 入居基準を東京都と協議の上、作成する。
 - (イ) 募集情報は広報、マスコミ等を通じて提供する。
 - (ウ) 申し込みは産業振興課で受け付ける。
 - (エ) 入居・退去の管理を行う。
 - (オ) 入居企業名簿は101頁のとおり

【東京都の動向】

- ① 事業所等の被害状況や区市町村からの報告及び業界団体等の意見を基に、国都協議を行い共同の仮設賃貸工場・店舗の設置について検討する。
- ② 区市町村による設置が想定される場合は、区市町村を含めた検討体制を整備する。
- ③ 都財務局管財部が提示した用地が区市町村有地である時は、現地調査及び報告を要請する。
- ④ 区市町村の報告に基づき、共同の仮設賃貸工場・店舗を設置する(設置は都が行う)。

〈事前準備・確認事項等〉

- 民間の賃貸工場・店舗等の把握
- 既存の融資制度活用や信用保証協会との連携
- 調査方法、調査書類(票)

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第6部 P656

【参考】

東日本大震災では1ヶ月後に中小企業庁、(独法)中小企業基盤整備機構の職員が現地調査を開始した。岩手・宮城・福島3県では、70以上の仮設商店街のほか、仮設工場団地、仮設水産工場等が建設された。一方、プレハブ建てのため設置期限があるが、復興の遅れ等から特例により期限延長等が多い。

第5節 「産業」の復興体制 第2項 区内産業の再建に対する支援

2-(2) 資金需要の把握と金融支援

【趣旨及び内容】

被害が甚大である場合、預貯金の払い出しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を制度融資取扱金融機関に要請する。

また、被災事業所の再建に要する資金需要規模が膨大なものとなり、それに伴う保証需要の増加に対応する必要が生じるため、東京都の要請により必要に応じて東京信用保証協会の基本財産への出えん（公益法人の基本財産への支出）のための財政措置を検討する。

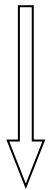
主管課

産業振興課

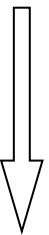
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災1ヶ月程度



適宜

- ① 都の要請に対して、指定金融機関に資金準備を求めるとともに、相談窓口の開設を求める。相談窓口の開設情報は広報、マスコミ等を通じて提供する。
- ② 既存の産業融資制度の状況を確認する。
- ③ 基本財産造成支援のための具体的な出えん割合等について、東京都及び指定金融機関と協議する。
- ④ 決定した負担割合に応じた出えんのための財政措置を講じる。
- ⑤ 国や都が復興融資や利子補給等の事業を行う場合は、募集や選定等の手続きに協力する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村及び業界団体等からの報告を基に、事業所等の被害状況を把握し、再建に要する資金需要を予測する。
- ② 予測を基に、区市町村の制度融資の取扱指定金融機関等に対し資金準備要請を行うよう求める。
- ③ 被害が甚大な場合は、区市町村及び金融機関に対して、基本財産造成支援のための出えんを要請する。
- ④ 決定した金額を区市町村及び金融機関に通知する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 種々の金融支援施策について把握する

【参考】

東日本大震災の場合、都は災害復旧資金融資、中小企業制度融資「災害緊急」等を実施した。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P487、第6部 P656

第5節 「産業」の復興体制 第3項 雇用の確保と支援

3－(1) 従業員雇用状況の把握及び支援

【趣旨及び内容】

被災後の混乱した状況の後、速やかな雇用安定化のためには、迅速かつ正確に雇用状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じることが必要である。

このため、東京都が東京労働局と連携して行う緊急雇用状況調査等の結果を基に、必要に応じて区が支援策の立案及び実施を行う。

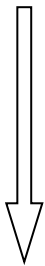
主管課

産業振興課 等

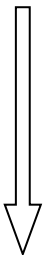
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災1ヶ月程度



- ① 被災者のための総合相談所が設置された場合は、労働相談等を受け付ける。
 - (ア) 区職員を派遣する。
 - (イ) 定期的に相談事項をまとめ、東京都労働経済局に報告し、対応を協議する。
 - (ウ) 公共職業安定所、東京労働局と連携する。
- ② 2回目の区内産業の状況調査[震災後4週間～6週間]により、貸し工場・店舗等の必要数を把握し、東京都労働経済局に報告する。
- ③ 東京労働局（都労働経済局経由）からの分析結果を各組織（商工会議所板橋支部、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会）及び区民へ伝える。
- ④ 必要に応じて支援策を検討する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村及び業界団体等からの報告を基に、業種毎の従業員状況を把握する。
- ② 都内の事業所を対象に定期的にアンケート調査を実施する。
- ③ 被災離職者に対するアンケート調査を実施し従業員から見た雇用状況についても把握する。
- ④ 分析結果を区市町村に速やかに配付する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 関係機関との連絡調整

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P703、第6部 P657

第5節 「産業」の復興体制 第3項 雇用の確保と支援

3-(2) 雇用・就業の確保

【趣旨及び内容】

民間の事業所に対して、各産業団体等を通じて解雇等の事態が極力発生しないように、雇用の維持について要請する。

また、被災によって事業所の廃止や休止が生じると、離職者が増加することが想定されるため、雇用維持のための助成制度等の情報提供を行うとともに、東京都が行う被災離職者向け職業訓練の情報提供やハローワーク等との連携を図る。

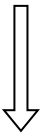
主管課

産業振興課

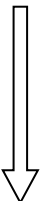
対応時期

手順と方法

発災1週間後



発災1ヶ月後



適宜、復興状況とあわせて通常業務

- ① 雇用維持について周知要請を受け、関係機関や関係団体へ周知要請
- ② 被災事業所の状況を把握
- ③ 雇用状況調査の分析結果から支援方法を検討
- ④ 国・都等の雇用や職業訓練等に関する情報を提供
- ⑤ ハローワークや東京労働局と連携

【東京都の動向】

- ① 雇用状況について各区市町村・関係団体へ要請
- ② 雇用状況調査を集計分析
- ③ 雇用状況調査や国の報告により支援方法を検討

〈事前準備・確認事項等〉

- 関係団体の窓口

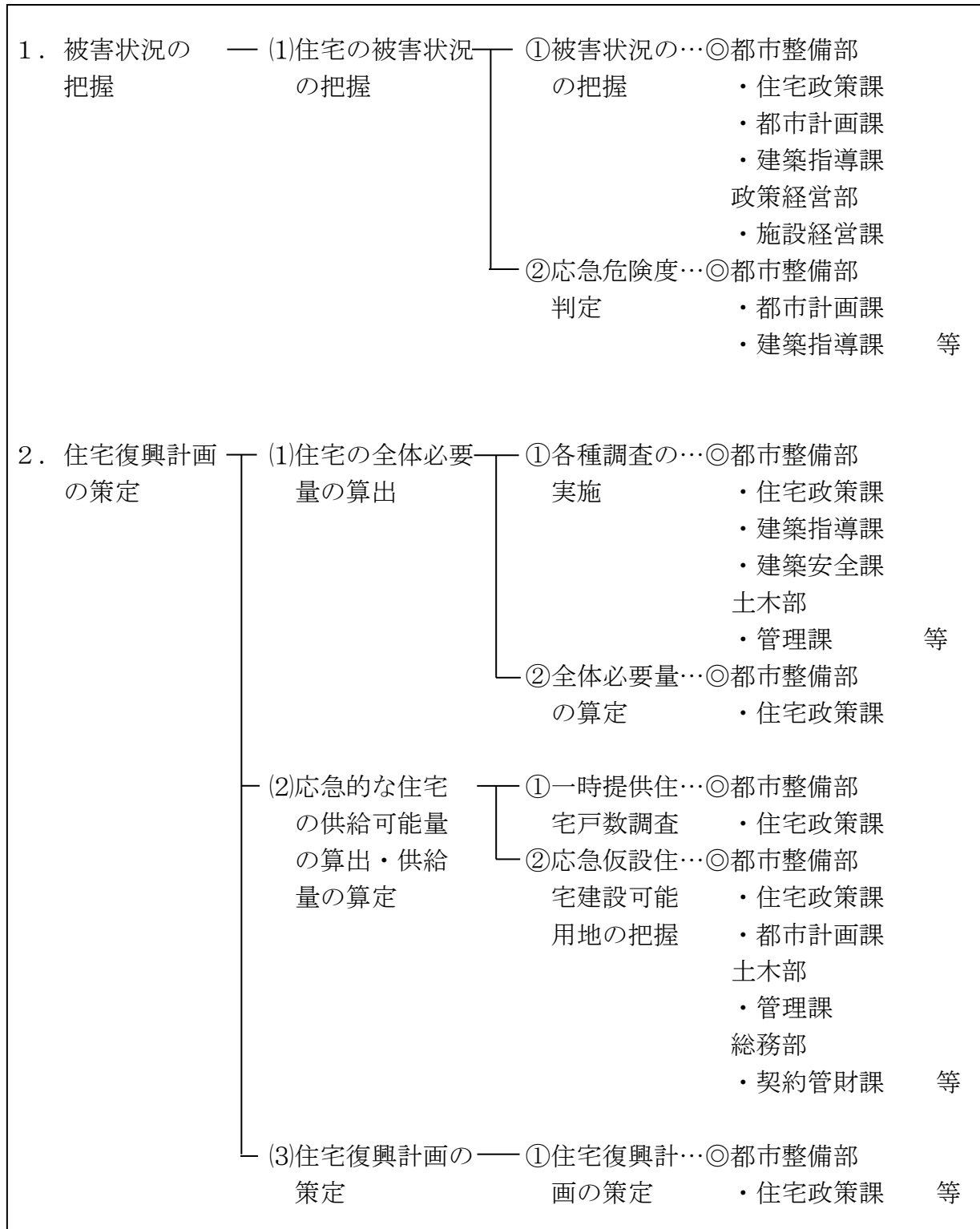
〈参考情報〉

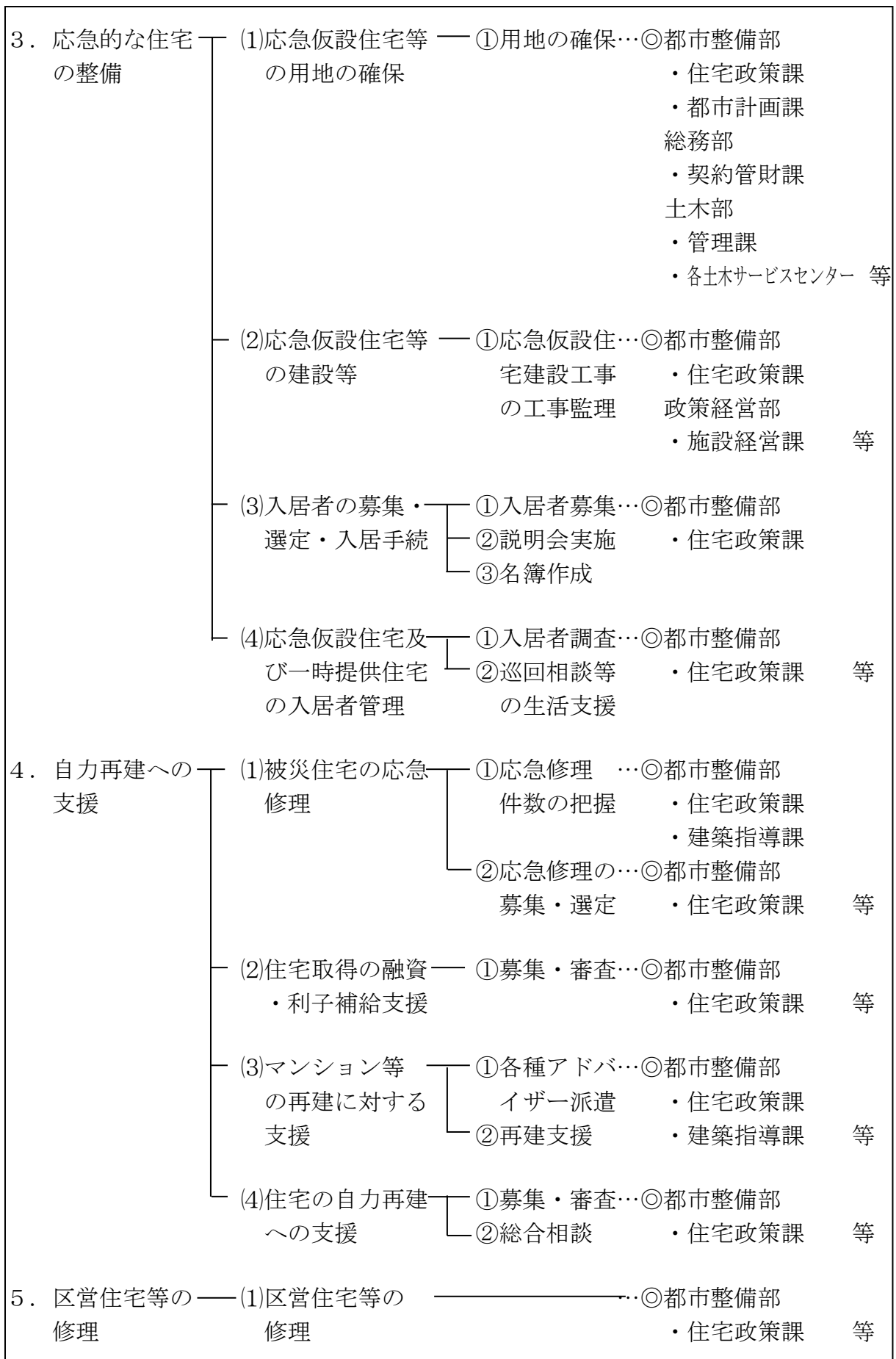
- 地域防災計画第6部 P657

第5章 住宅の復興体制

第1節「住宅」の復興体制

◎印は取りまとめ





第1節 「住宅」の復興体制 第1項 被害状況の把握

1－(1) 住宅の被害状況の把握

【趣旨及び内容】

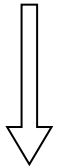
区は、区営住宅や民間住宅等の家屋の被害概況について調査し、都へ報告する。
必要に応じて、区は区営住宅等について応急危険度判定・被災度区分判定を行い、都や住宅供給公社は都営住宅等について応急危険度判定・被災度区分判定を行う。

主管課 住宅政策課、都市計画課、建築指導課、建築安全課、施設経営課 等

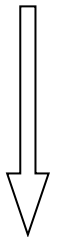
対応時期

手順と方法

発災直後
～7日



1週間
～1ヶ月



- ① 区営住宅や公共住宅等の応急危険度判定を実施し、使用の可否を判断する。
- ② 使用不可の場合は、代替可能な避難所や施設（住宅等）を周知する。
- ③ 民間住宅の応急危険度判定を実施し、使用の可否を周知する。
- ④ 施設の状況に応じて、被災度区分判定を行う。
- ⑤ 必要に応じて宅地危険度判定・よう壁等の調査を行う。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の要請に応じて応急危険度判定士の派遣を行う。
- ② 応急危険度判定や被害概況調査を基に応急仮設住宅等の必要量を概算する。
- ③ 都における住宅復興策定に向けた準備を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

- 調査方法及び調査体制の確認

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P297～302、P457～460、
第6部 P632～633、P649

第1節 「住宅」の復興体制 第2項 住宅復興計画の策定

2-(1) 住宅の全体必要量の算出

【趣旨及び内容】

区は、家屋被害概況調査、家屋・住家被害状況調査、被災者生活実態調査を実施し、都に報告する。

都は、家屋被害概況調査の分析により、被災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算する。また、家屋被害概況調査、家屋・住家被害状況調査、被災者生活実態調査結果の分析により、応急仮設住宅等の全体必要量と恒久的な住宅の全体必要量を算出する。

主管課

住宅政策課、建築指導課、建築安全課、土木部管理課、各土木サービスセンター 等

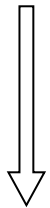
対応時期

手順と方法

発災直後



発災1ヶ月後



- ① 用地「オープンスペース」の確保状況を確認する。
- ② 「応急危険度判定調査」[発災直後～2週間程度]の結果を集約する。
- ③ 「家屋被害状況調査」[発災後1週間～1ヶ月]の結果を集約する。
- ④ 「被災者生活実態調査」[発災後1週間～1ヶ月]（第2章第3節第2項）の結果を活用する。
- ⑤ 上記②③の結果から「応急修理等により居住可能な戸数」を把握する。
- ⑥ 上記②③④の結果から「応急的な住宅の全体必要量」を算出し、都住宅政策本部に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村の報告を基にして全体必要量を算出する。

【応急的な住宅の供与対象者とは】

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ② 居住する住家がない者であること
- ③ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること
- ④ 災害地における住民登録の有無を問わない（災害時、現実に居住していることが明らかであれば良い）

【応急的な住宅のタイプと必要面積】

- ① 標準世帯 29.7㎡（2DK）
- ② 単身世帯 19.8㎡（1DK）
- ③ 他に、多人数世帯 39.6㎡（3K）や仮設団地のコミュニティースペースが必要。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P470～474、
第6部 P632～633

第1節 「住宅」の復興体制 第2項 住宅復興計画の策定

2-(2) 応急的な住宅の供給可能量の算出・供給量の算定

【趣旨及び内容】

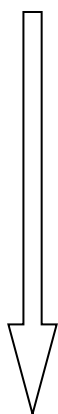
区は、都に対し応急仮設住宅、一時提供住宅の供給要請、割当依頼を行う。
 また、都からの要請により、一時提供住宅として利用可能な公的住宅等を確保し、都に報告するとともに、「用途別用地確保利用計画」の作成に協力し、応急仮設住宅建設用地を確保する。都は、これらの報告等により、応急的な住宅について、供給可能量を算出する。
 また、都は、応急的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数等を決定し、供給量を算定する。

主管課	住宅政策課、都市計画課、土木部管理課、各土木サービスセンター、契約管財課 等
-----	--

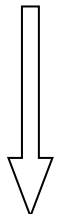
対応時期

手順と方法

発災直後



発災1週間後



- ① 都に対し、応急仮設住宅・一時提供住宅の供給要請、割当依頼を行う。
- ② 都の「用途別用地確保利用計画」の作成に協力する。
- ③ 都の要請に基づき、「一時提供住宅の利用可能戸数」を調査する。
 (ア) 区営住宅等の利用可能戸数を調査する。
 (イ) 関係団体に、民間賃貸住宅の利用可能状況等の情報提供を依頼する。
- ④ 上記の調査を基にリストを作成し都住宅政策本部に報告する。
- ⑤ 応急仮設住宅の建設可能用地を把握し都住宅政策本部に報告する。

【東京都の動向】

- ① 区市町村に利用可能住宅の調査を依頼し、都管理の住宅について現地調査を実施する。
- ② 上記調査及び他府県からの報告を基に、一時提供住宅の利用可能戸数を把握する。
- ③ 区市町村からの報告を基に応急的な住宅の建設可能用地量を把握する。
- ④ 関係団体に、応急的な住宅の建設資材等のストック及び生産見込み量等を確認する。
- ⑤ 上記①～④により、応急的な住宅の供給可能量を算出する。
- ⑥ 算出結果を基に地域別・タイプ別供給量を決定し、区市町村に通知する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 平時から「一時提供住宅の利用可能戸数」を把握する必要がある。
- 阪神淡路大震災では、神戸市の場合、震災から2ヶ月後に確保できた戸数は建設用地の問題から2300戸数だった。東日本大震災では、被災3県で2ヶ月以内に3万戸の着工目標だったが、資材調達の問題から実際は9割にとどまった。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
 第4部 P470～474、
 第6部 P649

一時提供住宅リスト（案）

住宅 番号	区市町村	住宅の名称等	所在地	区分	全戸数	空戸数	一時使用の 条件等
1				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
2				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
3				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
4				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
5				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
6				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
7				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			
8				<input type="checkbox"/> 区営 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> UR <input type="checkbox"/> その他			

第1節 「住宅」の復興体制 第2項 住宅復興計画の策定

2-(3) 住宅復興計画の策定

【趣旨及び内容】

区は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見具申を行う。
また、区は住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合性を図る。

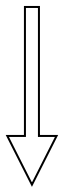
主管課

住宅政策課 等

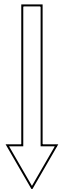
対応時期

手順と方法

発災後
～3ヶ月後



発災6ヶ月後



- ① 都からの照会に対し、都の住宅復興計画原案について、意見具申を行う。
- ② 都の住宅復興計画のフレーム案をもとに、区の計画原案を策定し、復興本部に報告する。
- ③ 原案策定後、意見募集を行い、復興基本方針や基本計画、さらに都市計画等の各種計画と整合を図りながら、住宅復興計画を策定する。
- ④ 区民に対し計画及び今後の方針について広報を行う。

【東京都の動向】

- ① 都の住宅復興計画原案を策定し、区市町村へ提示する。
- ② 区市町村からの意見を参考に、都の住宅復興計画を策定する。
- ③ 報道発表・広報を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

- 住宅復興計画策定の流れ及び原案作成

〈参考情報〉

- 地域防災計画第6部 P649

第1節 「住宅」の復興体制 第3項 応急的な住宅の整備

3-(1) 応急仮設住宅等の用地の確保

【趣旨及び内容】

応急仮設住宅の建設にあたっては、公有地をはじめ、多様な用地を確保し対応する。

- ① 都オープンスペース等利用計画などにより確保された公有地等
- ② 個人等により提供・確保された民有地（他の被災者の応急仮設住宅を提供する場合に限る）

また、民有地の確保に際しては、都市計画事業との調整に配慮する。

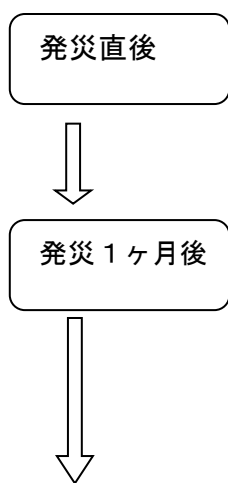
さらに、想定される入居者層の世帯規模や高齢者・障がい者等の利用に配慮するなど、可能な限り、想定される居住ニーズに配慮する。加えて、火災・救急等に係る安全にも配慮する。

主管課

住宅政策課、契約管財課、都市計画課、みどりと公園課、土木部管理課、各土木サービスセンター 等

対応時期

手順と方法



- ① 区有地の確保
(1) 用地需要の把握
(2) 使用目的別用地リストの作成
- ② 上記①の結果を都総務局に報告する。
- ③ 民有地提供の申し出を受けた場合は、都と協力して現地調査を実施する。

- 【東京都の動向】**
- ① 区市町村からの報告を基に、必要に応じて現地調査を行う。
 - ② 使用目的毎に、面積・使用予定期間・所在地等を明らかにした「用地別用地確保利用計画」を作成する。
 - ③ 民有地の使用決定をする。
 - ④ 借地等に係る協定書を締結する。
 - ⑤ 必要に応じて区市町村との調整を経て「用途別用地確保利用計画」を修正する。

〈事前準備・確認事項等〉

◎震災直後に必要となる主な用地等（想定）

用途	設置・利用の時期	確保団体
生活物資の集積地・輸送拠点	被災直後～1ヶ月程度	区市町村
がれき等の集積場・中継所	被災直後～1年間程度	区市町村・都環境局
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～2年間程度	区市町村・都住宅政策本部
仮施設用地、相談所設置用地 仮設庁(校)舎用地等	随時	区市町村・都関係局
ボランティア活動拠点	被災直後	区市町村・都生活文化局

〈参考情報〉

◎区有施設利用計画については、「地域防災計画（資料編）」を参照

板橋区の仮設住宅建設用地リスト

No.	所在地	名 称	敷地面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮設用地 (㎡)
1	坂下 2-19	城北公園	24,185	12,000	9,600
2	成増 5-19	成増北第一公園	15,288	7,600	8,500
3	高島平 8-24	徳丸ヶ原公園	19,089	9,500	8,300
4	高島平 3-1	都立赤塚公園	255,488	135,781	40,000
5	桜川 1-3	都立城北中央公園	127,723	58,886	30,000
6	舟渡 2-1	都立浮間公園	76,463	41,451	30,000

※この他に、すべての区有地（公園・駐車場等）をオープンスペース（住宅建設以外含む）として活用する候補地とし、災害の状況により判断する。

第1節 「住宅」の復興体制 第3項 応急的な住宅の整備

3-(2) 応急仮設住宅等の建設等

【趣旨及び内容】

応急仮設住宅の建設にあたっては、都市計画事業との調整を図る。また、想定される入居者層の世帯規模や高齢者・障がい者等の利用に配慮するなど、可能な限り、想定される居住ニーズに配慮する。加えて、火災・救急等に係る安全にも配慮する。必要に応じて団地内の自治活動のための集会施設等を付設する。

撤去時に発生する廃材は、可能な限り再利用等に努める。

なお、被災市街地復興土地区画整理事業の活用により、事業認可前であっても都市計画決定後において、事業用仮設住宅を先行設置して応急仮設的に利用するなど、関係部署と連携しながら、多様な手法を用いて仮設住宅の供給を図る。

また、入居者の退去後の自力再建の支援を行う。

区は、応急仮設住宅建設用地の確保や、都の依頼を受けて応急仮設住宅建設工事に協力する。

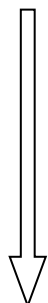
主管課

住宅政策課、施設経営課 等

対応時期

手順と方法

発災1ヶ月後



① 都からの依頼を受けて、施設経営課で都の実施する応急仮設住宅建設工事の工事監理に協力する。

【東京都の動向】

- ① 「用途別用地確保利用計画」を基に、応急的な住宅の建設のためにプレハブ建築協会等の関係団体に、業者あつ旋及び資材調達等を依頼する。
- ② 施工業者と契約を締結する。
- ③ 必要に応じて、区市町村に工事監理の協力を依頼する。
- ④ 応急的な住宅の撤去に際しては、その再利用に努める。

〈事前準備・確認事項等〉

- 応急的な住宅の建設用地は早期に建設するために上下水道その他住宅建設のための基盤が整備されることを必要とする。また、長期に管理することも考えられるので、基本的には公有地で対応することが望ましく事前に候補用地を検討しておく必要がある。
- 阪神・淡路大震災においては地図上だけで用地を検討した場合に、実際は傾斜があったり崖がくずれていたたり亀裂が入っていたり、予想以上に狭かったりという状況があった。東日本大震災では浸水域が広範囲となり想定した場所が使用できなくなったほか、高台の用地確保が困難となった事例がみられた。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部
P470～474、
第6部 P649

第1節 「住宅」の復興体制 第3項 応急的な住宅の整備

3-(3) 入居者の募集・選定・入居手続

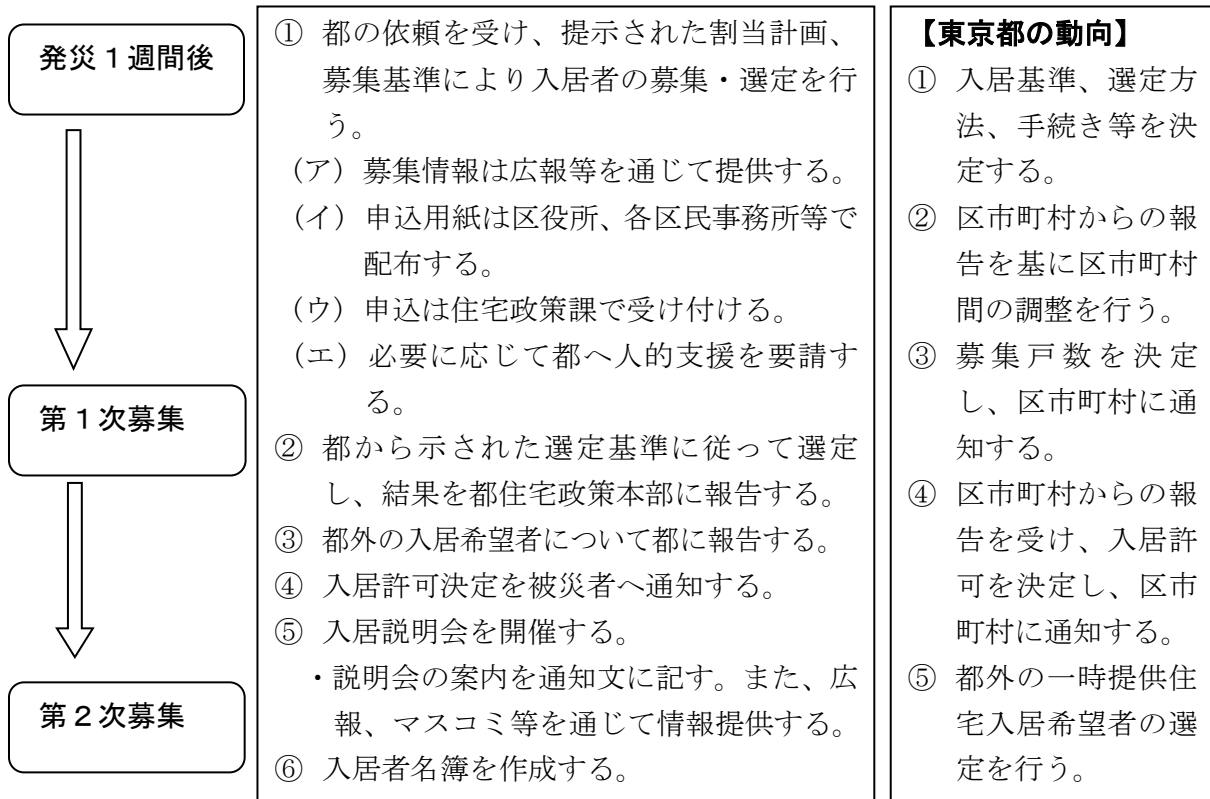
【趣旨及び内容】

入居募集にあたっては、被災者に対し、募集状況を迅速かつ的確に伝達する。
 入居者選定基準や供給住宅戸数の状況により、段階的に募集・選定を実施する。
 区は、都からの依頼を受け、入居者の募集、選定等を行う。
 なお、都外への入居希望者については、区における募集に基づき、都において選定を行う。
 入居手続については、区及び都の入居者選定に基づき、住宅管理者等が行う。

主管課 住宅政策課 等

対応時期

手順と方法



〈事前準備・確認事項等〉

- 第1次の募集時は応急的な住宅の準備が整っていないため、一時提供住宅の利用に頼らざるを得ない。そのため、一時提供住宅の利用可能戸数の把握が必要である。
- 阪神・淡路大震災では普通募集においても高齢者・障がい者を優先して入居決定したため若い層から不満が出て、また入居者に偏りができるなど、その後のコミュニティづくりが課題となったためバランスよく選定する。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第4部 P470～474

第1節 「住宅」の復興体制 第3項 応急的な住宅の整備

3-(4) 応急仮設住宅及び一時提供住宅の入居者管理

【趣旨及び内容】

〔応急仮設住宅〕

都は、区に入居者管理事務を依頼し、区は応急仮設住宅の入居者に対して、その安否確認を行うとともに、入居者名簿の作成・報告、入居者調査の実施、生活支援サービスを実施する。

また、入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自力再建の支援を行う。

〔一時提供住宅〕

都は、一時提供住宅の入居者に対して、入居者調査を実施し、生活実態等を把握する。区は都の依頼を受け、入居者名簿の作成・報告や調査の実施等を行う。また、退去後の自力再建の支援を行う。

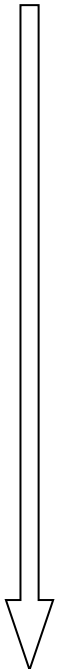
主管課

住宅政策課 等

対応時期

手順と方法

入居後



- ① 都の依頼を受け、入居者名簿を作成して、都住宅政策本部に報告する。
- ② 入居者調査（全戸訪問）の実施するために、調査内容等を都と協議する。
- ③ 都の基準を参考に入居者調査（全戸訪問）を行う。
- ④ 必要に応じて、健康や生活全般等の巡回相談を実施する。
- ⑤ 相談内容を集計し、結果を都住宅政策本部に報告する。（巡回相談は随時、実施する）
- ⑥ 入居者の要望を受け、都が契約した関係団体に伝える。

【東京都の動向】

- ① 区市町村に入居者の管理事務を依頼する。
- ② 入居者調査を実施するために、調査内容等を区市町村と協議する。
- ③ 入居者調査内容等を決定し、区市町村に調査を依頼する。
- ④ ボランティア団体等に相談員の配置、巡回相談、報告等を要請する。
- ⑤ 関係団体とメンテナンス契約を締結し、区市町村に通知する。

〈事前準備・確認事項等〉

- 入居者調査（全戸訪問）のチーム編成と人の確保の方法等を事前に協議しておく必要がある。

〈参考情報〉

- 地域防災計画震災編
第4部 P470～474、第6部 P649

【ポイント】

応急仮設住宅の建設、維持管理について

応急仮設住宅の建設及び維持管理は、原則、都道府県により実施される。内容は次のとおりである。（日本赤十字社『応急仮設住宅の設置に関するガイドライン』より抜粋）

- 都道府県は、応急仮設住宅の建設関係団体に対し、建設業者の斡旋を要請する。
- 都道府県は、応急仮設住宅、付帯設備、集会所の整備に関して、施工業者と契約を締結する。
- 都道府県は、工事監理を行う。必要に応じて、他の地方公共団体に職員派遣を要請するとともに、建築士会等関係団体に協力を要請する。応急仮設住宅等の完成後は検査を行い、引き渡しを受ける。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の維持管理について、施工業者と保守契約を締結する。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の入居者のニーズや苦情の受付窓口を設置し、入居者の要望を施工業者に伝え、修繕を行う。なお、一定規模以上の応急仮設住宅団地の場合は、応急仮設住宅の建設関係団体と連携を図り、必要に応じて管理センターを設置することができる。
- 都道府県、市区町村は、応急仮設住宅宅団地に集会所を設置した場合は、その管理運営を行う。

〔その他の注意点〕

- ・ 応急仮設住宅は、原則として、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならないが、国との事前協議により、必要最小限度の期間を延長することができる。
- ・ 応急仮設住宅の供与期間は、建築工事が完了した日から 2 年以内である。また、災害発生から 1 ヶ月以内に着工されるものについては、建築基準法の規定を適用しないものとされている（建築基準法第 85 条）。
- ・ 災害救助法による応急仮設住宅の運営管理は都道府県知事が行うが、応急仮設住宅所在地の市区町村長に委任することもできる。なお、実態として市区町村に委任している場合が多い。
- ・ 応急仮設住宅の集会所の管理運営についても、原則として都道府県で行うが、市区町村又は応急仮設住宅入居者による自治会等に委任することは差し支えない。

以上のことから

- 応急仮設住宅の資機材調達及び建設は、都道府県の役割となっている
- 応急仮設住宅の入居者管理・募集・手続きは、都道府県の役割となっているが、市区町村と連携をとることとなる。
- 応急仮設住宅の維持運営管理は、都道府県の役割となっているが、市区町村に委任することができる。

入居者名簿（案）

調 査 日	令和 年 月 日 ()	住 宅 名		部 屋 番 号																																																	
世帯主氏名		性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 齢	歳																																																
従前居住地																																																					
入居月日	年 月 日 ()																																																				
入居資格	1. 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 全壊・全焼 <input type="checkbox"/> 半壊・半焼 2. 選定基準 <input type="checkbox"/> 優先入居 <input type="checkbox"/> 一般入居																																																				
世帯収入	1. 被災前の世帯収入 1ヶ月約 円 2. 現在の世帯収入 1ヶ月約 円																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">続柄</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 8%;">性別</th> <th style="width: 8%;">年 齢</th> <th style="width: 10%;">職 業</th> <th style="width: 8%;">収 入</th> <th style="width: 10%;">障がい の有無</th> <th style="width: 8%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						続柄	氏 名	性別	年 齢	職 業	収 入	障がい の有無	備 考			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
続柄	氏 名	性別	年 齢	職 業	収 入	障がい の有無	備 考																																														
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
特記事項																																																					

第1節 「住宅」の復興体制 第4項 自力再建への支援

4－(1) 被災住宅の応急修理

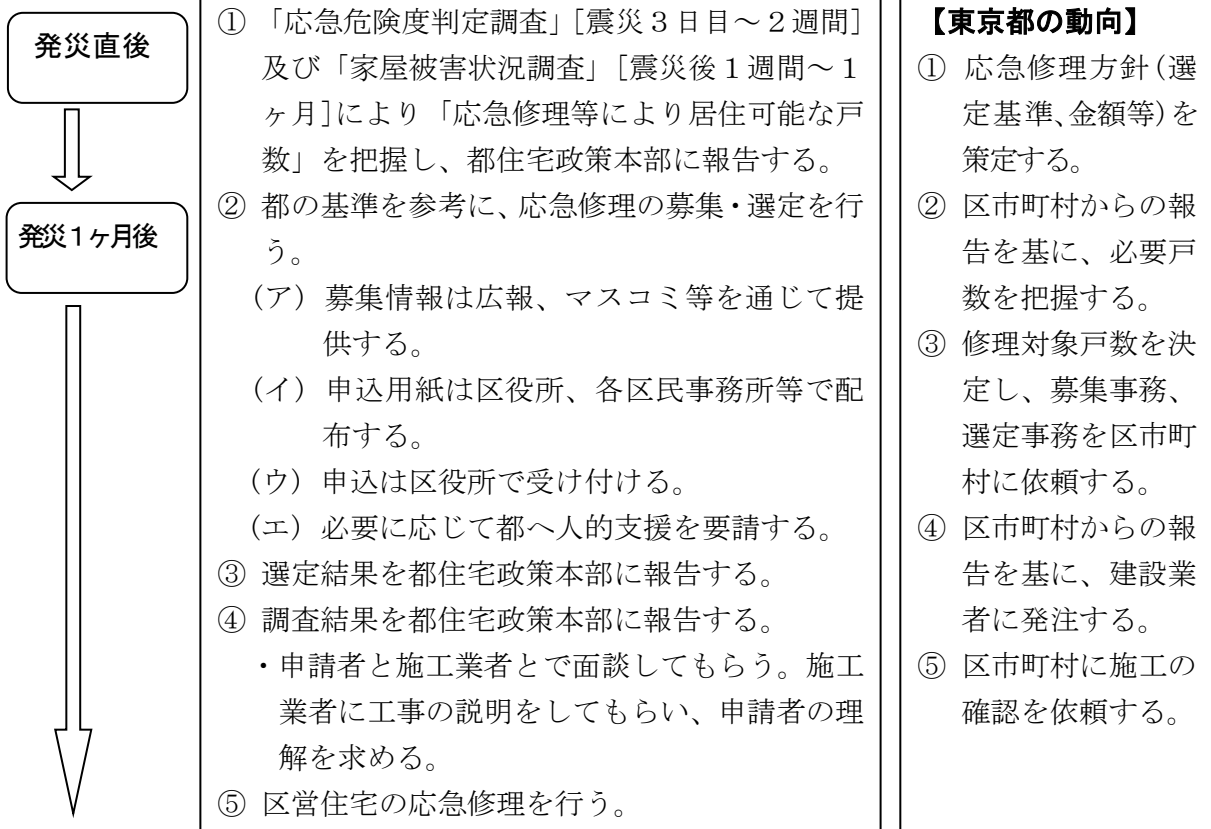
【趣旨及び内容】

災害救助法が適用された地域内において、震災によって半焼・半壊した住宅のうち、利用が可能な住家に対し、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、居住に必要な最低限度の応急修理を行う。また、区営住宅の応急修理を行う。

区は、被害状況等の情報を収集し、都と連携を図るとともに、応急修理の募集等を行う。

主管課 住宅政策課、建築指導課、建築安全課 等

対応時期 手順と方法



〈応急修理の種類と対象者〉

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

対象者：災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

対象者：①住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者。②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
 ※1.2ともに大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住が可能な場合。）

〈災害救助法適用の補助〉

住家が半壊し「自ら修理する資力のない世帯」に修理費を補助

〈参考情報〉

○地域防災計画第4部 P468～469、P475

第1節 「住宅」の復興体制 第4項 自力再建への支援

4－(2) 住宅取得の融資・利子補給支援

【趣旨及び内容】

被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。また、高齢者等の被災者の定住を支援するため、金融機関等と連携し資産を活用した支援を行う。

また、都が決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。

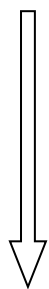
主管課

住宅政策課

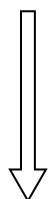
対応時期

手順と方法

発災直後



発災3ヶ月後



- ① 都の基準を参考に、募集事務・資格審査を行う。
 - (ア) 募集情報は広報、マスコミ等を通じて行う。
 - (イ) 募集及び資格審査は区役所で行う。
 - (ウ) 必要に応じて都へ人的支援を要請する。
 - (エ) 二重ローン対策も同様。
- ② 審査結果を都住宅政策本部に報告する。
- ③ 都の決定により、利用手続事務を行う。

【東京都の動向】

- ① 住宅金融支援機構に、復興特別融資（新築・購入・建替え・修繕）の創設を要請する。
- ② 金融機関と協議の上、住宅金融支援機構の住宅復興に係る融資の利用者に対する利子補給の内容等を決定し、区市町村に通知する。
- ③ 金融機関、復興基金とも協議の上、二重ローン対策のための利子補給について検討する。
- ④ 区市町村からの報告を基に、利子補給を決定し、区市町村に通知する。

〈確認事項等〉

- 住宅供給公社が土地を取得し、所有者に再分譲することを前提とした、定期借地権による建て替え等の支援については、住宅供給公社が募集事務、支援の決定及び手続事務を行う。

〈参考情報〉

- 地域防災計画
第6部 P649

第1節 「住宅」の復興体制 第4項 自力再建への支援

4-(3) マンション等の再建に対する支援

【趣旨及び内容】

被災マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、分譲マンション建替え・改修アドバイザーの派遣などにより支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災マンションの建替え及び補修等に対して支援を行う。

区は、都が決定したマンション再建支援内容の広報や募集事務等を行う。

さらに、不適格建築物等のマンション建替えについては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

主管課

住宅政策課、建築指導課 等

対応時期

手順と方法

発災直後

① 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度の周知を図る。

【東京都の動向】

① 金融機関と協議の上、マンションの建替え・補修に係る融資に対する利子補給の内容を決定し、区市町村に通知する。

発災3ヶ月後

② 都が決定した合意形成等の支援事業について募集の広報をするとともに、募集事務及び審査事務を行い、都に報告する。都からの決定通知により事務事務を行う。

② 区市町村からの報告を基に、利子補給等の決定をし、区市町村に通知する。

③ 都が決定したマンション改良工事助成事業について募集の広報を行う。

③ 国の「優良建築物等整備事業」について、対象や期間・内容等を再検討し、検討結果を区市町村に通知する。

④ 都市居住再生促進事業を活用し申請や補助等の手続きを行う。

④ 区市町村からの報告を基に、法令等の定めに従い、区市町村に補助金を交付する。

⑤ 総合設計制度を活用して既存不適格建築物等のマンションの再建支援を図る。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

○地域防災計画震災編第6部 P649

第1節 「住宅」の復興体制 第4項 自力再建への支援

4－(4) 住宅の自力再建への支援

【趣旨及び内容】

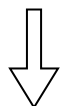
- ① 高齢者等の被災者の定住を支援するため、被災者が再建資金不足等により住宅再建が困難な場合に資産を活用した支援を行う。
 - ② 被災者が良質な住宅を確保できるよう支援を行う。特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。
 - ③ 多くの被災者が良質な民間賃貸住宅を確保できるよう、土地資産の有効活用を支援しつつ、民間賃貸住宅の供給支援を行う。
 - ④ 被災者が良質な住宅を取得できるよう、都市居住再生事業等の実施について関係機関と連携して支援する。
 - ⑤ 応急仮設住宅からの移転者や応急住宅としての一時提供住宅等から転居した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置等の支援を図る。
- 区は、上記の都が決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。

主管課

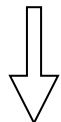
住宅政策課

対応時期

発災1週間後



発災3ヶ月後



※制度に応じて
随時、実施

手順と方法

- ① 被災者相談所に住宅相談窓口を設置し、情報収集等を行う。
- ② 都が決定した支援事業の内容について、広報等に募集情報を掲載する。
- ③ 募集事務及び審査事務が必要な支援事業については都に協力し実施し、報告・手続きを行う。

【東京都の動向】

- ① 支援事業を決定する。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

○地域防災計画震災編第6部 P649

第1節 「住宅」の復興体制 第5項 区営住宅等の修理

5－(1) 区営住宅等の修理

【趣旨及び内容】

区は、区営住宅の応急修理を行う。都等はそれぞれ所管している住宅の応急修理を行う。

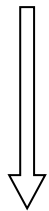
主管課

住宅政策課 等

対応時期

手順と方法

発災直後



- ① 「応急危険度判定調査」[震災3日目～2週間]等で被害状況を把握する。
- ② 区営住宅等の応急修理を行う。
- ③ その他公営住宅等の応急修理状況を把握する。

【東京都の動向】

- ① 都営住宅等の応急修理を行う。

〈事前準備・確認事項等〉

〈参考情報〉

- 地域防災計画震災編
第4部 P468～469、P475

資 料

【主な連絡先一覧】

東京都の連絡先

	〔分野〕	〔主な連絡先〕			電話番号	FAX
①	復興本部	都総務局	復興支援対策部		5320-2328	5388-1261
			総合防災部	防災管理課	〃-2587	〃-1260
			行政部	区政課	〃-2421	
②	広報・相談	政策企画局	戦略広報部	企画調整課 外国人相談(英語)	5320-7725 〃-7744	5388-1233
③	暮らし	主税局 建設局 水道局 下水道局	板橋都税事務所		3963-2111	3963-2138
			第四建設事務所	板橋工区	3967-3541	3967-3542
			お客さまセンター	[上水道]	5326-1101	5790-0572
			板橋営業所	[上水道]	5248-6365	3579-0982
			西部第二下水道事務所	[下水道]	3969-2311	
④	住宅	住宅政策本部	住宅企画部	総務課	5320-4916	
⑤	保健衛生・医療	保健医療局	健康安全部	健康安全課	5320-4458	5388-1441
				食品監視課	〃-4403	
				環境保健衛生課	〃-4412	
			医療政策部	緊急災害医療課	〃-4427	
⑥	福祉	福祉局	生活福祉部	計画課	5320-4063	5388-1402
				保護課[生活保護]	〃-4064	5388-1405
			高齢社会対策部	在宅支援課	〃-4271	5388-1395
⑦	教育・児童福祉	教育庁 福祉保健局	指導部	管理課	5320-6832	5388-1733
			子供・子育て支援部	計画課	〃-4113	5388-1406
				家庭支援課	〃-4371	
⑧	産業	産業労働局	商工部	調整課	〃-4743	5388-1461
			金融部	金融課	〃-4874	
	その他	東京電力パワーグリッド(株)大塚支社 東京ガス(株)東京東支店 東日本電信電話(株)東京北支店 首都高速道路(株)東京東局 板橋区医師会 陸上自衛隊 第一普通科連隊			090-4412-0101 5604-8120 5937-6293 5640-4849 3962-1301 3933-1161	

【東京都板橋区震災復興本部条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、東京都板橋区防災基本条例（平成14年板橋区条例第2号）第21条第2項の規定に基づき、東京都板橋区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部に、板橋区規則で定めるところにより、部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(復興本部事務局)

第4条 本部長は、板橋区が震災により重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び都市の復興に関する事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、本部に事務局を置くことができる。

- 2 事務局に局長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

(廃止)

第5条 区長は、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付則省略

【東京都板橋区震災復興本部条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区震災復興本部条例（平成13年板橋区条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、東京都板橋区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

- 2 条例第2条第5項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副区長、教育長の順とする。

(本部員)

第3条 条例第2条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、常勤の監査委員、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号。以下「組織規則」という。）第8条第1項に定める部長、法務専門監、子ども家庭総合支援センター所長、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、危機管理部防災危機管理課長及び危機管理部地域防災支援課長とする。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を本部員として指名することができる。

（復興本部会議）

第4条 震災復興に係る重要事項を審議するため、本部に復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

（本部員の職責）

第5条 本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業の企画立案を行うこと。

（2） 本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を実施すること。

（3） 震災復興に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部会議に報告すること。

（4） その他本部長の特命に関すること。

2 前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、本部員は、組織規則その他の規則等に定める職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

（部）

第6条 条例第3条第1項の規定により本部に置く部（以下「部」という。）の名称及び分掌事務は、別表のとおりとし、震災復興に係る事務事業を実施するものとする。

2 条例第3条第2項の規定により本部長が指名する部長（以下「部長」という。）は、別表に掲げる部に対応する組織規則上の部等の長である本部員をもって充てる。

3 部に属する職員は、別表に掲げる部に対応する組織規則上の部等に属する職員のうちから部長が指名する。

（復興本部事務局）

第7条 条例第4条第1項の規定により置く復興本部事務局（以下「事務局」という。）の事務は、次のとおりとする。

（1） 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都及び他の地方公共団体等との連絡調整に関すること。

（2） 震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。

（3） 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項の全庁的な調整に関すること。

（4） その他事務局に係る庶務に関すること。

2 条例第4条第2項の規定により置く局長は、事務局の事務を掌理する。

3 事務局に属する職員は、組織規則上の部等に属する職員のうちから本部長が指名する。
 (委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付則省略

別表 (第6条関係)

部の名称	分掌事務
政策経営部	1 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 2 震災復興計画の策定及び進行管理に関する事。 3 災害情報システム及び住民情報システムの復旧に関する事。 4 災害対策及び震災復興関係の予算等の経理に関する事。 5 災害情報の提供(臨時広報紙の発行等)に関する事。 6 被災者の相談業務に関する事。 7 応急仮設住宅の設置に関する事。
総務部	1 用地の確保に関する事。 2 租税等の徴収猶予及び減免に関する事。 3 他の区市町村等への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。 4 本部の職員の給与に関する事。 5 義援金の配分に関する事。 6 区有財産の被害調査に関する事。
危機管理部	1 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 2 震災復興計画の策定に関する事。 3 前2項に掲げるもののほか、震災復興対策に係る他の部に属しないこと。
区民文化部	1 被災者実態調査に関する事。 2 り災証明の発行に関する事。
産業経済部	1 区内産業(公衆浴場を除く。)の被害状況の把握に関する事。 2 区内産業の再建支援全般に関する事。
健康生きがい部	1 区内公衆浴場の被害状況の把握に関する事。 2 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関する事。 3 食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関する事。 4 避難所の衛生管理に関する事。 5 動物の保護に関する事。 6 毒物及び劇物に関する事。 7 福祉需要調査に関する事。 8 福祉サービスに関する事。 9 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。 10 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関する事。

福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査に関する事。 2 福祉需要調査に関する事。 3 災害援護資金等の貸付けに関する事。 4 福祉サービスに関する事。 5 被災者の相談業務（主に災害時要援護者対応）に関する事。
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査に関する事。 2 児童福祉施設の再開に関する事。 3 被災児童、園児の安否確認及び避難先調査に関する事。 4 被災児童のメンタルケアに関する事。
資源環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等の障害物の処理計画に関する事。 2 ごみ及びし尿の応急的収集及び処理に関する事。
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋被害状況調査に関する事。 2 復興対象地区の指定に関する事。 3 建築制限の実施に関する事。 4 応急仮設住宅の設置及び運営に関する事。 5 住宅の応急修理に関する事。 6 住宅取得の支援に関する事。 7 都市復興計画の策定に関する事。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等の障害物の処理計画に関する事。 2 用地の確保に関する事。 3 堤防、道路、下水道等土木施設及び区立公園等の施設の復旧に関する事。
会計管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の支給に関する事。 2 災害対策及び震災復興関係の予算等の経理に関する事。 3 現金及び物品の出納及び保管に関する事。
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び社会教育施設の再開に関する事。 2 被災児童、生徒の安否確認及び避難先調査に関する事。 3 被災児童、生徒への学用品等の支給に関する事。 4 被災児童のメンタルケアに関する事。 5 文化財の復旧に関する事。
選挙管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査に関する事。
監査部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策及び震災復興関係の予算等の経理に関する事。
区議会部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区議会との調整に関する事。

